

平成25年

双葉町議会会議録

第1回定例会

3月21日開会～3月28日閉会

双葉町議会

平成25年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (3月21日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に参加した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
議席の指定及び変更	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
議案第5号から諮問第1号までの一括上程	11
町長施政方針	12
提案理由の説明	15
議案第5号の質疑、討論、採決	19
議案第6号の質疑、討論、採決	38
議案第7号の質疑、討論、採決	40
議案第8号の質疑、討論、採決	41
議案第9号の質疑、討論、採決	42
散 会	42

第 2 日 (3月22日)

議事日程	45
出席議員	46

欠席議員	4 6
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4 6
職務のため議場に参加した者の職氏名	4 6
開 議	4 7
議事日程の報告	4 7
一般質問	4 7
羽 山 君 子 君	4 7
白 岩 寿 夫 君	4 8
谷津田 光 治 君	5 3
高 萩 文 孝 君	6 2
岩 本 久 人 君	6 7
菅 野 博 紀 君	7 5
散 会	8 7

第 7 日 (3月27日)

議事日程	8 9
出席議員	9 0
欠席議員	9 0
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	9 0
職務のため議場に参加した者の職氏名	9 0
開 議	9 1
議事日程の報告	9 1
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	9 1
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	9 1
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	9 3
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	9 3
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	9 4
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	9 4
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	9 5
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	9 5
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	9 6
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	9 7

議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	9 7
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	9 9
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	1 0 0
散 会	1 0 0

第 8 日 (3月28日)

議事日程	1 0 1
出席議員	1 0 2
欠席議員	1 0 2
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 0 2
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 0 2
開 議	1 0 3
議事日程の報告	1 0 3
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	1 0 3
発言の訂正	1 3 6
発言の取り消し	1 3 6
発言の取り消し	1 3 9
発言の取り消し	1 4 4
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	1 4 7
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	1 4 8
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	1 5 2
諮問第 1 号の質疑、討論、採決	1 5 3
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 5 5
閉 会	1 5 5

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

25 双葉町告示第3号

平成25年第1回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年3月4日

双葉町長職務代理者 副町長 井 上 一 芳

1. 期 日 平成25年3月21日（木）
午前10時

2. 場 所 加須市騎西総合支所3階議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 高萩文孝君
5番 清川泰弘君
7番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君
4番 菅野博紀君
6番 谷津田光治君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成25年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年3月21日（木曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 議席の指定及び変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告 閉会中の議員の辞職許可報告
閉会中の委員の選任報告
監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第 5号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第7 議案第 6号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第 7号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第 8号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 9号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第10号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 ふたばっ子教育支援基金条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 双葉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 双葉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 双葉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第17号 双葉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 双葉町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第20 議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 双葉町都市公園条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第26 議案第25号 双葉町下水道条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 平成25年度双葉町一般会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成25年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成25年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 平成25年度町長施政方針
- 日程第36 提案理由の説明
- 日程第37 議案第5号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第38 議案第6号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第39 議案第7号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第8号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第9号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回双葉町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

○議長（佐々木清一君） ここで休議します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議席の指定及び変更

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議席の指定及び変更を行います。

このたび当選されました白岩寿夫君の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、2番に指定します。

なお、これに伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更をします。高萩文孝君の議席を3番に、菅野博紀君の議席を4番にそれぞれ変更します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において6番、谷津田光治君、7番、岩本久人君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月15日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から

3月28日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から28日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長(佐々木清一君) 日程第4、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の辞職許可報告を行います。

去る2月13日、伊澤史朗君から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いが提出されました。地方自治法第126条の規定により、同日これを許可しましたので、ご報告いたします。

次に、閉会中の委員の選任報告を行います。

今回当選されました白岩寿夫君の所属常任委員会を、地方自治法第109条第3項及び双葉町議会委員会条例第7条の規定により、議長において産業厚生常任委員会に指名しましたので、ご報告いたします。

次に、監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(佐々木清一君) 日程第5、行政報告を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 平成25年双葉町議会第1回定例会行政報告。

平成25年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から2カ年が経過いたしました。これまで全国から町にお寄せいただいておりますご支援とご協力に感謝を申し上げます。また、震災、さらには避難中に亡くなられた方々の無念を思い起こし、改めてご冥福をお祈り申し上げます。

さて、私ごと、このたびの町長選挙において町民の皆さんの信任を受け、当選させていただきました。町は今さまざまな課題を抱えております。今後、町民の皆様方の生活再建のための賠償はもとより住宅や医療、健康対策を初め、一日も早い本町の復興、復旧に向けて決意を新たにして取り組む覚悟であります。これら課題の克服のためには、議会の皆様のご理解とご協力がなければ到底なし得な

いと考えております。今後とも、どうかご指導をよろしくお願い申し上げます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

昨年12月中旬から、全国各地の借り上げ住宅並びに親戚宅及び仮設住宅、避難所等で避難生活をしている町民の皆様方に、生活の一部として食料品の物資をお送りいたしました。今回の物質の発送については、世帯でも別々に避難生活を送っているため、避難生活戸数3,343戸に、町商工会に委託し順次発送いたしました。届けられた物資に、多くの町民の皆様からお礼の電話をいただきました。また、平成25年度も引き続き実施いたしたく当初予算に計上しましたので、よろしくお願いいたします。

1月5日は、郡山市のホテルにおきまして、「平成25年双葉町成人式」が挙行されました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難され、毎日つらい思いで避難生活を強いられている中、54名の新成人の皆様が出席されました。多数の来賓の方々を前にして、新成人者からはふるさとの復興に向けた意見が出されました。

1月12、13の両日、いわき市南台応急仮設住宅内で、双葉町の伝統祭事の「ダルマ市」が、双葉町消防団第二分団員の有志の方々でつくる「夢ふたば人」によって行われました。「ふるさとの誇りを絶やさず、未来につなごう」と、ダルマ販売や多彩な催しが開催されました。今回で2回目となりますが、両日とも天候に恵まれ、県内外に避難している町民の皆様や、近隣の方々が来場されました。また、植田町商工会及び植田勿来ボランティア団体などの出店をいただき、2日間で約5,000人の来場者でにぎわいました。これからも町民パワーを発揮していただき、町の伝統祭事が継承できるように、町としても支援をまいります。

1月19日から21日まで、いわき市を初め4方部において町政懇談会を実施してまいりました。懇談会の中心として、区域見直しと損害賠償、仮の町、中間貯蔵施設など、たくさんのご意見、要望をいただきました。昨年の東日本大震災及び原子力災害から2年が過ぎてしまい、町民の皆様には先の見えない避難生活で大変ご苦労されており、皆さんの要望にできるだけ早く応えられるよう、政府等に対して強く求めてまいりたいと思います。

町内の復旧に向けた取り組みについては、警戒区域内への公益及び一時帰宅に伴う立ち入り地区への連絡道路等の確保のため、福田廻羽鳥線ほか5路線の応急補修工事を実施しております。また、余震や降雨雪、強風等の影響で、一般町道等の路面確認のため、2月5日及び3月4日に調査を実施する等定期的な巡回を行い、立ち入りバス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めております。

現在実施中の7巡目の一時帰宅につきましては、これまでと同様に、事業者などの帯同も可能なマイカー及びバスでの立ち入りを実施しております。6巡目までの累計実績数は1万583世帯、2万4,441の方が一時帰宅を行っております。また、今回の7巡目の実績については、2月23日現在ではマイカーでの立ち入りが260世帯、636の方が立ち入りを行っております。今年度の一時帰宅は3月24日で終了となりますが、原子力災害対策本部の方針では、新年度の第8巡目は5月ごろになるものと思われまます。

東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、これまで平成23年度と平成24年度の合計で112件、3億3,500万円をお支払いしております。

また、双葉町地内の放射線量を町独自で測定を依頼し、その結果を福島県の放射線量集計システムを利用して公表を行っております。今後も引き続き各機関の測定結果並びに町独自の測定結果により、町内の汚染状況の把握に努めてまいりますので、今後も関係者各位のご協力をお願いするところであります。

役場仮庁舎の建築につきましては、2月20日に建築物確認済証を受けて着工をいたしました。建物構造は軽量鉄骨づくり、2階建て、建築面積は694.76平方メートル、延べ床面積は1,372.42平方メートルであり、現在は準備工事を経て本工事を行っており、6月上旬の完成を目指しております。

去る3月2日には、東日本大震災から2周年を迎えるに当たり、いまだに警戒区域である双葉町の下条地内において、津波に被災され亡くなられたご遺族の方々を初め双葉町議会議員の皆様、消防、警察関係者の皆様のご参加をいただき、双葉町追想式として慰霊碑の除幕式並びに追悼式を行い、復興への誓いを新たにしたところであります。

尿による内部被曝検査の実施につきましては、福島第一原発事故に伴い、町民の内部被曝への心配が依然としてあることから、検出限界値が低いとされる尿による内部被曝検査を実施することといたしました。昨年12月から実施し、730名の方が検査を受けられました。

39歳以下の方の甲状腺検査についてですが、双葉町では、全国に避難されている39歳以下の町民を対象として、医療機関の全国組織に検査を委託しております。その組織の実施可能な加入医療機関で、昨年12月から検査を実施しております。

健康手帳につきましては、福島第一原発事故で大気中に放出された放射性物質による被曝と健康被害との因果関係を明らかにするための大切な記録を残すことを目的としております。平成23年3月11日現在、双葉町に住所を有した方に2月末から順次発送を行い、3月中旬に発送を完了したところです。

ホールボディーカウンターによる町民の方の内部被曝検査についてであります。3月8日現在で2,498名の方が受験されております。内訳ですが、福島県が一昨年からは実施している検査で1,503名、双葉町が協定を結んでいるひらた中央病院での検査で208名、双葉町が旧騎西高校で昨年8月1日から実施している検査で787名の方が受験されております。双葉町では現在、随時検査の受け付けと検査を行っております。

これまで国の原子力災害対策本部と協議を進めてまいりました双葉町の避難指示区域並びに警戒区域の見直しにつきましては、先月中旬に見直し案が提示され、これを受けて双葉町議会への説明、行政区長会での説明を経て、国主催による住民説明会を開催していただき、県内6市を初め延べ10カ所、951名の出席をいただき、数多くの意見をちょうだいいたしました。

なお、見直し案で避難指示解除準備区域となっております両竹地区、浜野地区につきましては、第

2回目の説明会を今月16日に開催させていただきました。

原子力事故からの生活再建の難しさと賠償責任について、今後も東京電力株式会社はもとより、国の各方面へ強く訴えてまいりますので、よろしくご支援をお願いするものであります。

双葉町復興まちづくり計画案については、その策定に向けて、双葉町復興まちづくり委員会において精力的な審議が進められております。委員会はこれまで9回開催され、双葉町復興まちづくり計画の基本的な考え方、「仮の町」を中心とした当面の生活拠点のあり方、双葉町の帰還に向けた条件や町の土地の復旧、復興のあり方、双葉町の歴史、伝統、文化の継承や、現在及び将来にわたるコミュニティの維持のあり方などについて議論を重ねてきております。2月6日の第9回委員会において、双葉町住民意向調査の調査結果と、「7,000人の復興会議」における町民の意見、提案の取りまとめの報告を行いました。現在、住民意向調査及び「7,000人の復興会議」における町民の意見、提案について計画案に反映できるよう整理、分析をしているところですので、その結果を踏まえて、委員会において計画案の取りまとめの審議に入っていただきたいと考えております。委員会には5月ごろをめどに計画案の取りまとめをいただきたいと考えており、委員会から町長に対して復興まちづくり計画案の報告があった後、町議会や町民の皆様の意見を伺った上で、双葉町復興まちづくり計画を決定したいと考えております。

双葉町住民意向調査について、その結果の概要を申し上げます。昨年12月20日から本年1月8日にかけて、双葉町、福島県、復興庁との共催で、中学生以上の双葉町全住民を対象に双葉町住民意向調査を実施いたしました。今回の住民意向調査は、町外における生活の拠点のあり方など、今後の双葉町の復興を検討する上で必要となる町民の皆様の意向を把握し、避難生活中の生活環境の整備や長期避難者に対する施策の具体化のため調査を実施したもので、回収人数が3,710人、回収率は59.0%となりました。

調査結果の主なものでは、まず生活再建の場所を選択するに重視する条件として、「放射線量が十分に低いこと」、「希望する形態の住宅が確保されること」が回答者のそれぞれ約4割を占めております。

また、仮の町に対する考え方として、「仮の町に移り住みたい」が全体の約7%、「現時点では判断できないが、仮の町の具体的な姿が示されれば移り住むことを検討したい」とする方が全体の約半数いる一方で、「仮の町ができて仮の町に住むつもりはない」方も約4割おられました。

さらに、双葉町への帰還については、「自宅の補修・再建・インフラの復旧が終わればすぐに戻りたい」、「条件を整えば戻りたい」を合わせて帰還の意向を持つ方が回答者の約4割、「現時点でまだ判断がつかない」が約3割となる一方で、「そもそも双葉町へ戻りたいとは思わない」とする回答も約3割ありました。

復興まちづくり計画案の策定に当たり、町民の皆様の意向が十分に反映された計画とするため、「7,000人の復興会議」を昨年8月から実施してきました。ワークショップ形式の会議、インターネ

ット会議、まちづくりマイノートの配布という3つの手法を用いて、丁寧に町民の意見、提案の吸い上げに努めたところ、1月までに延べ1,110名の町民から6,563件の意見をいただきました。復興への思いから、今後住みたい場所の考え、コミュニティーの維持に向けた考えなど、単なるアンケート調査では得られない、多様で示唆に富む町民の率直な意見、提案が得られました。「7,000人の復興会議」で得られた意見、提案は先ほどの住民意向調査とあわせて整理、分析をしているところであり、今後これらの町民の意向、意見、提案を踏まえて、復興まちづくり委員会において双葉町復興まちづくり計画案の取りまとめをいただきたいと考えております。

原子力損害賠償については、昨年7月の新しい賠償基準の公表以降、双葉郡8町村が連携して、国、東京電力に対して財物賠償の早期実施を求めてまいりました。2月26日には、土地、建物に関する賠償請求手続の一環として、町から土地、建物の固定資産税の納税義務者に対して固定資産課税台帳登録事項別明細書を送付しました。納税義務者がこの明細書を東京電力に直接送付することにより、東京電力による賠償額の算定が可能になり、具体の賠償請求手続が開始されることとなります。しかしながら、土地のうち田畑、山林の賠償基準や、地震、津波被害を受けた建物、家財の取り扱い、登記未了物件の取り扱いなどが決まっておりません。双葉郡8町村と連携して、国、東京電力に対して、これらの未了事項を早期に解決し、一刻も早く町民の皆様の財物賠償が進められるよう求めてまいります。さらに、賠償基準はあくまで最低基準を定めたものと理解をしております。そのため、東京電力に対して、町民の皆様の被害実態に沿った賠償を進めるよう求めるとともに、福島県、双葉郡8町村など被害自治体と連携して、国と東京電力に対して原子力損害賠償基準の改善を引き続き求めてまいります。

また、避難生活に伴う精神的損害の取り扱いや、土地、建物、家財の賠償など、賠償が本格化するにつれて法律の専門家の支援が必要になると考えられますので、今後も双葉町弁護士との連携を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、原子力損害の完全賠償と町民の皆様への早期支払いを強く求めてまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の制定が9件、条例の一部改正が7件、平成24年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が5件、平成25年度一般会計予算及び特別会計予算が7件、諮問が1件、合わせて29件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第5号から諮問第1号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第5号から日程第34、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から諮問第1号までを一括上程いたします。

◎町長施政方針

○議長（佐々木清一君） 日程第35、平成25年度町長施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 平成25年第1回双葉町議会定例会、町長施政方針。

第1回双葉町議会定例会が開催されるに当たりまして、私が町長就任後、初議会となりますことから、平成25年度の町政運営に対します所信を申し上げ、議員の皆様を初め、広く町民のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

今月の10日に行われました双葉町長選挙におきましては、議員の皆様を初め多くの町民の皆様方から温かいご支援とご厚情をいただきまして当選の栄誉を賜り、ここに深く感謝を申し上げるものであります。今ここに登壇いたしまして、改めて町政を預かる者の責任の重さを痛感しているところでございます。

このたびの選挙を通じて、多くの町民の皆様、団体等の皆様の考えを伺うことができました。

今、双葉町は東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故から2年がたちました。巨大地震と大津波、原発事故との複合災害により、双葉町再生の道は険しく、まだまだ長い年月がかかるものと思われまます。

震災後において亡くなられた方々が本年2月末現在で192人、行方不明者は1人、このうち不自由な避難生活で亡くなった災害関連死の方が3月8日現在で112人であります。今も全町民が県内外で避難生活を強いられています。改めて犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に対し衷心よりお見舞いを申し上げます。

これからのまちづくりの思いを改めて検証し、双葉町の復興を加速させるため、町政に反映すべきものについては積極的に取り入れてまいりたいと考えております。私にとりまして町政運営は初めてであります。町民が主役であること、公平公正であること、わかりやすい町政であることを常に心がけ、町の復興並びに町政運営には職員と一丸となって全力で取り組む決意であります。

町長就任後わずか10日余りではありますが、差し迫った課題が山積していることを実感し、判断すべき課題の多さに身を引き締めているところであります。そして、目の前の諸課題を解決していくためには、常に町民の皆様の声に耳を傾け、町民の側に立った行政が最も重要であることを肝に銘じております。何とぞ、議員各位におかれましては、災害復興と確実な町政運営が推進できますようご指導いただくとともに、格段のご理解とご協力、ご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

就任して間もない私ではありますが、町政運営に対する私の基本的な考えを述べさせていただきます。

私は、選挙期間を通じ公約でもありますが、町民の皆様が幸せに安全で安心して暮らし続けられるよう努力してまいりる所存であります。その1つが、町民の方々が全国の各市町村に避難されており、いろいろと支障が出ているようでありますので、少しでも解決できるよう、各市町村と連携強化を図ってまいります。また、避難区域再編の一律賠償実現に向けて、国と協議をしてまいります。次に、仮の町、町外コミュニティーを整備し、住環境の充実に努めてまいります。そして、町立幼稚園、小学校、中学校の再開を含め、早急に教育環境を整えてまいりたいと思います。さらに、原子力発電所立地町村の合議事項は、双葉郡内各町村と連携して協議してまいります。

双葉町復興のため、議員の皆さんから協力をいただき、町民の立場や考えはそれぞれ異なるかと思われませんが、美しく豊かな「ふたば」を取り戻したい思いは皆同じはずです。心の分断や対立を抱いていては前進はありません。強いきずなと苦難に負けない強い精神で、将来を担う子供たちのために全身全霊を注いでまいります。

職員各位には、災害業務と通常業務を遂行するため日夜努力されています。中には健康を害されている者も見受けられますが、町の運営には職員力が基本であります。何といたっても健康が第一でありますので、自己管理に十分留意され、業務に当たっていただきたいと思います。また、常にコスト意識とサービス向上を目指し、町民からの信頼と期待に応えられる組織となるよう、その能力を最大限発揮してもらいたいと考えております。町民の皆様から町政運営の負託を受けたことを厳格に受けとめて、災害復興から豊かなまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、平成25年度一般会計及び特別会計の予算の概要について申し上げます。

平成25年度双葉町一般会計歳入歳出予算の総額は45億円で、前年度比3億800万円、7.35%の増となります。

歳入について申し上げます。

町税は12億4,935万7,000円で、前年度比3億7,435万2,000円の増額を見込んでおります。町民税の個人分が2,115万6,000円の増額、固定資産税が3億5,480万円の増額となっております。

地方交付税は7億690万円で、うち震災復興分を含む特別交付税は5億690万円で、前年度比4億5,690万円の増額を見込んでおります。

国庫支出金は11億897万4,000円で、民生費国庫負担金や電源立地地域対策交付金の増などにより、前年度比6,270万5,000円の増額。

県支出金は3億5,837万2,000円で、国民健康保険基盤安定県負担金の増や電源立地地域対策交付金の減など、合わせて前年度比1億5,315万6,000円の減額を見込んでおります。

繰入金は、公共用施設事業運営基金や東日本大震災復興基金などからの繰入金6億4,505万5,000円を計上し、各種事務事業に充当してまいります。

町債は、臨時財政対策債1億8,970万円、前年度比960万円の減額を見込んでおります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度比113万2,000円増の6,187万5,000円となります。「議員だより」の印刷製本費などを増額いたしました。

総務費は、前年度比3億9,969万7,000円増の11億2,500万6,000円となります。ふるさと絆通信作成業務委託料や双葉町復興事業計画策定業務委託料、いわき市に整備を進めております双葉町役場仮庁舎の整備及び維持管理に係る経費、参議院議員通常選挙執行経費などを計上いたしました。

民生費は、前年度比6,924万2,000円増の10億7,898万3,000円となります。国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、緊急通報装置貸与事業委託料、仮設住宅等自治会運営補助金などを増額し、また、新たに全国に避難されている町民の皆様の心身の健康保持を図るための健康支援事業委託料や、高齢者の福祉増進を図るための高齢者等サポート拠点設置事業委託料などを計上いたしました。

衛生費は、前年度比1億5,912万7,000円減の2億4,312万4,000円となります。尿による内部被曝検査業務委託料や甲状腺検査業務委託料などを計上しております。

労働費は、前年度比6万4,000円減の7,710万3,000円となります。平成25年度も緊急雇用事業を実施してまいります。

農林水産業費は、前年度比1,256万9,000円減の1億1,113万7,000円となります。新たに水田農業改革支援事業に要する経費を計上いたしました。

商工費は、前年度比10万5,000円減の4,441万円となります。双葉町商工会振興補助金を増額いたしました。

土木費は、前年度比2,243万4,000円減の3億6,733万8,000円となります。新たに町道等被災箇所調査委託料を計上いたしました。

消防費は、前年度比1,709万8,000円増の1億5,902万2,000円となります。双葉地方広域市町村圏組合負担金などが増額となっております。

教育費は、前年度比2,196万9,000円減の1億7,773万2,000円となります。避難生活を余儀なくされている幼児、児童生徒に係る幼稚園就園奨励費補助金や要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、またコミュニティー活動を推進するための婦人学級や健康生活学級の開催経費、盆踊り事業補助金、成人式実行委員会助成金などを計上しております。

公債費は、前年度比5,073万9円減の3億4,188万9,000円となります。

諸支出金は、前年度比6,922万8,000円増の6億6,484万円で、将来の行政需要に対応するため、財政調整基金や公共用施設事業運営基金などへの積み立てを行ってまいります。

予備費は、前年度比1,821万円増の4,714万1,000円となります。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出予算総額13億3,201万1,000円で、前年度比3億800万4,000円の増となります。歳入は、療養給付費等負担金や財政調整交付金などの国庫支出金や、保険基盤安定費

に係る一般会計繰入金などが増となっています。歳出では、一般被保険者療養給付費などの保険給付費や共同事業拠出金などが増となっております。

公有林整備事業特別会計は、歳入歳出予算総額592万9,000円で、前年度比14万7,000円の減となります。

公共下水道事業特別会計歳入歳出予算は、歳入歳出予算総額3億3,509万8,000円で、前年度比505万9,000円の減となります。歳出のうち公債費は、前年度比499万円減の3億2,405万8,000円を計上しております。

工業団地造成事業特別会計は、歳入歳出予算総額13万1,000円で、前年度比1,000円の増となります。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算総額7億2,639万2,000円で、前年度比1億570万5,000円の増となります。歳入は、介護給付費に係る国庫支出金や一般会計からの繰入金などが増となっております。歳出では、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費等の保険給付費などが増となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算総額6,384万9,000円で、前年度比555万7,000円の増となります。歳入は、被保険者からの保険料と一般会計からの事務費及び保険基盤安定繰入金が主なものであります。歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

今後の町政運営に当たりましては、議会並びに町民の皆様との対話を重視し、町振興のために邁進したいと考えておりますので、ご協力、ご支援をお願いいたします。

以上申し述べて、施策の方針といたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で平成25年度町長施政方針を終わります。

◎提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 日程第36、提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第5号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億8,027万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は55億6,424万1,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、町民税等の増収により、6,941万円の追加となりました。国庫支出金及び県支出金につきましては、電源立地地域対策交付金の県補助金から国庫補助金の振りかえなどにより、国庫支出金が1億2,965万3,000円の追加となり、県支出金は1億9,385万7,000円の減額となりました。寄附金は、ふるさと応援寄附金及び教育費寄附金の増により、2,931万1,000円の追加となりました。繰入金は東日本大震災復興基金及び復興まちづくり基金からの繰入金、合わせて3億2,725万4,000円の減額、諸収入は冬期インフルエンザ小児用予防接種助成金などの増に

より304万円の追加となりました。

次に、歳出であります。事務事業の確定等により、多くの科目で減額補正となりました。諸支出金は、東日本大震災復興基金などへの積み立てを行うため、1億9,107万7,000円の追加となりました。

また、債務負担行為補正として双葉町役場仮庁舎賃貸借の限度額を3億円から2億5,000万円に減額し、繰越明許費として双葉町役場仮庁舎整備事業4,619万3,000円を計上いたしました。

議案第6号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ5,930万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は11億8,147万8,000円となります。

歳入の主なものは、災害臨時特例補助金の減などにより国庫支出金が7,804万3,000円の減額、保険基盤安定費などに係る一般会計からの繰入金が2,414万6,000円の追加となりました。

歳出の主なものは、滞納管理システムデータ移行委託料の減などにより総務費が265万9,000円の減額、保険給付費が283万円の増加、後期高齢者支援金等が1,367万2,000円の減額、共同事業拠出金が541万2,000円の増加となりました。

議案第7号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ125万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は3億3,893万4,000円となります。

歳出が事務事業の確定により、公共下水道事業費が125万9,000円の減額となり、歳入の一般会計からの繰入金も125万9,000円の減額となりました。

議案第8号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ6,652万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は9億4,965万4,000円となります。

歳入は、保険給付費の増加に伴い、国庫支出金2,740万2,000円、支払基金交付金3,491万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、介護サービス等諸費など保険給付費6,208万9,000円などを追加いたしました。

議案第9号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。今回の補正は歳入歳出それぞれ10万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額は2,367万円となります。

歳出が総務管理費10万2,000円の減額となり、歳入は事務費に係る一般会計繰入金が10万2,000円の減額となりました。

議案第10号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてであります。これは東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担の軽減を図るものであります。

議案第11号 ふたばっ子教育支援基金条例の制定についてであります。これは東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により避難生活を余儀なくされている双葉町の幼児、児童生徒の就学、就園並びに生活の支援に資する事業及びきずなの維持、発展に資する事業に要する資金を積み立てるため、基金を設置するものであります。

議案第12号 双葉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。平成24年5

月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき制定するもので、町の対策本部組織などについて規定するものです。

議案第13号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、基準を町が条例で定めるため、条例を制定するものであります。

議案第14号 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、基準を町が条例で定めるため、条例を制定するものであります。

議案第15号 双葉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条の規定により、公園施設の設置に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第16号 双葉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、道路構造の基準について地域によって異なる必要性に的確に対応するため必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第17号 双葉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、双葉町町道に設ける道路標識のうち案内標識、警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法及び文字の大きさを地域の実情に応じた細やかな対応が可能となるように、道路標識の寸法を定める条例を制定するものであります。

議案第18号 双葉町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する道路移動等円滑化のために町道の構造に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災に対処するための特例措置として、災害援護資金の貸し付けに当たって、被害を受けた世帯の所得算定は平成21年の所得（平成22年度分の市町村民税課税所得）とされておりますが、今般の政令改正により、当該震災による被災世帯の所得の状況をより反映するために、特例として、被害を受けた年である平成23年の所得（平成24年度分の市町村民税課税所得）が平成21年の所得を下回る場合は、これにより算定することを可能とする改正を行うものであります。

議案第20号 双葉町介護保険条例の一部改正についてであります。平成25年3月に策定した第5期介護保険事業計画に基づき、保険料率等の改正を行うものであります。

議案第21号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正につい

てであります。東日本大震災及び原子力災害の影響により、原子力災害対策特別措置法により避難を余儀なくされるなど被害を受けた介護保険法第9条第1項に規定する第1号被保険者が納付すべき介護保険料の減免期間を平成26年3月分まで延長することにより、被保険者の負担軽減を図るものであります。

議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、土地改良法の改正に伴い、条例の改正を行うものであります。

議案第23号 双葉町都市公園条例の一部改正についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、都市公園法第3条及び第4条の規定により、都市公園の配置、規模に関する技術的基準及び公園施設の設置基準を定めるため、改正を行うものであります。

議案第24号 双葉町営住宅条例の一部改正についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、公営住宅法が改正されたため、これまで国が定めていた公営住宅の整備基準や入居できる収入基準を町の責任で定めることとされたことに伴い、双葉町営住宅条例の改正を行うものであります。

議案第25号 双葉町下水道条例の一部改正についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、下水道法第7条及び第21条の規定により、構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定めるため改正を行うものであります。

議案第26号 平成25年度双葉町一般会計予算から議案第32号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由につきましては、施政方針の中で触れさせていただきましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。倉田美佐子氏は平成21年から人権擁護委員として町民の人権擁護に尽くされてまいりました。氏は長年小学校教員として教育現場に携わり、また心の教室相談員としての経歴もあり、現状として町は困難な状況にありますが、これまでの経験を生かした活躍を期待し、再任として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。ご同意方よろしくお願いいたします。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(「議長、議事進行」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) ただいま議案の提案がありましたが、先ほど町長の施政方針の中で読み上げられました公債費の額が予算の額と違っておりますので、どちらが正しいのか、そこをまずはっきりさせていただきたいと思っております。

○議長(佐々木清一君) 暫時休議します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの町長施政方針でお話いたしました公債費の件であります。谷津田議員のご指摘のありました公債費、前年度比5,073万9円と話しましたが、前年度比5,073万9,000円の減とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 施政方針を直せと言っているのではないです。予算書のほうが正しいのか正しくないのかと聞いている。ですから、これは直してもらったって、何にもならないです。予算書です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 予算書のほうが正しいです。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

ここで10分間休議します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第37、議案第5号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 一般管理費の委託料の役場機能移転検討に係る事務委託料100万円の減額ですけれども、当初もこれ100万円の予算を組んでいたのですけれども、この100万円の減というのは、この委託料というのは一体どういう効果を示す委託料だったのか。その減になった理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 岩本議員の質問に回答申し上げます。

当初100万円でございます。これにつきましては、役場内部で課長会を中心に検討委員会を設置いたしました。その中でいろいろ、場所の選定から、内部のシステムをどうするかというようなことを協議してまいりました。この中で当初、その中で専門的な部分があれば委託したいということで予算をいただきましたが、その後、12月議会の中において支援業務ということで別な項目で予算をいただきました。その中で種々検討をさせていただいているということから、この項目については減額をさせていただいたというような状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 当初、必要に応じて外部のほうに委託をするということで、役場庁内でそういう委託要望を行ったということですが、直接的に今回役場機能移転が3月、年度内というふうなことだったわけですが、それが大幅に遅れたというふうなことで、それには、そういう庁内の検討委員会を持ってる進めてきたという中で何か原因はあったのかどうかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 岩本議員の再度の質問にご回答申し上げます。

先ほどの庁舎検討委員会の中でも進めてまいりましたが、当初3月末ということでございますが、いわゆるリース業者等々の設定等が若干遅れたということもございまして、その辺は内部的な事務の進行、進捗が管理されていなかったということをおわびを申し上げたいと思っておりますが、その辺がなかなか定まらなかったということもありまして、6月の中旬のほうにずれ込んだということになったものでございます。おわびを申し上げたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） では、済みません、同じことで質問させていただきます。

つまりこの役場機能移転が3月下旬までやるということは、実際にはいつごろ、これ遅れるということがわかったのかなというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員の質問にご回答いたします。

業者の選定が12月の末ということにずれ込みました。そんな関係で、その時点でちょっと難しいというふうなことで、内部、庁舎検討委員会の中でもそういうふうな説明をさせていただいているというふうな状況です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） この仮庁舎に関してですが、まず6の12も追加補正があります。この決定、仮庁舎を町につくることの決定がいつなされたのかをとりあえずお聞きしたいと思います。広域圏組合は事務所をいわゆる広野に再度移転したという事実が、4月1日から事務が始まります。我が双葉町、仮庁舎をいわきにつくることに決定したのであれば、公告式条例、広域圏ではもうこの前の議会で議決されました。我が双葉町はなぜか、仮庁舎の建設にかかっているにもかかわらず、それらの事務がまだ決まっていないですね。ですから、ここに仮庁舎掲示板設置工事が追加されて、私、ちょっと1年3カ月、落第していたものですから、この辺の状況よくわかりませんが、ここに予算が追加補正されたということは、この項目は多分以前の予算にあったのかと思います。いわきに移転すると決定したのはいつなのでしょう、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

役場庁舎の移転に伴って、今後の事務機能の場所の選定ということになってくると思います。これについては、今後議案として条例の改正ということを出てくるかと思っています。ご提案を申し上げるようになると、事務方ではそう認識しております。ただ、いわき市への移転ということについては、昨年度の9月議会の中で正式に議案としてはないものの、いわきへ行くというようなことで、それで進めるということで認識をしているところであります。

以上であります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） この前職務代理者からの連絡もいただきました。いわきに決定したというような文言が書いてありました。ですから、いつ決定したのか聞きたいと私は質問したのです。町長は当然、議員の副議長でいたのですから、その辺も前町長とのやりとりの中で、いつ決まったのかということは十分認識していると思っております。ですから、今回は予算書に出てきました。でも、去年も出ているのですね。補正が上がってきているということ。ということは、いわきに役場事務所、どうなるのか、町長執務室も一緒に持っていくのかどうかはわかりませんが、いわきにつくるということが決まったのでしょうか。決まらなかったら、なぜ予算計上されて工事が始まっているのか。この辺がよく私もまだ理解していません。一応決めました。はい、工事にかかります。調査委託料もとりました。委託かけたら、地盤が軟弱だった。はい、追加工事やりました。そのような手順でいくとすれば、仮庁舎をいわきにつくることが決まっていなくてまずいのではないかと思うのですよね。そうでなかったら、前町長と議会との対立なんて新聞紙上にあんな大々書かれる必要はないのですと私は思っているのですが、町長、いつこれ、いわき仮庁舎建設決定したのですか。わかるはずです。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 昨年の9月の定例会の中で、議案としては出ておりませんが、決まったように認識しております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 何かはっきりしないですよ。これ、やっぱりある中部圏の団体自治、執行部で決められるもので決めましたというのだったら、実はそれはそれでいいのです。住民自治として考えるのではなく、団体自治の権限で決めましたというのであれば、それはそれで、町長が決めたのだから、それでいいのですけれども、何か町長と議会の対立とあれほど騒ぎが大きくなって、それで町長は、施政方針にも、遅れたという文言が出てくるわけです。やはり物事を進めるのであれば、それに予算が伴うのであれば、やはり決めることは決めて、それに金を使うというようなやり方が私は自治体のやり方のような気がするのです。

これから事務整理していくって、もう4月ですよ。6月半ばに越す予定ですから、6月に、ではすぐ決めましょうか、条例も決めますかというような段取りでは遅過ぎるのではないですか。別に施行日が6月だっていいわけですから。

やっぱりハードもソフトも一緒に進まない、役場としては、自治体としてはおかしいのですよと私は思うのです。あと何日も過ぎないうちに、もう年度は25年度に入るわけですが、そしたら、今仮庁舎をつくっています。条例の制定はまだできていません。だったら、どういうことなのですか。ぎりぎりになってから条例出して、もしうまくいかなかったら、今建設中の仮庁舎と言われているものが無駄になるような気がするのですよね。つくってから、条例は、必ず提案には賛成してくれよというふうなことになりませんか。何か私は遅いような気がするのです。

実はこの前、ちょっと都合があって広域圏の議会は出なかつたけれども、菅野君と2人で出ました。公告式条例の一部改正をやりました。広域圏でやっているのなら、何で我々双葉町はできないのかなというような感じを受けて、そんな、仕事としては遅いなという感じがしていたわけです。だって何日ですか、あと年度かわる。もしかしたら、4月1日からやれるというような段取りで進んでいたはずです。この辺なんか町長はどう考えるのか。当初は4月1日からと、いわきの役場、支所とか仮庁舎とかいろんな言い方がありましたけれども、そこがやれるはずだったのが、ただ、条例もこれいじっていないです。遅くありませんか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今谷津田議員から指摘ありましたように、今後そのようなことのないように対応してまいりたいと思います。

なお、補足を総務課長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にお答えいたしますが、役場庁舎の完成予定が6月

上旬ということであります。当然完成と同時に事務の執行をそこで行っていくということでございますので、当然必要な所要の条例の改正は、その前に、直前ということにはならないかと思ひます、事前に議会の皆さんとも相談をしながら条例の改正を提案をさせていただくというような手続になるかと思ひますので、ご理解をいただければと思ひます。

(「6番」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 一応3回終わったのですけれども、要望でいいですか。

(「議長」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 一括でお願いします。

(「じゃ、休議」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時37分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

今、6番の谷津田議員のほうから3回の質問がありましたが、やはり答弁が足りないという部分がありましたので、議長の判断によって再度町長のほうから答弁をお願いします。

町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) ただいまの谷津田議員の質問に、総務課長に説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) それでは、谷津田議員の質問に再度お答えしたいと思います、当初4月からというような予定でございましたが、6月にずれ込んだというのは事務方の不手際ということで、大変申しわけなく思っております。

ただ、4月、5月ということでの事務ですが、これまで埼玉支所で行っていた業務は残ります。その辺の業務の兼ね合いもございませう。それらとあわせて総合的に、やはり人員の配置等もございませうので、それを考えた中で新しい組織を再建していきたいということもございませう。そういうことから今回の議会のほうには提案はしていないということでございませうので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

(「議長、それは大事なことですから、もう一回、6番」「休議」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

総務費、その他ありませんか。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 企画費の13節委託料の復興まちづくり計画策定業務委託料なのですが、これだけ減額しているということは、3,000万円、3,176万6,000円、当初からの1億円とったと思うのですが、減額したから今年度中にできないという話ではないと思います。他町村の話をするわけではないのですが、双葉町は復興計画もできていません。できないのであれば、切りかえても復興計画を直ちに策定しなくてはならないと思いますが、この減額理由ですか、何で減額になったのか。減額して3月末にできなかったというのはちょっとおかしいのかなと思うので、そこらに対してちょっとお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 企画課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 菅野議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、当初予算で1億円委託料を計上させていただきました。しかしながら、この事業は国の東日本大震災復興交付金を使って実施をしているものでありますけれども、復興交付金の当初配分が国のほうの査定によりまして事業費として約6,900万円分しか当初認められませんでした。ということから、まず当初の契約におきましては、6,823万3,000円ということで契約をして事業をスタートいたしました。この時には、査定の原因は、復興のワークショップ等々の回数が査定をされて、国からの交付金が減額をされております。それで、まずそれでスタートさせて、議論させていただきまして、その後国のほうから追加配分が昨年年末ありましたけれども、既に事業のほうについてはワークショップ等々で町民の意見を聞く機会というのは十分担保されているということから、追加の執行はせずに、当初の6,823万3,000円の契約の中で十分に事業は遂行できているものと考えております。その意味では、今回のこの3,176万6,000円の減と、特にこの復興まちづくり委員会における計画の取りまとめが遅れたというのは関係はございません。

復興まちづくり委員会の検討につきましては、その後復興庁と共同で行いました住民意向調査の結果の分析、またこの7,000人の復興会議の意見の分析というものをするのに少々時間がかかるということで、委員会のほうで3月の取りまとめから5月ということをお願いした次第でございますので、委員会での計画案の取りまとめが遅れたこととこの委託料の減額というのは関係はございません。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 関係はないと言いますが、国の交付金報告等東日本のがありますけれども、計画がちゃんとなされていないのかなと思います。私も委員会に何回か参加させていただきました。その中で、本当に町民の意見を吸い上げた委員会なのかどうなのかというのが途中で不安にな

ってきました。減額して、また新たに別の名目とか次年度予算、当初予算にも入っていますけれども、これを進めることがちょっといいのか悪いのか。切りかえる時期に来ているのではないかなと思います。本当に復興計画等をつくるためのあれであれば、ちょっと話が飛んでしまいますけれども、これだけ減額するのであれば、ちゃんとした復興計画を直ちにつくるのが僕はふさわしいと思います。5月とか、そういうふう待つよりも、5月から待ってスタートするよりも、次の段階に入る時期だと思えるのですけれども、新町長のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいま菅野議員のご質問ですが、この復興計画につきましてではありますが、まずその考えを、素案を示していただかないと、その6,800万円の予算が無駄になってしまうのではないかと懸念を持っております。その後、継続するかどうかということにつきましては、その素案が出てこない以上、まだその判断は難しいなと思っております。

その事業費に関してではありますが、3月29日をもって終了いたしますので、その後のことに関しましてはいろいろと検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） まず、災害救助費で16ページの一番上ですが、これGM管の点検校正7万2,000円とあるのですが、これ、以前にも質問したことがあるのですけれども、町で以前から持っていたものの校正だと思えるのですが、これがいわゆる活用されているのかどうか。どなたがサーベイするのか。以前も質問した記憶があるのですけれども、これ線量の公表している、先ほど町長申し上げましたけれども、有資格者でないと交渉はなかなか信用できないですね。だから、7万2,000円ぐらいの校正費ですから、以前から役場にあったものかと思うのですが、これ有効に活用されているのかどうか。

それから、19の負担金、補助金の仮設住宅等自治会運営費の補助金の減額ですが、つくばの公務員住宅はみなし仮設ということで位置づけられていると思うのですけれども、これらにも十分自治会の補助金が行き渡っているのかどうか。使い道についてどのような指導をされているのか。以前から街灯、防犯灯の修理費で総務課長にお願いしておりましたけれども、ついにはちがきませんでした。双葉町にいるときには街路灯、防犯灯は、経路は違いますけれども、もともと役場で予算から出ておりました。これは商工会に行ったり、直接町が支払いしたりというような使い方だったのですけれども、街路灯、防犯灯については、やはり自治会に任せるというのも大変だと思うのです。ですから、自治会に任せるとすれば、やっぱり補助金なりがあってしかるべきと思うのですが、これなかなか面倒だったような気がするのですけれども、なぜこれ、予算これだけ減額するほどあっていて、そういう対応ができなかったのかということも、この2点について、町長お尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問に、GMサーベイメーターの使い方とか使用頻度とか、検査する人間に関して資格を求めるのかどうかの話もありました。このことにつきましては、住民生活課長に説明させます。

仮設住宅等自治会運営費補助金の減額についての説明は、大橋支所長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 谷津田議員さんの質問にございました今回の補正をお願いしていませんGM汚染サーベイメーターの点検校正手数料ですが、この分の補正につきましては、前年度に購入いたしました貸し出し用のサーベイメーターで、一般の方にもご利用いただいております。現在福島支所と埼玉支所に配備して、使用予約を受け付けて、これを貸し出して利用していただいております。今回の補正につきましては、サーベイメーターの年に1回の校正が望ましいというふうな放射線協会等の定めもございますので、一応これに従って、貸し出し用のサーベイメーター全台について校正を現在実施しておりますが、その中で若干当初見込んだものよりも消耗品の交換についてちょっと高額になったものがございます。中には、貸し出しの中でGM管自体が破損した事例もございます。そういったものに関する補正をお願いしております。

それから、双葉町内の放射線量の測定につきましては、専門の資格を持った事業所さんに委託してこれを測定しております。こちらにつきましては、データがかなりの量になりますので、インターネットのほうの福島県内の市町村独自測定結果のサイトのほうで公開させていただいております。

○議長（佐々木清一君） 大橋福島支所長。

○福島支所長（大橋利一君） 谷津田議員のご質問にご説明いたします。

自治会補助金の減額でございますけれども、これにつきましては県内含めましてなるべく多くの方々に自治会のほうに加盟していただいて、速やかに連絡を、情報等の提供を、1戸当たりのということと考えていただいて、機会があるときそういった組織を運営して、立ち上げていただきたいということやってございまして、一部予定していた自治会、借り上げ等、まだ立ち上げていないということなので、そういったものを含めて余分に予算計上させてもらっておりますので、その分の精算で減額させていただいたということでございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） サーベイメーターは、今これ校正の予算なのですけれども、今貸し出し用とまでの答弁ですので、埼玉、福島両支所で何台ぐらい貸し出しあるのかを教えてください。

それから、今の自治会の補助金の、これは私らのつくばの並木の自治会は何度か電気、街灯の補修代で総務課長と話し合わせていただきました。だから、今の答弁だと、全く自治会そのものの、福島支所で扱っている自治会の話しか答弁としては入ってきませんので、やっぱり総務課長、少しこの辺掘り下げて、25年になったらそういうものも見てくれるようなはからいをしていただけるのか。最後までそれは別ですよというのか。最終的には電気料、工事費は自治会の補助金で賄ってもいいと

というようなことに決着しましたけれども、自治会は本当の純然たる自治会の補助金であって、やっぱり街灯、防犯灯、これの修繕費は、自治会の補助金から使えるということではちょっと使い方の趣旨が違うような気がする。これ、本当にだめなのか、いいのか。余りあとは出てこないと思うのですよね。入っていないところが入りましたので、壊れていたところがあったというような状況だったので、これからはそれほどいっぱい壊れるというようなことは出てこないような気がしますけれども、やはりいずれ後で出てきます仮設が、保守管理、電気料は出てくると思うのですけれども、ただ、みなし仮設でもやはり同じ扱いしてもらわないと、町長の施政方針でないけれども、公平にやるものね、町政は。そういうことを踏まえて、もう一度答弁していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまの谷津田議員のご質問にお答えさせていただきます。

街灯、防犯灯等の費用に関して自治会補助費として使用するのにははかばかしくないではないかということだったと思うのですが、その費用に関して他の仮設住宅等と対応を同じくするべきだろうという意味だと私は聞いたのですけれども、そのことについて可能かどうか。なるべくその費用負担の部分を考えまして、検討させていただきたいと思います。

（「サーベイの台数」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） サーベイの台数に関しましては、住民生活課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 今回補正をお願いしていますGM汚染サーベイメーターにつきましては、平成23年度で15台ほど購入しております。こちらの15台につきましては、当初埼玉支所に5台、それから福島支所に10台を配備しておりました。その後に関係で調整が必要になりまして、今現在埼玉支所には7台、それから福島支所には8台を置いて、ほぼフル回転状態で貸し出しを行っております。

以上であります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長、考え違いになっています。双葉町に役場があるときは街路灯代とか防犯灯とか保守点検、やはり設置代含めて町の予算であったと思うのですけれども、でも、今回みなし仮設と言われるつくばの公務員住宅は、私らの入っているところ、一画は、だれもいないところに入れていただいたのです。だから、そこはやはり街路灯、防犯灯、壊れていたり、電球も切れたり、あったわけです。それを、自治会としてそれを直そうということになって、それについては双葉町は、双葉町つくば自治会というのをつくったり、それから60戸あるうち12戸が雨漏りで貸していただけないので48、役場の連絡所を入れて48なのです。その並木の自治会でそれを直そう。ただ、双葉町は27世帯いるのですけれども、よその町村もいるわけです。それで、その計算式いろいろ面倒だというこ

とだったのですが、いわゆる我々は双葉町の世帯分として補助金をもらえばいいわけです。くださいという、くられるのであれば。なかなか面倒だということだったのですが、福島支所は各町村と調整すれば、それは1カ所48世帯入っているのですから、これはできますよというような返事をいただいているわけです。これは、結局最終的には総務課長はだめだという判断したわけで、だからそういうものに関しては、みなし仮設というふうな位置づけであれば仮設と同じような扱いをしていただければいいのではないかということなのです、最終的には。わかりますか、そういうことなのです。

だから、一回ちょっと金額の張るものは終わったので、これからはそれほどの修繕代は出てこないと思うのですが、これからまだ出てくるやつがあるのですよ。それは公園の中にあるようなもので、木の根っこが配水管とか雨水配水管とかにいっぱい入り込んでくるやつがあるものですから、そういうのは自治会でこれから、春になりましたので、掃除が出てくるのです。これはかなりの金額かかるのですね。ですから、とりあえず町で対応したりする街路灯、防犯灯の保守管理費の補助はしていただきたいというように思うのです。最終的には自治会費で賄いなさいということになったのですけれども、これは自治会は自治会、やっぱり街路灯、防犯灯の保守管理は別枠で考えていただけませんかということです、最終的には。どうですか。だから、総務課長、長いことこれにかかわってきたのだから、総務課長が一番わかる。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 補助金以外で街路灯、防犯灯の費用を何とかできないかということだと思うのですが、そのことについて検討させていただきたいと思います。

またあと、そのほかのことに関して補足説明を総務課長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員の質問にお答えしたいと思いますが、今、ただいま町長が申されたとおり、検討していくということでございますので、我々はそれに従って公正公平になるような形を検討していくということになるかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 予防費ですが、2億3,269万3,000円の減額なのですけれども、こんなに減額なんていうのは、国とか県とかの補助があつての減額なのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまのご質問に対しまして健康福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 羽山議員のご質問にご説明を申し上げます。

予防費の委託料の減額につきましてではありますが、大きく減額計上しましたのが内部被曝検査業務委託料、あと甲状腺業務委託料ということになりますが、これにつきましては、内部被曝検査に関しましては尿による内部被曝検査の委託で1億9,100万円ほど減額ということで計上させていただきましたが、これにつきましては、要因の大きなものとして検査を受けた方の人数があります。当初予算計上したときは7,000人の町民を対象として計上させていただきました。今回約800人弱の検査を受けられた方がおります。こういったことで大分人数が減りましたので、この関係で1億9,100万円ほどの減額に、大きな減額となってしまいました。

あと、甲状腺検査の関係で3,098万円ほど減額ということで計上させていただきましたが、これにつきましても、39歳までの方、当初計上の段階で2,915名で計上をさせていただきました。この甲状腺検査、人数とともに単価の問題、計上の段階で1万2,000円で計算いたしましたが、見積もりした結果3,675円ということで、ほぼ3分の1の金額、単価というふうになりました。あと、人員につきましても、現在最大見込んでも約1,000名だろうということで、人員につきましても3分の1ということになるということで計上をさせていただきましたので、今回大きく3,098万円ほど減額をさせていただく提案をいたしました。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 見積もりとったら3,670円とありますけれども、仕事というのは普通見積もりをとってから予算って組むのではないのでしょうか。そうではないですか。それ見積もり、1万2,000円とって、後から見積もりといたら3,670円だったと、こういう予算のとり方普通するのでしょうか。私、自分たちも仕事やっていましたけれども、こういう予算のとり方はやっておりませんのですね。

では、内部被曝検査もそうなのですからけれども、どうしてこの人数が少ないのかということをもっと町として考えてほしいと思います。何%ですか、これは。受けている人は。ホールボディーカウンター、内部被曝ですよ。21%ぐらいしかないと思うのですけれども、この少なさ、なぜ、どうして少ないのか。こんなに予算とって少ない原因というのを、もうちょっと町としても考えていただけないかなと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 羽山議員から甲状腺検査の見積もり、当初予算の時1万2,000円、実際に発注したのが3,675円ということでありますが、当初甲状腺検査の診察料、あとは初診料等を加味して1万2,000円という計上をいたしました。見積書を出して委託する段階で、業者のほうから初診料を除いた額で見積もりしていただきましたので、この金額になったところであります。

あと、内部被曝検査の受検者の数が少ないということではありますが、うちのほうでも、町としても検査を受ける方が少ないということで、広報等で必要性を周知しながら今後とも取り組みをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、この内部被曝検査、これ、これからいつまで続けていくつもりなのかということがありますよね。これから続けていくということですので、被曝検査をいつころまで続けていくのでしょうか。また、その必要性はあるのでしょうか、これから先。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 健康福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 羽山議員の内部被曝検査、いつまで続けるのか、必要性はということではありますが、放射性物質による内部被曝検査の心配がなくなるまでということになるかと思いますが、専門的なことにつきましては若干わかりかねる部分もありますので、その辺についてはご容赦をいただきたいというふうに思っております。

ちなみに、ホールボディーカウンターなのですが、植田の仮庁舎のほうに日赤のほうから寄贈をいただいて、そこに設置をすることになっておりますので、この活用を含めて今後取り組みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 報償費、心のケア事業報償、それと予防費のところの同じ報償なのですが、健康教育相談事業報償、この2点について減の理由。さらには、賃金、臨時雇用賃金あるのですが、217万2,000円、その減の理由をお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 健康福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 高萩議員のご質問にご説明申し上げます。

報償費の心のケア事業報償ということで70万円ほど減額しております。これにつきましては、事業ということで計上したのですが、今福島県のほうで、県の事業で心のケアセンターというのを設けて行っておる関係で、今回この事業については町のほうとしては支出をしなかったということになります。

あとは、臨時雇用賃金なのですが、内部被曝検査、町のホールボディーカウンターで検査する際に臨時雇用ということで予算を上げましたが、緊急雇用事業のほうで雇用することができるということ

で、これについては全額を落とさせていただくということで計上させていただきました。

健康教育相談事業の報償費の減額の理由であります、これにつきましては福島県内の仮設等で行っておりますが、ボランティア等で大分賄うことができましたので、今回その分につきまして減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 先ほど、心のケアのほうは県の事業で実施されているということで答弁はわかったのですが、これ、当初予定は双葉町民の方をお願いする予定にしていたと思うのですが、違うのでしたっけ。

というのと、あと仮設のボランティア、もう一個のほうの保健教育相談事業報酬、こちら仮設の今ボランティアでやられていると。ちょっと次の平成25年度の当初予算に同じような報償金上がっているのですが、要は今ボランティアでやっているのですが、次からはお金を出すと、25年度からは。そういう考えで実施されるということなのですか。その辺ちょっと確認をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまの質問に対しまして、健康福祉課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 最初に、健康教育相談事業の報償の件なのですが、これにつきましては全額ボランティアでやっているわけではなくて、ボランティアの部分で減額させていただいたということで、町の方で支出している分もありますので、今回25年度は引き続きそういったことで町で支出する分を計上させていただきました。

あと、報償費の心のケア事業の双葉町民、これちょっと、町民というのはちょっと承知していなかったものですから。済みませんです。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 私もちっと勉強不足かもしれないのですが、私何を言いたいかというと、こういう報償費で上げてあるのであれば、なるべく、今被災されている双葉町民の皆さんの、要は双葉町民の方をこういう事業に対応してあげて、例えばお仕事がなくなってしまった方とか、そういう感じで、そういう事業に双葉のぜひとも町民の方に対応していただけたらなという思いで質問させていただきました。答弁はいいです。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 羽山議員さんの関連でお聞きします。

これ、減額わかるのですが、内部被曝、こういう当初予算では尿による内部被曝検査、羽山議員さんの関連というか、衛生費、予防費の委託料の内部被曝検査業務委託料なのですが、こ

れ約10分の1まではなっていますが、約10分の1しか受けていない。それで、当初、次のあれには尿による内部被曝検査業務委託料と出ているのですけれども、これの予算は1億2,000万円ぐらいもなかったわけです。繰り上げていると思うのですけれども、実際甲状腺に関しても人員の3分の1、39歳未満。今の避難生活を考えた検査体制をとっていただきたいと思うのです。39歳というと働き盛り。まして、子供たちというのを考えたときに、受けやすい環境というのをつくりないと、学校に行っているとか、いろんな面のものがありますよね。働いている、そこに行けない理由等もいろいろあると思うので、それに対応できるような対応で検査を一人でも多く受けてもらいたいと思うのと、あと内部被曝検査、甲状腺に関してもそうなのですけれども、この結果、私ども何人かから聞いています。ちょっと異常が出ているというような方もいますし、今の状況だと大丈夫だというようなあれあるのですけれども、そういう人がもっと受ければ出てくると思うのですけれども、その結果が出た後の対応ってどういうふうになっているのかお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 検査人数が少ないというご質問がありましたが、その検査をするために日程的なもの、その受ける人たちが受けやすい日時ということだと思いますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

あと、それ以外のことについての補足は健康福祉課長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 菅野議員の甲状腺検査の質問にご説明申し上げます。

結果が出た方に対する対応ということではありますが、現在委託している検査機関のほうで、再診ということで、出た方に再診を勧めていただいております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 再診ということはわかりました。検討って、そういうような話ではないのかなと。町長のお答えの検討というよりも、例えばこれも実際に言えば復興計画の一つだと思うのです。町民が被曝した可能性が非常に高い。直ちに復興計画の中身に入れて、町民の身体の安全等を考えてやる中で、5月まで待つて、その結果が出ないうちにはやらない、ではなくて、それも含めた、諮問委員会等何でもいいでしょう。年代年代の親、子を持つ親の年代とか、そういう方を随時入れて、直ちにこの復興計画の中に入れて、例えばそのやり方に関しても何にしても検討していかなくてはならないと思うのです。そういうのを総合的に考えた中で、僕は復興計画は必要なのかなと、これは僕は思っています。実際に、これも実際被曝した可能性が高い町民が多くいて、検査できない町民が多いという、もう数値的にあらわれてきていると思います。であれば、その前の委員会、1年たっても何も出てこないようなあれではなくて、次の段階にもう入らなくてはならないと思うのです。速やかにやる、直ちに動くというのは町長公約でもおっしゃっているので、早く何でも進めるのに、足踏

みしているところではないと思うのですよね。町民の命、ましてや甲状腺検査に関しては39歳以下。これからどういうふうによく、進めていく双葉町として、双葉の町民として土台になってくれる年代だと思うのです。そこら辺を考慮した中で、やっぱり検討するではなくて、そういうものも入れた復興計画等を僕は直ちにつくるべきだと思うのですけれども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまの菅野議員のお話にも、私もかなり同じような考えを持っておりますので、そのようなことができるかどうかも含めて判断をさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） そのようにというのではなくて、「そのよう」ではないです。これは復興計画の1つだと思うのです。町民の体の安全、原子力災害です。原子力災害なので、直ちにやるべきだと思います。だから、本当に、予算を見せてもらったときに、いろいろなものを見させていただきました。けれども、これは町民がいなければ、次の土台になってくれる、土台というよりも、本当に頑張ってくれる年代がいなければ、町は限界集落をつくるようになると思うのです。そういうものに、将来性がないのではなくて、ちゃんとしたこういうものも入れた復興計画を直ちにつくっていただきたい。それは前の議会にできたものの引き継ぎで早くつくるべきだということも、これらも入れて、万が一変わらないのだったら、復興計画は変えながらやっていった方がいいと思うのです。それは将来、今までなかった事例のことなので、それは議会とか町民の皆さんとかの話の中でどんどんやっていかななくてはならないですけれども、こういうものももう現実出てきているので、これはもう復興計画等に速やかに入れて僕はやることだと思うのですけれども、検討とかそういうのではない。もう直ちにやらなくてはならないということは、わかって僕は町長になっていらっしゃると思うので、そこら辺をはっきりお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまの菅野議員のおただしではありますが、そのように思っておりますが、ただその復興委員会のほうの中でのその対応といいますか、そのことの判断ができるのであれば直ちにやりたいと思いますが、それが可能かどうかということを検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 同じようなことを聞きますけれども、内部被曝ですけれども、これは役場で課長が考えているのはどういう内部被曝なのかということなのですよね。3月12日の2号炉爆発から被曝したものと考えるのか、そこからずっと避難してきている間に内部で取り込んだものをはかるというのか、大体これ内部被曝で残留するものって何%になると思って続けているのだから、その辺の基準というのをちゃんと出してあるのですか。どうでしょう。内部被曝したときが肝心であって、そんな、1年も過ぎてから、「はい、検査します」なんていって、残っているはずはないのだから。残っているとすれば、当初内部被曝したのがすごい量被曝しているはずなのです。それは外部被曝はぱつ

と払えばいい。内部被曝は尿として出るものが大部分ですから、そんな1年も1年半も過ぎてからホールボディーやりますなんていって、残っていたとすれば、当時は物すごく内部被曝していたはずなのですね。これ減額、これ当初予算私よくわからないですけども、24年度の。これがこれだけの1,900万円の減額をするということは、かなりの人の検査は終わったのでしょうか、もう。来年度はたかが60万円でしょう、もう。違うの、来年度、25年度は。

だから、とりあえず、どういう基準で内部被曝検査をしているかどうかなのです。もう1年半も2年も過ぎたものを。だから、避難中に取り込んだものをというのであれば、それは継続的にやった方がいいと思いますし、避難当初内部被曝したものの、そういう考え方であったならば、もうやっても、そこそこ結果は出ませんよ、避難してからの取り込んだもの、食物によって取り込まれたものというのであれば。だけれども、3月12日以後のあの原発、水素爆発当時のものと思っているのか。それ、どこに大体基準、視点を置いて、これいつまで内部被曝検査をするのかを教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のおただしにつきまして、健康福祉課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 谷津田議員の内部被曝検査をどちら、3月12日、事故の被曝と、あと避難中の被曝、どちらを基準としてやるのかということではありますが、これにつきましてはいずれの被曝も想定しております。避難中から現在も含めてであります。食物等の摂取による懸念もされますので、今後とも継続して測定していくのが大事かなというふうに思っております。

あと、いつまで実施するのかにつきましては、放射線のアドバイザー等に相談をしながら、その辺進めていきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） そうすると、何ゆえに前町長が批判されたのかということなのだよ。こっち、県外に来ている者はそんな出ないはず。県内でしょう、そういうふうな基本的な考え方に立っているのは。今の言ったことを考えてみると、どっちかという県外に出ている人はそんなないでしょう、もう。線量だって、放射能だって。残っている人たちなのだ、問題は。だから、どうせ予算しっかりとってやるのであれば、一気にやらないと、これはずるずるやって、やった人、やらない人、検査受けた人、受けない人やっていたら、これは役場の仕事にも何にもなっていないのだわ、これでは。どうせやるのなら、びちびち、びちびちと、こう強制的にやっていかないと。そしたら、健康体だと言われる人と、ちょっとやばいので、もう少し医療機関に行きなさいというのと、ちゃんと分けられるはずだ。ずるずる、ずるずるやっていったって予算の無駄遣いになりますということです。ちゃんと決めたときに、ちゃんとやるというような。総合健診みたいなやり方で、決められた日に、期間のうちにぽんとやりなさいというのが効果が上がりませんか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 確かに谷津田議員おっしゃるとおりなのですが、検査機関の関係上、なかなかその辺早目にやるというのは非常に難しいのかなとも思っております。

また、期間を置いてやっていくことに対して効果のほどが、ちょっと考えると余り、検査するための効果があるのかどうかということでしたが、これはやっぱり恒常的に検査を続けていくほうがデータをとる意味でも必要ではないかと思えます。

また、足りない部分の補足につきましては、健康福祉課長にご説明させます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 今後の検査についてであります。やはり継続的にやっていくことが大事ななというふうに思っております。この間の検査でも、前の検査でなくて、後で出たという方もおりますので、そういった今後の生活上の注意も含めて計画的に、継続的にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 大分時間も経過していますが、谷津田議員の関連で大変申しわけございませんが、予防費の委託料の件ですけれども、3月11日事故以来、それぞれ内部被曝、外部被曝、個々の避難経路によって違うと思うのですね、外部被曝、受けている線量は。それで、役場としては個々の避難経路については把握していると思うのです。例えば、浪江の方が多く避難した津島、そこにも双葉の方が避難されていると思います。川俣のほうに避難されている方、それぞれ避難経路が違って、線量の高いところを避難経路の中で歩いている方もいらっしゃるわけですから、そういったことを役場は把握しているわけなのですよね。ですから、こういう方がちょっと外部被曝、内部被曝を多く受けているだろうというようなことは、当然やはりわかるわけなのです。3月11日、上羽鳥のモニタリングポスト、1,500マイクロシーベルトですよ。ですから、そういう、そこにいた方何人いるのか、どういう方がいたのか。その方に実際内部被曝、外部被曝の検査をさせているのかどうか。そういう個々、個々の人に対して対応していかないと、7,000人の方に尿検査をやらせようなんていったって、なかなかそこはできないと思います。ですから、避難経路をきちんと把握して、そこでやはり受けさせなければいけない方はどなたなのかということも把握して、そういう方一人一人に対応した形で、きめ細かにやはりこれから継続的に検査をさせなければいけないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまの岩本議員のおただしであります。今議員の言われるように、一人一人その避難経路といいますか、いろいろあるわけですから、その被曝したのものに関してもそれぞれ個人差といいますか、そういうものがあると私も思いますので、そういったことで、いろいろ町のほうでその聞き取りといいますか、避難経路の情報を持っているどうかというのは、私ちょっと今、現時点では把握しておりませんが、もしそういうふうなことであるならば、やはり線量の多かったと

思われるような地区におられた人をやっぱり早くそういうふうな検査を受けていただく、そういうふうな振り方をしていたらと思います。そのように努力していきたいと思います。

また、足りない部分の補足につきましては、健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 岩本議員の質問にご説明申し上げます。

町民の避難経路を町で把握しているのかということにつきましては、町のほうで3月11日から31日までの動向調査を町民の方全員を対象に出していただくということで取り組みをしておりました。約7割の方から動向調査の提出をいただきました。この動向調査につきましては、現在配付いたしました健康手帳、これにコピーをとじ込みさせていただいておるところであります。

この動向調査、あと似たような取り組みで、県のほうで県民健康調査のほうでも行っておまして、県のほうでは避難経路による内部被曝の推計をしているところであります。

今後とも多くの方に被曝検査をやっていただくということで周知等をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款諸支出金。24ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第5号 平成24年度双葉町一般会計補正予算(第9号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

申し上げます。もう12時も過ぎておりますので、午後に回したいと思っておりますので、ここで休議をしたいと思っております。

(何事か言う人あり)

○議長(佐々木清一君) やりますか。

(「議長の言うとおりです」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) では、お諮りします。どうしますか。

(「諮ったらだめだ。議長の言うとおりだ」「午後に回すよ」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) では、休議します。

休憩 午後 零時39分

再開 午後 1時30分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第38、議案第6号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款前期高齢者交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款前期高齢者納付金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款老人保健拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款介護納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第39、議案第7号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳入に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第7号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第40、議案第8号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第8号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第41、議案第9号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時37分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成25年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年3月22日（金曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

1番 羽山君子君

2番 白岩寿夫君

6番 谷津田光治君

3番 高萩文孝君

7番 岩本久人君

4番 菅野博紀君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） 通告番号1番、議席番号1番、羽山君子、一般質問をさせていただきます。

皆さん、おはようございます。初めに、前町長の辞職に伴う町長選に初当選されたことに対して、心からお祝いを申し上げます。今後は双葉町の長として、町政の進展のために粉骨砕身ご活躍いただけるものと心から期待する次第です。

それでは、質問に移りたいと思います。1番、町長は、町長選でマスコミ等のコメントの中に、町と議会との対立を解消する旨のコメントをされておりますが、対立関係をどのように解消しようとされておられるのかをお伺いいたします。

2番、町長選で5つの公約を挙げられましたが、その最後に「町民、町議会と十分に話し合ったうえで色々な施策に取り組みます」と書いてありますが、町民と議会とどのように話し合いをされるのか。また、話し合いをするのに、話し合いに対する町長のご自身のスタンスについてもお伺いいたします。

3つ目、町長は常に「初心」という言葉をお話しされております。「喉元過ぎれば熱さ忘れる」ということわざもございしますが、今後初心忘れることなく、有言実行していただけるかどうかもお答えをいただきたいです。

以上の3点をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1、町長の施政方針についてであります。町と議会との対立をどのようにするかのおただしであります。日本の現行の法体制においては、地方自治制度として首長制、いわゆる地方公共団体の長を住民の公選により、議会の議員とは別に選ぶ制度を採用しています。このため、地方公共団体の長と議会とはともに住民を代表する機関として対等であり、互いに自己の権限を行使し、牽制し合うことで円滑に地方自治が運営されていくことが期待されています。したがって、お互いに与えられている権限を越えることなく、その中で意見を出し合い、前進していくことが必要であると考えております。

次に、町民及び議会とどのような話し合いをするのか、またスタンスはどのおただしであります。先ほどの質問にお答えしましたように、町と議会という二元代表制がとられており、このため、時には異なるタイミングで民意が二元的に反映される仕組みであることから、それぞれが異なる考え方、民意によりかみ合わない事態も発生してまいります。立場の違いを踏まえて、緊張ある関係を保ちながら、独立、対等の立場において政策決定、並びに町の事務執行についての監視及び評価を行っていただくとともに、政策立案及び政策提言なども出していただきながら、町民の皆さんの望む方向性を見出していければと考えております。

次に、初心を忘れず業務に当たれどのおただしであります。まさしく地方自治の本旨にありますとおり、住民の福祉の増進に向けて粉骨砕身努力していく所存でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今町長は、(1)の中に意見を出し合うと言われましたが、私は意見を出し合うと対立とはまた別かなというふうな考えを持っております。その対立がすごく私は心に残ったこととございますが、これから町民皆さんの現状を忘れることなく、ご自身の体を大切にされて町政に取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。
2番、白岩寿夫君。

(2番 白岩寿夫君登壇)

○2番（白岩寿夫君） 議席番号2番、通告番号2番、白岩寿夫、一般質問を行います。

双葉町は町の弁護団を結成しています。これから先の取り組み方や賠償について町長にお伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告書にお答えします。

双葉町弁護団についてであります。双葉町弁護団のこれから先の取り組み方や賠償の考え方につ

いてのおただしですが、原子力損害賠償については、避難生活に伴う精神的損害の金額を初め、町民の皆さんが受けた実損害額の完全賠償にはほど遠い内容であり、賠償手続も遅々として進んでいません。財物賠償に関しても、宅地、建物の賠償開始時期が不透明であり、また田畑、山林の賠償基準や、地震、津波被害を受けた建物、家財の取り扱い、登記未了物件の取り扱いなどが決まっておりません。国と東京電力に対して、これらの未了案件を早期に解決し、一刻も早く町民の皆さんが財物賠償手続を進められるように求めてまいります。国や東京電力がこれまでに示した、避難生活に伴う精神的損害や財物賠償などについては、あくまでも最低基準を定めたものと理解しておりますので、今後も双葉郡8町村など被害自治体と連携して、国、東京電力との交渉を今後も粘り強く実施し、賠償基準の見直しと迅速な賠償の実施を求めてまいります。

双葉町弁護士による町民の皆さんへの賠償手続の支援については、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立て件数の増加に伴い、解決が進んでいない実態もあることから、センターにおいて迅速な和解仲介手続がなされるよう、国に対してセンターの体制強化を求めてまいります。

また、避難生活に伴う精神的損害の取り扱いや土地、建物などの財物賠償など、法律の専門家の支援が必要になる事例がふえてくることも考えられますので、平成25年度一般会計当初予算に原子力損害賠償手続業務委託料として1,000万円計上いたしました。今後も双葉町弁護士と連携を密に図り、原子力損害の完全賠償と町民の皆さんへの早期支払いを強く求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 先ほどの損害賠償について町長から答弁いただいたとおり、私もそう感じています。それで、今財物補償、住民にとっては一番の大きな補償だと思います。最近町から財物賠償で田、畑とか山、家の評価額が送られてきました。これが大きい補償なのですが、これで皆さんが生活できる大きな補償です。ここで一番問題になるのは、今財物賠償、これ名義変更していない人がかなりいると思います。全く、もう亡くなった方の名義でこのままになっている。これ、賠償に対してこれから進むに当たって、弁護士としてこれから心配になりますよね。名義が変わっていないということ。

そういうことで、この前も私に電話をかけてきた方が、自分のおじさんのほうに印鑑押してください、名義変えるのでということの話があったのです。それで、ある程度親戚のおじさん、おばさんは押してくれたのですが、「嫌です。押せない」という方が出てきて、今困っている。こういう問題が今出てきているのですが、町長、これ賠償、弁護士としても一番大きな問題かなと思うのです。それ、どのようにこれ解決していったらいいのか、町長の考えお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩寿夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃっている話は登記未了物件の取り扱いについてであると思いますが、郡内の首長の中で登記未了物件について、固定資産税を払っている人にその権限を与えたらいいのではないかとい

う首長もおります。また、いろいろな案はありますが、現在そのことにつきまして国のほうから示されておりませんが、いろいろな条件の提示といいますか、その解決に向かった案が今後出てくるものと思われまので、その案が出てきてからの検討にさせていただきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） こういう東電の賠償が示されている中で、やはり親戚、皆さんの中でこれ争いが出ているのですよね。これは大きな問題だと思ひます。今まで親戚の方いろいろやって、仲よくしたところが、お金が入ってくるとやはり大変。これが兄弟でもいろいろな問題が起きているのです。これ、早目に対応しないと、こんな事故がなければ、こんなこと起きなかつたのが、本当に親戚がばらばら、そしていろんなつき合いもできないような状態になって、当事者も大変な思ひをしているみたいなのですね。これは何とか早く賠償ということで持っていける方法をもう少し町長、何か考えはないかな。大変困っている状況が住民の方にあるので、願ひします。

○議長（佐々木清一君） 白岩寿夫君に申し上げます。

先ほど町長が再質問に述べたように、やはり他町村長と協議しながら、これに対応を継続していくというふうな答弁がありますので……

○2番（白岩寿夫君） これでやって……

○議長（佐々木清一君） 国の基準ですので、東電のほうの。これ以上はちょっと質問無理だということで、次の質問に入ってください。

○2番（白岩寿夫君） わかりました。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、2番目の質問をします。

双葉町のまちづくりについてですが、いまだ避難生活をしている双葉町民のまちづくりをどのように進めていくのか町長にお伺ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町のまちづくりについて。双葉町民のまちづくりをどのように進めていくのかのおただしですが、現在双葉町復興まちづくり委員会において、復興まちづくり計画案の策定に向けて精力的な審議が進められております。委員会はこれまで9回開催され、双葉町復興まちづくり計画の基本的な考え方、仮の町を中心とした当面の生活拠点のあり方、双葉町の帰還に向けた条件や、町の土地の復旧、復興のあり方、双葉町の歴史、伝統、文化の継承や、現在及び将来にわたるコミュニティーの維持のあり方などについて議論を重ねてきていると承知しております。現在双葉町住民意向調査及び7,000人の復興会議における町民の意見、提案について計画案に反映できるよう整理、分析しているところですので、その結果を踏まえて、委員会において計画案の取りまとめの審議に入らせていただきたいと考えております。

委員会には5月ごろをめどに計画案の取りまとめを願ひしており、委員会から私に対して報告が

あった後、町議会や町民の皆さんのご意見を伺った上で、双葉町復興まちづくり計画を決定したいと考えております。委員会の報告を受けて復興まちづくり計画を早期に取りまとめ、計画に基づき、復興公営住宅の整備を初めとする町民の生活再建に向けた取り組みや、双葉町の復旧、復興に向けた取り組みを進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 今住民の方も少しずつ賠償進んでいますよね。それで、住民の方が今土地を買ったり、家を建てたりしております。これ、早くしないと、まちづくり、住民の方、自分で各市町村にいろいろ家を建て始めているので、急がないと、今度まちづくりに、住民の方がだんだん双葉町まちづくり、だんだん住民の方が、たとえ仮の町をつくったとしても、そこに行かないで、もうみんなばらばらになってしまいますよね。その対応として、町長、早い対応が考えられると思いますが、これどう考えていますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩寿夫議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、復興まちづくり委員会のいち早い計画といいますか、素案の報告を求めてまいりたいと思います。

仮の町につきましては、いろいろ町民の皆さんの意向を踏まえないとできませんので、町民の皆さんの意向も含めて復興まちづくり委員会のほうにお願いしているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 町長も言ったとおり、早くしないと、せっかくまちづくりで、全員がまとまって1つのまちができれば一番いいのしょうけれども、これ本当に、さっきも言いましたとおり、財物補償なんだかんだで、ある住民の方は、もう生活、子供のところに行こうかなとか、自分が年とってくるので、もう子供に世話にならなくてはならないから、遠いところに子供がいるけれども、もうそっちのほうに住もうかなという方もだんだんふえていると思うのです。各自、家を建て、ばらばら、ばらばらになってきて、本当に心配されるのが、本当にまとまった双葉まちづくりができるのかなということが一番心配なのです。その点、町長は早くしないと、8町村いろいろ話し合いもあるでしょうが、双葉町町長としてやはり早い対応が望まれると思うのですけれども、その点どう考えていますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再々質問にお答えいたします。

早い対応ということでございますが、全く私も早い対応をしていかなければと思っております。仮の町の構想につきましては、先ほども申し上げましたとおり、まだ復興まちづくり委員会のほうから素案も出てきておりませんので、その判断はなかなか難しいものでございますが、分散型なのか集約

型なのか、そういった点も早急にそういった復興まちづくり委員会のほうでまとめていただきたいと要望をしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次は、行政の住民サービスについて。役場機能は県外の加須市に埼玉支所、県内は郡山市に福島支所があります。これだけで住民に対する十分なサービスや早い対応ができるのかどうか町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 行政の住民サービスについてであります。埼玉支所及び福島支所だけで十分な住民サービス、早い対応ができるかとのおたかしであります。現在両支所において、福島県を含む40都道府県に避難されている町民の皆さんへの支援、サービスの提供を行っておりますが、区域再編、賠償問題、健康対策など解決すべき課題がまだ残されております。今後、加えて除染、町の復旧、復興など新たな課題にも対応していく必要があります。このためには、限られた職員を効率的に配置するとともに、現状に即した組織の再編を図り、住民サービスを低下させることのないようにしてまいりたいと考えております。また、国及び他自治体職員の支援についても引き続き要望し、マンパワーの確保にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） これだけ双葉町住民がばらばらに散っている中で、今度はいわきにも本体機能に移るといふことで、もう一つふえます。ふえるといふか、近く、県内の人は多分いろいろ助かる面もあると思いますが、これでも一番心配なのは、遠い距離を車で来る、その時の事故なんかも考えれば、やはり近くにあればあるほどいいと思うのですよね。ただ、一番困るのが、職員の体制を考えると大変だなとは思いますが。その点について、もう少し町長として便宜、サービスの点として何か考えることがあればお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

現在双葉町の職員数がかなり少ないと私自身感じておりますので、先ほどもお話しいたしましたとおり、国及び他自治体職員の支援を引き続き要望するとともに、職員採用なども皆さんのご理解をいただきながらしてまいりたい、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 支所をつくるということは、先ほど、やはり難しい点も考えられますというおりののですが、やはり支所でもなくて、一人でも、近くに置けるような、大きい支所ではなくて、連絡所みたいなものを置いて少しでも住民サービスができるような考えは、町長、ありませんか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再々質問にお答えさせていただきます。

確かに、住民といいますか、町民の皆様のニーズは多様化しておりますので、そういったことも考えなくてはならないと思いますが、現在職員の皆さんは通常業務と災害業務と、大変仕事は多くなっている状況です。大変体を壊して、健康を害している方もおられますので、そういったことも配慮しながら、今議員のおっしゃったことも検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 通告順位3番、議席番号6番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。
6番、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、やっときのう町長の施政方針が示されましたので、質問の通告締め切りには間に合いませんでしたので、町長選挙の時の選挙公約、当然町長に当選しましたので、この選挙公約が果たされていくものと、そのように考えて質問をさせていただきます。

「町民の皆様が幸せに安全で安心して暮らし続けられるよう調整を進めます」とありました。町民の避難に支障が生じないようにと言うが、支障が生じているので不平不満が出ている。

避難区域再編後の一律賠償の実現に向けて国と協議しますというが、後先が逆ではないかと私は思っています。賠償問題が解決すれば、何も不平不満は出てこない。一律賠償の説明がないから、町民は了解していないと思っております。必ず差が出てくる国の説明であります。国からの説明だけで町長は了承したのかどうか。

津波被害の甚大なところで帰って生活できるとは思えないし、海岸の堤防の復旧なくして安心して生活できるとは思えない。「調整」とは、調子を整え、過不足なく、ほどよくすることと広辞苑には書かれてあります。建設が決まったからといって、何をどうするのか、町民の不利益は絶対許せない。

町長自身の公約ですので、通告書に基づいて多分答弁してくれると思うのですが、事務方の考えではないですから、町長自身の考え方で答弁してください。お願いします。これは全く事務方の考えは入っていません。町長の選挙公約ですから。

「議会の圧力に屈して、役場機能をいわき市に移すことを決めたことを反省している」と前町長が述べたというが、圧力の事実があったのかどうか、これをお聞きしておきたいと思います。

次、「いわき市長をはじめ市民に率直にお詫びします。私のスタートです」とは町長の初仕事と理解して、町長は市長初め何人の市民に呼びかけたのか。許していただいたかどうかお聞きしたいと思います。

次、「双葉町への帰還のメドは当面5年と考えます」というのは、発災時から5年なのか、これから5年なのか、この辺は明確にお願いいたします。

「大半が帰還困難区域だから」とあるが、いつこれは決定したのかも伺います。

また、「残念ですがこれまで双葉町は復興への道筋が見えず、遅れてしまいました」というが、副

議長であったあなたの責任はこれにはなかったのかどうかもお願いします。

町長と議会の対立の原因は何だったのか。対立があったと言う人もいますし、そんなことではないと言う人もいます。でも、新聞、テレビでは常に「対立」という言葉が出てきていましたので、その辺もお伺いいたしたいと思います。

町長、先ほど答弁に、行政の二元代表制と、こういう答弁がありました。これは町と議会を指すのかと思うのですが、地方公共団体がその判断と責任で行うのが団体自治、それからその事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治、これに分けられると思うのですよね。これは「議員必携」の一番最初に書いてありました。団体自治は地方分権の原理を示して、住民自治は民主主義の精神をあらわすもの、こんなふうにも書かれておりました。それを伺います。

5番、6番はこのとおりですので、答弁をお願いします。

7番、「補償・賠償問題に全力を傾注します」、「住めない場」とありますけれども、これは「住めない場」とはどこを指しているのか。町長は中間貯蔵施設の説明でわかっていると思うのですね。議員の時に説明受けたと思うのです。「住めない場」って、双葉町、どこへ出てくるのか。「住めない場」の補償。賠償、国が行う公共事業の買い上げなどに一応の尺度があると町長言っています。双葉町内のどこが住めなくなると国が買い上げるのか。買い上げるというのは前に、議会の時説明受けていますよね、資料にありましたので。

それから、8番の「原発禍にゴネ得はありません」、これは性根を据えてはつきり答弁してください。「原発禍」の「禍」、「わざわい」と読むと思うのですが、これは「わざ」とは鬼神がなすわざ、「わい」とはその状、さまをいうのであるというふうに書いてあります。傷害、疾病、天変地異、難儀などをこうむること、また悪い出来事、不幸な出来事、災難、まがごとと書いてあります。最悪で不幸な原発の事故によって全町が強制避難させられて、各地を転々として、現在は避難所は応急仮設住宅、借り上げ住宅に住まざるを得ない人々に対して、この町民に対してごね得とはどんなことなのか。人間として人権を奪う、自己の財産の価値を最大限主張することを、町長といえども、人のことにとやかく言うことはできないというふうに思われます。我々は国民の生命、財産を守ってくれる法治国家の民であります。双葉町町長選挙候補者であったあなたの公約は、町民にとどまらず、原発避難者全員を侮辱した言葉と私は捉えます。できる得る限り証拠をそろえて、納得のできる賠償請求をしようというのが町民の上に立つ人間であると思うが、これは明快な答弁をお願いいたします。

次、10番目になりますが、町民を放射能被曝や汚染から守って知事の信用をなくすことはないというふうには私は思っております。双葉町民も県民であり、災害から身を守る責任は知事にもあります。原発事故では放射能からできるだけ離れるのが原則。若者や幼子を思えば当然の行動。何年か後には必ずこれは評価されるというふうに思っております。

双葉町役場福島支所の設置は意味があったのかどうか。

それから、中間貯蔵施設の受け入れ表明ではなく、候補地の調査と聞いているが、町長は施設建設

の受け入れと理解しているようです。国が一方向的に指定した候補地の2カ所は双葉町内にあります。地元町長の同意なしで知事が決めることは越権行為でなくて何でありますか。自治法245条関係にも定められております。これは議員の時に多分全協か何かで説明があったと思います。総務課の資料があるようですから。地方公共団体は自主自立性の行政であるべきではないか。町長、あなたは知事の言うことは何でもオーケーというふうに思っているのかお伺いいたします。地方分権が叫ばれる現在において、町の権限を主張することなく、上位の権力に屈しない町行政を私は望んでおります。調査結果は了でも、建設に関しては十分な協議が必要であり、双葉町存続にかかわる大事なことだと私は思っておりますが、町長はいかが考えておられるのかお伺いいたします。

10、11は通告書のとおりです。

12、教育機関の質問をさせていただいておりますので、読み上げます。教育機関、幼稚園、小中学校の立ち上げは、町独立の学校をつくるというのか、これを。また、再開を含め、早急に教育環境を整えるとは、現在お世話になっている教育機関に人的経費負担等のことなのか理解しがたい部分があります。前町長の方針に反している。町民を町内に戻すことに懸命だったあなたが、県外に学校をつくるとは思えません。町をなくすことはできないと訴えながら、中間貯蔵施設建設を許可するという。石原環境大臣によれば、つくれば帰還断念要求も視野に入れるという。周辺の土地は国が買い取る方針とも聞いております。双葉町は残るのか。子供たちは町のどこに帰るといえるのかお伺いいたします。

次、東京電力福島第一原子力発電所周辺の安全協定についてをお伺いいたします。第一原発に使用済み核燃料の乾式貯蔵施設があることを知っておりましたか。このたびありました施設建設の申し入れについて、安全協定の締結はあったのかどうかをお伺いいたします。

最後に、歴史民俗資料館についてですが、収蔵品を町外に移したと聞いておりますが、できれば答弁の後にリストなどがもらえれば大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

選挙公約についてであります。「町民の皆様が幸せに安全で安心して暮らし続けられるよう調整を進めます」とはどんな施策かとおたがひであります。原発事故から2年が経過しておりますが、まだ事故収束には至っておりません。今後の収束に向けての措置を国、東京電力に要請するとともに、生活の再建のためには、賠償問題を初め健康対策など、多くの課題について国にしっかり対応してもらおうよう、県及び町村会とも連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、「議会の圧力に屈して、役場機能をいわき市に移すことを決めたことを反省している」との発言について圧力の事実があったのかとおたがひであります。議会が独自に実施した住民アンケート調査の結果、いわき市への移転要望が多かったため、議会として決議をしたものと考えておりま

す。

次に、いわき市長を初め何人の市民にわびたのか、また市長及び市民に許していただけたのかのおただしではありますが、このことについては町民がお世話になっているための感謝の意を表したものであり、現実にはいわき市民皆さん一人一人にわびたものではありませんが、今後もいわき市に庁舎が移転しても、この気持ちを常に心にとめて行動していく考えであります。また、いわき市長には直接市役所を訪問し、町民への支援に感謝の気持ちを伝えたものであり、今後とも支援は続けるとの温かい言葉をいただいたところであります。

次に、「双葉町への帰還の目途は当面5年と考えます」との理由についてであります。国からの区域再編に伴い、町全体の人口及び面積ともに96%が帰還困難区域に指定される案が提示され、これが決定された場合には5年間帰還できないこととなります。この間、帰還困難区域については除染のモデル事業実施区域として国がモデル事業を実施して、効率的、効果的な除染技術を確立した上で計画が策定されることとなります。このモデル除染と自然減衰の状況を踏まえ、さらにその後の対応を検討、判断していく区切りを5年としたものであります。

「大半が避難区域だから」とのことについては、ただいま申し上げましたが、国から区域再編案が提示されましたが、今後議会及び町民の皆さんの意見を踏まえて、町として決定することとなります。

また、「残念ですがこれまで双葉町は、復興の道筋が見えず、遅れてしまいました」という責任はないかとのことについては、今後住民ニーズが変化していく中で、中長期的目標を見据えて対処してまいります。

町長と議会の対立の原因についてのおただしにつきましては、どのような形であっても執行部及び議会それぞれが民意をくみ上げて議論し合い、協議し、町が進むべき道、方向を見出していくことが重要であると考えております。

次に、「原発立地町、周辺自治体と協調、これまでの双葉町と違うところをお見せしたい」とは何かのおただしではありますが、同じ原発被害町村であっても、それぞれ各自自治体において置かれている状況、また課題も違っております。しかし、双葉地方全体の復旧、復興のためのインフラ整備、賠償、除染、健康管理、町外コミュニティー、災害公営住宅、双葉郡全体のランドデザイン等数々の共通課題を抱えており、これらの早期解決のため、同じ双葉地方町村として情報の共有を図り、これら共有する課題には連携して取り組む必要があると考えております。協議事項についてはすべて妥協するのではなく、申し上げるところは、国、県に対して積極的に意見を具申してまいりたいと考えております。

次に、「双葉町の単独飛行が問題」とはとのおただしではありますが、原発事故から2年が経過した今も、先の見えない避難生活を強いられておりますが、当町も含めて双葉地方の課題が目に見えて進んでいる状況ではありません。このため、町村単独での活動も場合によっては必要ですが、共通課題等については双葉地方がまとまって要望活動等を実施することで成果を見い出せることもあると考え

ております。

また、「双葉は一つ」につきましては、これまで原発事故前から1つになって双葉地方の振興、発展を目指してきましたので、事故からの復旧、復興に向けてもこの考え方で進むべきものと認識しております。

次に、補償、賠償問題に全力を傾注しますとはどんなことかとおたただしですが、原子力損害賠償については、現在国から示されている、避難生活に伴う精神的損害や財物賠償などの基準は最低の基準を定めたものにすぎず、町民の皆さんが受けた実損害額の完全賠償にはほど遠い内容であるほか、しかも賠償手続は遅々として進んでいないところです。事故の加害者である国と東京電力は事故の責任を強く認識し、被害者に寄り添って誠実に原子力損害賠償請求に応じるべきです。また、避難生活も2年を経過し、町民の皆さんには先の見えない不安感が一層増しており、一刻も早い生活再建に資する損害賠償の実施が不可欠と考えます。そのため、町民の皆さんの意見を踏まえながら、国、東京電力との交渉を今後も粘り強く実施し、賠償基準の見直しと迅速な賠償の実施を求めてまいります。

賠償については、町民の皆さんの今後の生活設計のためには早期に解決しなければならない喫緊の問題であります。被災者に寄り添い、被災者の声をできる限り反映する方向で対応するのが当然であります。原子力損害賠償解決センターについても、和解の仲介体制の強化と迅速、公平で適切な賠償について要請してまいります。

また、「住めない場」とはどこかとおたただしですが、国から提示された区域再編案については、町のほとんどが帰還困難区域となっております。事故後5年間は戻れないことになれば、住めないと同様であるとのことを表現したものであります。

さらに、「他自治体ともども全力で取り組みます」とはどのようなことかについては、先ほども答弁させていただきましたが、今後の双葉地方の復旧、復興等共通の課題を解決していくためには、双葉郡各町村との情報共有や連携した取り組みが不可欠であると考えているものであります。

次に、「原発禍にゴネ得はありません」とはどんなことかとおたただしですが、賠償基準については、原子力賠償紛争審査会による中間指針等を踏まえ、国が関与して東京電力が定めたものであり、提示案については町村会においても協議、検討を行い、改善要求をしてまいりました。このため一定の見直し、底上げが図られましたが、町民の皆さんにとって今後の生活設計、再建のためには納得できるものまでは至っていないことは事実であります。これまでの提示された基準は最低限のものであり、実情に見合った見直しを求める声が多くありますので、今後も他の関係自治体とも連携して改善要求をしていくという考え方をいったものであります。

次に、「県と双葉町の信頼関係は崩落しました」との理由についてのおたただしですが、選挙用ビラの(5)に記載されているとおりであります。

役場支所を旧騎西高校に設置した理由についてですが、東日本大震災及び原子力災害の影響により、町の支所として旧埼玉県立騎西高校に設置したものと理由を記憶しております。また、福島支所の設

置理由につきましては、福島県内外の避難者への各種証明書発行や相談受け付けなどの窓口業務及び仮設住宅などの管理業務を行うためと記憶しております。

さらに、「県が中間貯蔵施設の受け入れを表明した時、前町長が越権行為だと知事をなじったこと」についてどう判断するのかとおただしについてですが、県が本件の問題にかかわるのは、原発事故に伴い発生した諸問題が県民全体の健康や生活環境に深刻な影響をもたらし、また汚染土壌などを搬入する中間貯蔵施設の建設予定地も複数の町村に及んでいること、さらに放射性物質汚染対処特措法において、国及び地方公共団体の責務として、国は事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し必要な措置を講じるものとし、地方公共団体は国の施策への協力を通じて適切な役割を果たすものと規定されております。このため、県としてはこの問題が地方自治法第2条第5項の広域にわたる事務に該当すると判断したがゆえと考えております。

しかし、一方では、地方自治法上の関与については必要最小限度のものとし、かつ自主性及び自立性に配慮すべきであると規定されております。おただしの事案については、都道府県による市町村の自治事務に対する関与のうち、助言または勧告に該当するものと考えますが、法的拘束力までではないものと判断しております。今後復旧、復興に向かって同様な事案が出てきた場合には、可能な限りその意思疎通を図り、共通した目標に向かってともに努力していくことも大切でありますので、十分話し合い、協議を行った上で対処してまいりたいと考えております。

次に、我々町民の強制避難は何が原因かとおただしですが、我々町民が双葉町から避難を強いられ、2年が過ぎました。この原因は何といても東京電力福島第一原子力発電所の事故であり、事故による放射性物質の放出であることは言うまでもありません。そして、この事故により、原子力災害対策特別措置法に規定する避難指示の事態及び警戒区域に該当したためであります。

続きまして、県内と県外の放射線量の比較であります。公表されているデータによりましても、放射線量が低減したとはいえ、遠隔の県はいずれにいたしましても、近隣の県と比較いたしますと、事故当時の天候や地形により放射線量が比較的高い県外の地域がある一方、県内でも県外より放射線量が低い地域もありますが、全般的に県内の放射線量が県外より高い地域が多いことは認識しております。

続きまして、「県の信用より町民の健康が大事」ではとのことですが、県の信用と町民の健康の問題は比較できるものではないと考えております。当然、多くの課題の中で町民の健康を守ることは優先して進めなければならないことであると考えております。

続きまして、2人の議員が双葉町に戻らないと言っている現実をどう理解するのかにつきましては、私としては見解を述べる立場にないことをご理解いただき、ご答弁は差し控えさせていただきます。

次に、中間貯蔵施設につきましては、皆様もご存じのとおり、国は町との協議を行わずに、候補予定地を報道機関に発表いたしました。町はこの候補予定地としての選考方法と選考基準並びに今後の具体的な方向性について質問を行い、それぞれに回答をいただいております。回答は町のホームページ

ジでも公開を行っているところであり、多くの意見もいただいております。

中間貯蔵施設の建設は町の復興再生に大きな影響を及ぼすものと考えており、慎重な対応が必要と考えております。今後の対応としては、町として国の十分な説明を聞きながら、一番重要な地元の住民の理解が必要であると考え、候補地の調査に当たっても地元の同意を前提条件とすることが妥当であると考えます。

また、適地と判断されたときは建設を許可するのとのことのおたただしですが、調査の内容について詳細な説明は受けておりませんが、今後どのような結果と経過により適地と判断されるかについても事前に詳細な説明を求めるとともに、調査結果を踏まえた上で改めて地元住民の意向を尊重するとともに、多くの意見を伺いながら検討する必要性を認識しております。今後も多くの方の意見を拝聴し、国や県との協議においても住民の理解を前提に進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育機関の立ち上げについてのおたただしではありますが、町の未来を担う子供たちの教育は大変重要であり、子供たちや保護者の若い力が双葉町復興の原動力になると考えております。そのような意味から、子供たちや若い世代が戻らない町では存続が難しいため、双葉町をなくするわけにはいきませんと申し上げました。今後町民の皆さんの意向をよく聞いた上で、学校再開も含めて教育機関の立ち上げをしていく考えであります。

若い人たちや子供の保護者の意見の集約については、学校の再開についての問いに対する双葉町住民意向調査結果が公表されましたが、「避難先の学校に登校させるので、双葉町立の学校の再開は必要ない」が43.9%。「まだ判断できない」が35.6%、「自らの避難先の近くで、双葉町立の学校が再開されれば子供を通わせる」が10.2%、「仮の町に施設・教育内容が充実した学校ができれば、仮の町に転居して子どもを通わせる」が6.6%という結果でございました。

大きい2番の東電福島第一原発周辺地域の安全協定についてであります。福島第一原発構内の高台に使用済み核燃料の乾式貯蔵施設を建設するとの話を聞いたが、町は承知しているのかとのことのおたただしですが、乾式貯蔵施設は乾式キャスク仮保管設備のことと思われしますので、この件に関して答弁いたします。

国と東京電力、研究開発機関などによる廃炉対策推進会議において、福島第一原子力発電所1から4号機の廃炉措置等に向けた中長期ロードマップに従って廃炉工程の進捗管理が行われており、使用済み燃料プールからの使用済み燃料の取り出しは廃炉に向けての重要課題となっています。この作業については、優先的に4号機使用済み燃料プールから共用プールへの使用済み燃料の移送が行われる計画ですが、移送先の共用プールが許容量の9割を超えているため、まず共用プール内のあきを確保する必要があります。このため、共用プールからの移送先として、新たに構内グラウンド内に乾式キャスク仮保管設備を設置し、使用済み燃料を仮保管するというものです。この乾式キャスク仮保管設備の建設を町は承知しているかとのことですが、町では東京電力から昨年1月11日に仮保管設備の設

置の検討について説明を受けました。また、6月28日には福島県及び立地4町の担当者によるヒアリングが行われ、設備設置の目的、設備の概要、仮保管の方法、設備の安全評価について、福島県原子力行政連絡調整会議専門委員も出席し、説明を受けております。この設備の設置計画については、先ほどの廃炉措置等に向けた中長期ロードマップに作業工程が組み込まれているため、現在福島県及び町は、国及び東京電力からの説明を受け、意見を述べるにとどまっております。このため、これらの廃炉工程については、第一義的には国及び東京電力が責任を負うべきものと考えています。

なお、周辺地域住民の安全の確保を目的とした現在の東電福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定については、平常運転時での運用を定めたものであり、事故後現状に即した協定の適切な運用は行われていないと認識しています。6月28日の福島県及び立地4町のヒアリングの席上も、町から福島県に対して協定の見直しを申し入れしておりますので、今後も福島県に対して、安全協定に沿った運用が適切に図られるよう、協定の見直しを継続して求めてまいりたいと考えています。

○議長（佐々木清一君） 高野教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（高野憲一君） 谷津田光治議員の一般質問通告書にお答えをいたします。

歴史民俗資料館収蔵品の移動資料と品目、数量についてのおたがでございすが、歴史民俗資料館には考古資料や民俗資料、古文書、古美術資料、自然史標本など数多くの収蔵品を展示、保管しておりました。東日本大震災による原子力発電所事故によりまして、資料の適切な環境での管理が不可能な状況となっております。

収蔵品の搬出につきましては、平成23年7月から、さびや虫、カビの影響が懸念される資料などを優先的に搬出作業を行ったところであります。また、平成24年8月からは、独立行政法人東京文化財研究所が主体となり文化財救援委員会が設置され、この救援委員会の支援によりまして、歴史民俗資料館の文化財搬出作業を順次行っております。

移動資料の品目と数量につきましては、古文書類3,728点、考古資料620点、民俗資料505点、太刀など古美術資料88点、剥製などの自然史標本133点など合計で5,556点、さらに昆虫標本1,013個体を搬出してあります。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 質問に沿って答弁をいただきましたが、一般的な答弁が多いように思います。これは町長自身がお答えしなければならぬものであって、冒頭に申し上げました、事務方がつくった答弁書を読み上げるということでは納得がいきません。大半が帰還困難区域、これはいつ決定しましたかと聞いているにもかかわらず答えてくれないところも何点かありました。

双葉町の単独飛行が問題というのはどういうことだと聞いているのに、何か答弁になっていないような答弁をいただいております。

迅速な賠償交渉ということについても、何が迅速なのか全然わかりません。

原発禍のごね得、これは全く答弁の意味が違っているように思います。現状に見合ったものがごね得であれば、どんなものがごね得でないのか。全く答弁には納得がいきません。

中間貯蔵施設の指定、これも調査を許可しながら、住民の同意が必要。とっくに過ぎていることなので、今ごろ住民の同意なんてどうするのか。

それから、教育機関の質問で、子供が帰っていくということは、その子供を扶養している親が帰らないと帰れないのですね、子供は。親が帰るということは、親に仕事がないと、これは生計が立っていかない。この辺しっかり考えた上での答弁だとは思えません。全く上辺だけの子に関する事のみ。子を返すためには親、これがないと子は育っていきません。

原発の乾式貯蔵施設、これに対しても三者協定が通常の時期でないというような答弁がありました。県に見直しの申し入れをして、「している」ではだめなのです。決まっていないと。きのうも全協で説明がありましたけれども、もう始まっているものの説明を受けてもどうにもならないです。これやめろというわけにもいきませんし。これはもう決めることは早く決めないと。ですから、これ、置いていかれているのではないですか、東京電力に。

これ、今町長もかなり混乱はしていると思うのですよね。考え方。あとまた6月議会で、きょうの答弁を踏まえて、しっかりとまた質問させていただきます。

それから、教育委員会、これ、一旦民俗資料館から出した物が返ってこなくなるようなことはありませんね。

それから、できればこのリストなどはいただけませんか。

再質問、お願いします。町長はいいです。教育委員会だけお願いします。

○議長（佐々木清一君） 今泉生涯学習課長。

○生涯学習課長（今泉祐一君） 谷津田議員の再質問にご説明いたします。

現在歴史民俗資料館の資料につきましては、福島県の県立博物館などに一時保管という形でしております。

文化財の返ってこなくなるのではないかとということでございますが、現時点では一時保管という状況のみの方針がありますが、県と協議しながら、長期的な一時保管という形で現在は進んでおります。

なお、リストにつきましては、整理してございますので、後ほどお渡しすることでご理解願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 以前浪江の協力者から、いわゆる馬道具を歴史民俗資料館にお願いしてあるのだが、これがどういうふうに管理していただけるのか大変心配しているというような話が何度かありました。県立博物館に移すとか、南相馬の博物館にお願いするとか、いろんな話を聞きましたけれども、最終的には国にお返ししたのか、またどこかの資料館なりにお願いしてあるのか、その事実を伺います。

○議長（佐々木清一君） 今泉生涯学習課長。

○生涯学習課長（今泉祐一君） 谷津田議員の再々質問にご説明いたします。

今お話、質問された内容につきましては、浪江町のある方の寄託資料ということで、馬具馬装一式だと認識しております。これにつきましては、昨年11月ごろになりますか、ご本人に了解をいただきまして、現在一時保管をしております旧相馬女子高校、ここに一時保管をしております。

なお、補足の説明でございますが、旧相馬女子高校につきましては、双葉町では2教室のスペースをいただいております。

それで、学校施設ですので、環境的には当時はよくありませんでしたが、現在では福島県が一時保管の設備ということで空調設備の設置と窓の紫外線対策の工事、それから目張りなどをさせていただきまして、環境は万全ではございませんが、よくしていただいております。また、搬入物の薫蒸、これも個々に、物によりまして薫蒸もしていただいておりますので、それで現在一時保管という形で展示しております。

以上です。

（「終わります」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 10時35分まで休議します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

先ほど6番、谷津田議員の再々質問に対し、教育長職務代理者のほうから答弁の訂正が来ましたので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、許可します。

教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（高野憲一君） 先ほどの谷津田議員の再々質問に対しまして生涯学習課長より一部説明の訂正がございますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 今泉生涯学習課長。

○生涯学習課長（今泉祐一君） 先ほど谷津田議員の再々質問に対しましてご説明いたしましたが、一部修正をお願い申し上げたいと思います。

資料の提出についてでございますが、議長を通して提出させていただきますということで訂正させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号3番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

3番、高萩文孝君。

(3番 高萩文孝君登壇)

○3番(高萩文孝君) 通告順位4番、議席番号3番、高萩文孝、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

1、教育環境について。昨年4月1日より教育長が不在となっております。町長は選挙公報で、「町立幼稚園、小学校、中学校の再開を含め早急に教育環境を整えます」と記載されましたが、具体的にどのように対応されるのか質問いたします。

(1)、不在となっている教育長をいつまでに選任されるのかお伺いいたします。

(2)、町立幼稚園、小学校、中学校をいつまでに再開されるのかお伺いいたします。

(3)、教育環境を整えるとは具体的に何をするのか、お伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 3番、高萩文孝議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1、教育環境について。不在となっている教育長をいつまでに選任されるかとのおたがしでございますが、教育委員会の事務執行責任者である教育長の選任については早急に対応していきたいと考えております。

次に、町立幼稚園、小学校、中学校をいつまでに再開されるかとのおたがしですが、学校再開につきましては双葉町復興まちづくり委員会において現在検討を進めているところでありますので、子供たちや保護者の皆さんの意見をよく聞き、再開する時期や場所などを今後決定してまいりたいと思っております。

次に、教育環境を整えるとは具体的に何をするのかとのおたがしですが、まず教育長の選任を早急に行うとともに、保護者の皆さんのニーズ調査などを行い、要望に沿った教育環境の充実や学校再開に向けた校舎や教職員定数の確保、児童生徒の通学手段の確保など教育環境の整備が必要であると考えております。

○議長(佐々木清一君) 3番、高萩文孝君。

○3番(高萩文孝君) 今の答弁に対しましてまた再質問させていただきますが、「早急に」というご説明でしたが、教育長の選任なのですが、私としても、いつまでにと質問しているので、期日を教えてくださいたいと思っております。

さらに、先ほどの再開の場所とか、あと学校のことなのですが、こちらは今の答弁にありましており、それを待つということなので、それはいたし方ないかと思うのですが、先ほどもありました学校再開についての双葉町住民意向調査の結果、こちらを踏まえると、先ほど町長が答弁されていましたが、今の仮の町に施設、教育内容が充実した学校ができれば、仮の町に転居して子供を通わせるとかという方が6%ぐらい、6.6%と。一番多いのが、避難先の学校に登校させるので、双葉町立の学校の再開は必要ないという意見もあります。この辺も十分考えていただいて、検討されていただき

たいと思います。

さらに、(3)の答弁ですが、教育長の選任を最優先という話もありますので、先ほどの(1)と同じなのですが、期間を区切って選任していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 高萩議員の再質問にお答えいたします。

期日を区切ってというおただしではありますが、現在教育長不在の状況が続いておりまして、内々にいろいろと人選を図っておりますが、なかなか本人の了解を得るに至っておりませんので、期日とおっしゃられました。なかなかその期日等々はっきり申し上げることは難しいので、ご了解いただきたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 3番、高萩文孝君。

○3番(高萩文孝君) 理解したいと思うのですが、町長の選挙公約でありますので、当然、選挙公約だから、この選挙公約については4年間で実施するというふうにとる方もいるのですよね。なので、4年かけて教育長の選任なんて多分されないと思いますが、私の感覚で言うと、半年くらいで選任していただきたいなという気持ちで再々質問させていただきます。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

半年くらいでというお話でありましたが、なるべくその期待に沿えるよう努力してまいりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 3番、高萩文孝君。

○3番(高萩文孝君) では、続きまして2番目の質問をさせていただきます。

津波被害地域についてであります。津波被害地域の方々に対して町として具体的にどのような支援を実施されるのか質問いたします。

(1)、町として独自の支援策を実施する考えはあるのかどうかお伺いいたします。

(2)、高台移転を実施する考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 2、津波被害地域について。津波被害地域の方々に対して町として独自に支援策を実施する考えはあるのかどうかとのおただしですが、その検討に当たっては、まず中野、中浜、両竹を中心とする被災地域の住民の皆さんの意向を十分に踏まえながら、海岸堤防のかさ上げや道路等のインフラなどの復旧をどのように進めていくべきか、また津波災害に加えて原子力災害の被害を受けたこの地域の土地利用について、将来にわたってどのような利用方法が望ましいのかなどについて明らかとした計画を策定する必要があります。そのため、平成25年度当初予算において、津波被災地域の復旧と将来の土地利用に係る計画の策定に必要な経費を計上したところです。

この計画の策定過程において、復旧、復興事業として、被災した住民の皆さんへの支援策を検討し

ていくこととなりますが、津波被災地域の復旧、復興事業については国や県によるさまざまな事業がありますので、それらを最大限に活用しつつ、どのような支援が可能か検討を進めていくこととしております。

次に、高台移転を実施する考えがあるのかどうかのおたただしですが、高台移転は、防災集団移転促進事業として東日本大震災の被災地域で広く実施されているものと承知しております。一方で、双葉町の場合は津波被災を受けていない地域の多くが帰還困難区域となる見込みであることから、防災集団移転促進事業としての移転先を町内で直ちに選定することが難しい状態にあります。そのため、高台移転については、津波被災地域の住民の皆さんの意向を踏まえて、移転先を含めた検討を進めていく必要があります。

なお、東日本大震災の被災地では、防災集団移転促進事業による高台移転だけではなく、土地区画整理事業を活用した現地再建を行っている事例もあることから、それぞれの事業のメリット、デメリットなども住民の皆さんに示しながら、また浪江町との連携を図りながら、住民の皆さんの意向に沿った事業を検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 早急にその津波被害地域の計画を立てられるというご答弁いただきました。私の質問で言うと、町として独自の政策というのがありまして、先ほどの答弁でもありました隣町の浪江町との連携という話もあるのですが、規模的に言うと、双葉の場合は数がそれほど、少ない。浪江は、当然ご存じのとおり、いっぱいという感じで、その浪江と調整するというと、それは当然必要だとは思いますが、やっぱり双葉町独自として救ってあげるような、そういう方向で、ぜひともいい計画をつくっていただきたいと思います。

さらに、高台移転の件なのですが、ご存じのとおりそういう状況ですので、一度津波に遭った地域で、当然亡くなられた方もおりますので、十分に、先ほども町長答弁にありましたが、皆さんの意見を十分聞いてあげて、誠意のある対応を検討していただきたいと思いますので、その辺答弁として、きっちりやりますというのをもう一度お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

議員が先ほどおっしゃいましたように、いろいろと検討させていただきたいと思います。また、支援策等についても、議会の皆様のご理解が得られるならば、いろいろ検討をしていきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

避難所についてでございます。加須市の公設避難所について、今後どのように対応していくのか質問いたします。

(1)、避難所を閉鎖するのかどうかお伺いいたします。

(2)、いわき市への役場機能移転に伴い、埼玉支所の役場職員の人数もかなり削減されると考えられますが、公設避難所の運営を今後どのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、避難所について。避難所を閉鎖するのかどうかとのおたただしですが、旧騎西高校避難所には3月18日現在で129人の町民の皆様が避難生活をしております。避難をされている方々の中には、介護などの支援が必要な高齢者もいるものと考えております。また、自立を希望されている方の中には、個々の事情により自立が難しい方もいるのではないかと考えております。閉鎖につきましては、あくまでここは通常的生活をしていくための施設ではありませんので、避難している皆さんと十分に話し合い、検討していく方針でありますので、ご理解願います。

次に、避難所の運営を今後どのように対応していくのかとのおたただしですが、旧騎西高校避難所を含む運営に当たりましては、当避難所を含めた加須市周辺に避難している町民の皆さんへのサービスの低下を来さないような、適切な職員の配置を行ってまいりたいと考えております。また、健康面のサポートが必要な方もおりますので、社会福祉協議会とも連携を図るとともに、避難所施設の維持管理、運営につきましては、町民の皆さんの雇用とあわせて、引き続き埼玉県並びに加須市にもご協力のお願いをしてまいりたいと考えております。さらに、旧騎西高校自治会とも連携、協力を図りながら運営をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 私の質問は避難所を閉鎖するかどうかの質問なので、検討は十分わかりますが、ちょっと新聞記事等で、閉鎖されるという話載ってしまっていて、これも事実か、さらにはスポーツ新聞のほうにもそういう記事載っておりました。役場機能移転に伴って6月に閉鎖だというような新聞記事も載ってました。その事実関係を確認したかったので、まず閉鎖するかどうかのお答えをいただきたいと思います。この条件とかいろいろあると思うのです。

それと、(2)のいわき市で役場機能移転されますが、当然人数も減らされると思うのですよね。適正な配置を考えるというお話でしたが、6月に役場を移転することなので、当然4月なり、ある程度の人員配置とか当然考えていらっしゃると思うのですが、実際に人数的にいわきに何人行かれるか、最終的には町長の判断で決められると思うのですけれども、やはりそれなりの人数が必要かと思うのですよ、避難所の今まで運営されている人数から比べたら。その辺もよく職員の方といろいろ相談されて、検討していただきたいと思いますので、その辺の人事等、いつだとは言えないと思うのですが、できれば職員の方もある程度、6月に行くというので、場所とか自分の住むところとかも確保されていると思うのですよね。そういう意味でも、早目に人事なり何なりを決めていただきたいと思っておりますので、その職員に対して6月に役場機能移転するのであれば、いつまでに発令するというか、その辺は私の立場では言う立場ではないかもしれないのですが、早急にやっていただき

たいと思いますので、いつまでに発令するというのもちょっと答弁でいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

旧騎西高校の避難所をいつ閉鎖するのかというおただしでございますが、まず閉鎖ありきではなくて、避難所に住んでいる町民の皆さんがどのような場所に移ることができるのか、移る場所を提供することができるのか、介護とかそういったものを必要としている人もおりますので、そういった施設の提供といたしますか、紹介も含めて、移動先が決まらないうちに閉鎖ということはなかなか難しいのではないかと思いますので、いつということはなかなか難しい判断だなと思っています。当然一時避難所でございますので、永久的に避難所を開設しておくことは難しいとは考えておりますが、そういったことの意味でご答弁させていただきました。

あと、支所の人員の配置についてであります。これも担当の者とよく相談しながら、職員と相談しながら、どのような配置がいいのか、そういったことも含めて検討させていただきたいと思います。

期日につきましては、なるべく議員のおっしゃったような考えをさせていただいて、対応をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 最後の質問ですが、避難所は要は閉鎖するということによろしいのですか。そこだけ答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 再質問でもお答えしましたとおり、避難所に住んでいる町民の皆さんが次の移る場所といたしますか、次の生活できる場所が決まらないうちに閉鎖をするということは非常に難しいと考えております。先ほど答弁させていただいた考えのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 通告順位5番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。
7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） こんにちは。議席番号7番、岩本久人であります。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、あらかじめ通告してありました通告書どおり質問をさせていただきます。前の登壇者と質問が重複するところもあるかもしれませんが、面倒かとは思いますが、答弁お願いしたいと思います。

それでは1点目、新町長の政治姿勢についてお伺いします。まずは、伊澤町長には、今回の双葉町町長選において4人が立候補するという前例のない選挙戦で圧倒的な得票数で当選され、改めてお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

町長は記者団の質問に、当選の喜びよりも責任の重さを感じていると答えておりました。まさしく

双葉町は区域の再編、中間貯蔵施設建設の問題など山積みされており、復興、再生に向けていかに加速させるかが課題であると思います。そのためにはこれまで以上に国、県との信頼関係を築き、周辺町村との連携強化を図ることが重要であると同時に、議会との情報共有も欠かせません。町民の皆さんからの期待は大きいと思いますが、新町長としての政治理念と決意について数点お伺いいたします。

1点目、まちづくりの基本は「町民のために」ですが、町民の声を聞くためにどのようなことを実行されるのかお伺いいたします。

2点目は、職員の機動力が重要な中、職員との信頼関係を深めることも必要かと思うが、どのような考えがあるのかお伺いいたします。

3点目は、今後さまざまな課題がある中、国、県とどのような態度で臨むのか。また、双葉地方町村との連携をどのように図っていくのかお伺いいたします。

4点目、町長選挙では5つの公約を掲げたが、町政の最大の課題は何かを伺います。

最後に、5点目は、前町長の町政を引き継ぐ政策はあるのかどうかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1、新町長の政治姿勢についてであります。まずまちづくりの基本は「町民のため」ですが、町民の声を聞くためにはどのようなことを実行されますかとおたがひでございますが、一昨年の原子力発電所の事故以来2年が過ぎましたが、現在もなお収束の見通しが立たない状況であります。町民の皆様には、先の見えない不安や長引く避難生活による精神的なストレスを抱え、依然として苦しい状況が続いております。

この状況から早急に脱出し、まちづくりを前に進めるためには、町民の皆さんの声を聞いて進めることが基本でありますし、町民のためにならなければなりません。そのために町政懇談会を初め各種委員会等との懇談、自治会との懇談、将来を担う子供たちとの懇談など、さらに町民の皆さんが全国に避難されていることから、電子媒体を利用した意見募集などに取り組んでまいりたいと考えております。

岩本議員が言われるとおり、まちづくりの基本は「町民のため」でありますので、今回の災害から復興が少しでも早く、町民の皆さんに寄り添ったまちづくりを目指して進めなければならないと強く認識しているところであります。

次に、職員との信頼関係の構築についてのおたがひでございますが、地方自治体の仕事は、地方分権が進む中で住民の期待、ニーズの複雑、高度化により、すぐには方向性や答えの見つからない仕事、新しい専門的な知識が必要とされる仕事、複雑な調整が求められる仕事など、いわゆる難しい仕事の

割合が急速に高まりつつあります。このことに加えて、原発事故によって避難を強いられている状況下であってさまざまな課題を抱えており、この解決のためのスピード感を持った仕事も期待されています。このためには、職員力に負うところが大きいものがあります。同じ避難民でありながら、住民要望、今後の課題解決というハードルを越えるためには、強いモチベーションとふだん以上のエネルギーが必要であります。これが職員個々の志であったり使命感であったりしますが、幾ばくかの達成感が特に必要であると考えており、このような達成感や成功体験をお互いに分かち合うこと、またその積み重ねがあって職場での信頼関係が形成されていくものと考えております。さらに、人と組織、人と人との信頼関係は私も非常に重要であると考えており、今後話し合い、耳を傾け、承認し、任せすることをモットーに、対話を重視した役場組織の運営に当たっていきたくと考えております。

次に、国、県への対応及び双葉町地方町村との連携をどのようにしていくかとのおたただしではありますが、震災後2年が経過しておりますが、生活再建のための賠償の早期支払い、健康対策を初め解決すべき課題は数多く残されております。また、今後帰還に向けての復旧、復興のための施策、事業が実施され、地域の復興の動きや進捗が住民の目に見える形で着実に前進させ、国が最後まで責任を持って確実かつ速やかに実施してもらうことが何より重要であります。

このように、町村単独では解決困難な課題がありますので、今後協議を継続して、具現化を図るべき事項等については、地方自治法に基づくお互いの関与の基本原則を踏まえて、県とともに国に要望をしてまいりたいと考えております。さらに、双葉地方として広域的な一体性のある復興、受け入れ自治体への支援の持続性の確保、その他多くの共通課題等についてお互い情報の共有化を図るとともに、協議の場の開催等意思統一が図られるように積極的に働きかけてまいります。

次に、選挙公約の中で最大の課題はとのおたただしではありますが、この中で、今後の双葉町にとってどれも重要なことであると思っておりますが、特に原発事故以来2年が経過し、町民の方の今後の生活への不安は相当なものがあると考えております。したがって、喫緊の課題は、生活再建に向けての住宅や福祉などを含めた生活再建策であると考えております。特に損害賠償、特に財物賠償手続の早期開始であり、さらに、財物賠償の基準については国が基準を示しておりますが、到底住民の方が満足いくものにはなっておりません。このため、現在示されている財物賠償基準につきましては、多くの被害者に対する賠償を迅速に行うための最低限の基準と考えております。今後も東京電力に対して、個別の事情に応じた十分かつ柔軟な賠償を求めていくとともに、国に対しても十分な賠償はもとより、生活再建策をしっかりと講じるよう強く要請してまいります。

次に、前町長の政策を引き継ぐところはあるのかとのおたただしではありますが、行政の目的は町民福祉の向上にありますので、そのためには継承すべきことを取捨選択の上、対応してまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 再質問をさせていただきます。

町長就任してわずか10日、初議会やら、また住民説明会、忙しい日々を執行されているというふう

に思います。きのうの施政方針でも、まず町民が主役、公平公正、わかりやすい町政をする。そのためには、今もるるおっしゃっていましたが、町民の声に耳を傾けて、町民側に立った行政を肝に銘じるとおっしゃっておりました。ぜひその初心を忘れないで執行に当たっていただきたいというふうに思います。

町長の最大の課題ですが、みずから5つの公約、どれもが重要というふうにおっしゃっていましたが、この点についてもきのうまさしく施政方針にもありましたように、双葉を思う心、その心の分断や対立を抱いては前進がないというふうに施政方針でおっしゃっていました。まさしくそのとおりだと思います。

双葉町は他町に比べて多く、県内、県外と分断されております。多くが全国に避難しております。その中で町民のきずなをどうつないでいくかというのが私は最大の課題ではないかなというふうに思っております。当然生活再建、そのための賠償、補償というのも、それは大切です。それはしっかり国、東電に申し述べて、町と議会と1つになって町民のために進めていかなければいけないと思いますが、まず町民の心が双葉町から離れていくと。それぞれ町民同士があつれきを起こしてしまう。そういうふうなことではいけないというふうには思っております。

新年度予算にも、詳しくはわかりませんが、健康支援事業委託料というのが計上されております。詳しい中身、ここで町長少し紹介できれば、少し述べていただきたいなというふうに思いますが、そういう事業が私は大切ではないかなというふうに思っております。全国に避難しているため、情報の格差もあるわけです。県内、県外ともに放射線に対する考え方も違いがあります。そのためには、やはり今も町長おっしゃっていましたが、対話が大事だと思います。町民と対話、職員との対話の機会を多くつくっていくということが何よりも重要ではないかと思っております。

忙しいとは思いますが、ただいまの答弁でも、もちろん町政懇談会、自治会との話し合い、ウェブサイトというか、電子媒体を使っていろいろ情報を発信するというようなこともありましたけれども、何よりもやっぱり自分が町民の前に赴いて、そして町民と接する、そういうことがやはり、町長が来ていただければ町民の人たちはうれしいわけです。そうすれば、やはりいろんな話し合い、心打ち解けていろんな話し合いができると思います。それによって町と町民との壁というものが、やはりそれがだんだんとなくなってくると思うのです。ぜひその対話を重視するために、私は月1回程度、忙しいとは思いますが、全国各地に町長は赴いて、対話会、町長との井戸端会議なんて開いて、そういう機会をつくってはどうかというふうに思いますが、ちょっとご提案を申し上げます。

もう一つ、前町長との引き継ぎはないかというふうなことだったのですが、これも前町長の公約ではあったのですが、町政に直接かわるかどうかわかりませんが、町長の給与削減、前町長は行っておりましたが、私は公約違反というふうにしてその50%削減には反対しておりましたが、町長は給与の削減について何か考えがあればお答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

岩本議員のいろいろなご提言やら提案について真剣に検討させていただきたいと思います。

町長の報酬削減であります、これも今回提出はしておりませんが、報酬削減も今後検討して出させていただきますので、よろしく願いいたします。

あと、先ほどの町民の福祉向上を図るためのいろいろな施策については、健康福祉課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 岩本議員からの健康支援事業についてのご質問にご説明を申し上げます。

双葉町健康支援事業ということで、今回平成25年度に実施するという事で予定しておりますが、この事業の目的といたしましては、現在の避難生活、それを鑑みまして住民同士の交流の場が必要だろうということ、また専用の場を提供するという事で、心身の健康保持増進が図れるように支援していくことを目的としております。

事業につきましては、実施主体は町ということになりますが、社会福祉法人等に委託をしていきたいというふうに考えております。

対象者であります、20歳以上の方、あと双葉町民ということで、対象者については規定をしたいというふうに思っています。

あと、事業の内容であります、1つ目として交流事業、コミュニティーに関する事ということで行っていきたい。

2つ目として、健康増進事業であります。

あと、3つ目として、その場で健康相談支援事業等を行っていきたいというふうに考えています。

あと、実施の場所ですが、福島県内外の公共、民間の雇用施設等で実施をしたいというふうに考えております。

あとは、参加者につきましては、一部負担金をいただいて実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 再々質問させていただきます。

ただいま健康福祉課長から答弁いただきましたけれども、まさしくこういう事業が町民の皆さんのきずなをつくっていくということだと思えます。ぜひそういう場があれば、そこに時間のとれる、都合ですけれども、町長も赴いて、そこで町民の皆さんの顔をうかがう、顔を見ると、そういうことも必要かと思えますので、ぜひご検討をしていただきたいと思います。

これもまた施政方針にもありましたけれども、町民の安全、皆様方の安全、安心をして暮らせる、暮らし続けるように努力するというふうに町長もおっしゃっております。多数派の意見というのも、それは最大公約数ですから、大切かもしれませんが、今後町政を進めていく中で少数派の意見もくみ取れるような、少数派の意見にも耳を傾けるような、そういう町政を行っていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目についてお伺いいたします。行政機構改革についてお伺いします。東日本大震災、福島第一原発事故から2年が経過し、厳しい財政状況と、限られた職員数の中で賠償、補償の問題や放射線、健康管理対策など適切かつ迅速に通常業務から災害業務に当たらなければならないが、さまざまな住民ニーズや行政サービスに応える意味でも行政組織の一部を見直すべきと思いますが、数点お伺いします。

1点目は、課設置の改正を含め、新たな課、係の設置を検討する考えをお伺いします。

2点目、今後の埼玉支所、福島支所の職員の配置数はどうなるのか。また、支所機能を充実、強化するための方策をお伺いします。

最後に、3つ目は、係制とグループ制とのメリット、デメリットをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、行政機構改革について。新たな課、係の設置検討はとのおたただしであります。前のご質問にも答弁いたしました。原発事故によって避難をさせられている状況下においては、まさにすぐには方向性や答えの見つからない仕事など、いわゆる難しい複雑な調整が必要な仕事が増えつつあります。このような状況の変化に応じて役場自体も変わっていかねばなりませんので、今回の役場仮庁舎の移転に伴って、現状に合った課、係の統廃合を含めた組織の改編をしていきたいと考えております。

次に、支所の人員配置と支所機能の強化策についてのおたただしですが、現在町民の皆さんは福島県内には54%、県外には46%の割合で全国で避難生活を送られております。この町民の皆さんへの要望等の対応、さらには復旧、復興に向けての業務が広範囲にわたっております。職員もスピード感を持って対応することを心がけておりますが、限られた職員数の現状では全て難しい部分もございますが、これまで災害業務と通常業務を現在の課の所属の中で行ってまいりましたが、これを改善し、専門的に対応できるような配置、組織にしたいと考えており、少ない人数でいかに効率的な支援ができるようにするか検討してまいりたいと考えております。

次に、係制とグループ制とのメリット、デメリットについてのおたただしですが、災害前には行財政改革等により職員数を削減して財政健全化に努めてまいりましたが、災害後は職員数が少ない中、通常業務や災害業務において住民ニーズに迅速に対応し、行政サービスを提供していくためには大変厳しい状況下にあります。しかし、全国の町民の皆さんの要望に応じて、復旧、復興に努めていかねばなりません。このためには、少ない職員数を柔軟で効率的な組織体制にしていく必要があります。

これまでは係制で仕事を区分しておりました。この係制は、責任の所在が明確になったり、仕事の一貫性を保ちやすかったりといったよい面がありますが、一方では係制は組織が縦割りになっているため、係同士の連絡調整がうまくいかなかったり、仕事のむらや繁閑の調整がうまくとれないなどの欠点もこれまで見受けられました。

一方、グループ制は、係制が取り除かれるため、各職員の事務配分が調整でき、効率よく柔軟に仕事ができます。さらに、係間の壁が取り払われるため、職員間での協業が進み、複数の職員で仕事ができ、さらに業務の繁閑の差が調整できるとともに、情報共有による職員の能力、当事者意識の向上が図られるのではないかと考えられます。

問題点としては、グループ長の職員が大量になり、以前の係長制と実態は変わらない。住民及び職員間でも仕事の担当がわかりづらい。実態は班になったが、事務分担ではそれぞれ個人の正副担当が以前のようにあり、表面に出さなくなっただけである。少人数の課でも班という名称が変わっただけのところがある一方、大きな班にしたため、分班してふやすところも出てきているといった先進事例自治体からの声もあります。福島県庁においても一時グループ制を採用しましたが、現在は課・係制に戻しており、各課横断的な業務はプロジェクトチームによる対応をしており、併用のような形になっております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 再質問をさせていただきます。

1点目の新たな課、係の設置に関しましては、6月にいわきに役場機能が移転するとともに組織の改編をするということを踏まえてちょっとお聞きしたいと思うのですが、事故からもう2年が過ぎているわけですし、復興計画ももうできつつあるわけでありまして。通常業務、そして災害業務の区別、めり張りもはっきり示さなければいけないというふうに思います。いろんな新たな業務も出てきているわけですから、放射線の対策、健康対策問題とか、あと生活支援、生活再建関係の業務、賠償、補償関係の業務、あるいはこれから、ここまで行政がかかわるかどうかわかりませんが、生活再建が進む上で住宅、不動産関係のそういう情報なども提供をするなんていう、そういうこともやはり行政サービスの一環かなというふうにも思うわけです。そういうこともこれ必要になってくるかもしれません。ですから、町民にとってわかりやすい業務、窓口というものが必要になってくると思いますが、どのような形で改編されるのか、ちょっとお示ししていただきたいというふうに思います。

それと同時に、双葉町課設置条例で各課の分掌事務は町長が別に定めるとあります。示されてあります。これらの業務と、これまでの業務と、新たな災害業務の事務分掌はきちっと今後示されるのかどうか。事務分掌、各課の役割ですね。その辺のところもちょっとお伺いしたいと思います。

支所の役割ですけれども、この避難が長引けば長引くほど町民への情報伝達、また住民サービスなどきめ細かな対応も必要になってくると思います。支所の仕事量もふえてくるのではないかなというふうに思っております。先ほど高萩議員の質問にもありましたけれども、十分な支所の人員配置という

のもやはり検討しなければいけないのではないかなと。そこは現在ある福島支所の職員の方の意見も十分聞いて、また今後埼玉支所というものも残されるわけですから、なかなかはっきり避難所の閉鎖について町長は明言されていませんので、ここに住民がいますし、加須市にも600人いますし、埼玉県にも1,000人強いますし、関東圏内にもたくさんいるわけですから、そういう埼玉支所の役割もこれから重要になってくると思いますので、十分動けるような人事配置をお願いしたいというふうに思いますが、その辺のところもお答えいただきたいと思います。

それと、係制とグループ制のデメリット、メリットですけれども、施政方針にもありましたけれども、町の運営には職員力が基本でありますというふうに書いてあります。おっしゃっております。町長も今おっしゃったように、課によっては繁忙期があります。忙しいときと、そうでもないときってあると思います。組織内の壁、縦割り行政の解消、係間の壁を取り除いて、柔軟性を持って横の連携というものが大事だというふうに思います。

縦割り行政の一つの例をちょっと申し上げますと、いわき南台に店舗がございます。あの店舗を整備するとき、本来であれば商工会が窓口ということになりますから、行政のほうは産業振興課であったわけですが、仮設内に位置するということで、仮設の担当、仮設全般の担当が総務課ということで、国の中小企業基盤整備機構が進めたわけですけれども、産業課ではなくて、結局総務課が進めたというような経過がありますよね。ですから、何か横の連携がない。これはどこの所管なのかどうかということも、商工会のほうとしては非常に戸惑ったいきさつがございます。

そんなことも含めて、いろいろデメリット、メリットありますけれども、決して広野のようにグループ制にしろとは言いませんけれども、ぜひとも横の連携というものをきちんと構築できるような、今後のいわきに移転を機会にきちんとした行政改革をしていただきたいというふうに思います。

以上、答えるところがありましたらよろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員が言われたように、いろいろと検討してまいりたいと思っております。今質問の中でいろいろとご指摘がありましたことにつきましては、総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 岩本議員の質問にご説明をいたしたいと思っております。

まず、組織の改編とのことでありますが、町民にとってもわかりやすい組織にしろということがございます。これは当然おっしゃるとおりでございます。町長の答弁にもありましたように、災害業務と通常業務が同じ課でやっているということがありまして、決裁区分もなかなか、職員にとっても若干戸惑いの部分もございます。そういった部分の解消をして、流れのよい決裁区分になるような組織として、できれば災害業務と通常業務を区分できるような組織にするというふうなことで今案を練っておるところでございます。

それから、当然それに基づいた事務分掌でございますが、これについては組織、規則の中に入っておりますが、それも見直しをして、その組織、体制に合った事務分掌を構築していくということで考えてございます。

それから、支所ですね、福島、それから埼玉あります。これについては、当然通常業務と別な災害業務が中心となる業務となりますので、その辺をメインにできるような体制をしていきたいというふうなことで考えてございます。

それから、係制ですと、どうしても縦割りの業務分担ということになりますので、これがグループ制ということで拙速にはできないかと思えます。その辺の利点、欠点、それを十分踏まえながら改編していきたいと思えますが、特に、やはり先ほど議員がおっしゃられました南台の店舗の関係、そういった事例もございますので、これまでもやってきましたが、各課横断的なプロジェクト、同じ仕事の目的のものについては各課からプロジェクトチームを選出させていただいて、全課を挙げての体制という組織づくりといえますか、チームづくりもしていく必要がある。そういったことで、縦割りの問題を解消していければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいまの答弁でわかりました。こういう非常事態、緊急事態ですので、業務も多難だと思いますので、これも施政方針にありましたけれども、何といたっても健康が第一でありますので、自己管理には十分留意して業務に当たる意味でも、効率のよい、そして迅速な行政組織改革を目指していただきたいと思えます。そのことが町民の何よりも行政サービスの向上につながるというふうに思えますので、よろしくお願ひを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議を再開します

通告順位6番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） 改めてこんにちは。議席番号4番、通告番号6番、菅野博紀、議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問に入らせていただきたいと思えます。

まず1番、双葉町賠償についてですが、本町では東京電力に対して賠償請求をしていますが、この請求に対してどのようにお考えかお伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えします。

1、双葉町賠償について。東京電力株式会社に対して賠償請求をしていますが、この請求に対してどのようにお考えかとおたがひですが、町では平成24年3月8日に公共用財産に係る損害賠償として192億5,335万6,353円を東京電力株式会社に請求していますが、いまだにその回答をいただいております。これまでの東京電力株式会社からの説明では、受け付けできる準備ができたものから受け付けるといことで説明を受けていますが、賠償請求の対象として提示されている項目は水道、下水道事業の追加費用、食品等の各種検査の費用、被災者支援のために公共機関が負担した費用等で、平成24年3月分まで、賠償対象外の項目として空間線量検査、身体検査費用、防災のための業務に係る費用、原子力災害対応費用、地域振興・復興費用、税収の減収分が掲げられておまして、財物賠償については今後準備ができれば受け付けるとの提示を受けています。また、あわせて、請求に当たっては、東京電力株式会社が制作した様式で提出してほしいとの説明も受けております。

町としては、さきに請求を行った公共財産のほかに、役場庁舎を初めとした学校、幼稚園、公民館、図書館、歴史民俗資料館、ヘルスケア等の各種施設の備品、また避難に当たった費用や、税、使用料等の減収分について今後請求すべく取りまとめを進めているところです。今後長期にわたって町内の財物が使用できない現状に鑑み、公共財産の適正管理の観点から、損害賠償請求を継続して行っていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この請求に関しては、私個人的に言わせてもらえば不当請求だと思います。実際に、まずこれは町の損害賠償を出すのであれば、これは町の重大事項だと思います。これ、一切議会を通っていません。町長が議員の時にこの賠償請求に関して議会を通した覚えはないと思います。ということは、これは重大事項かどうかということが一つの焦点になること。

あと、この192億5,335万6,353円、この根拠を教えてください。これで本当に双葉町の財物、ここに書いてある、全部出した、土地と建物といろいろなものが、また同じものができるのか。これは前に一般質問ではできるというお話も総務課長にいただいておりますけれども、多分できません。今の現行の立て方で同じものを立てるといのはできないと思います。というのは、結局これは24年3月に出したことによって、それに余り付随が変わらないような町民に対する賠償のあれになってきていますよね。土地で言えば1.43倍、これのあれで言うと、何か1.4何ぼになるのですけれども、この根拠がわからないのと、これはどこに相談したかというのと、これは本当に192億円ですべて全部町の庁舎から何から、ここに書いてあるものが全部できるのかということですよ。それで、これは不当請求ではないのか。これが町の重大事項に当たらないのかどうかをちょっとお伺いします。

それと、これに関して取り下げする意向はあるのかないのかをお聞きしたいです。これ、取り下げ

するか、しないのかというのは、議会に相談してやりますといたら、これは重大事項と認識するのであれば、一回取り下げするのが普通に当たり前だと思うので、そこら辺ちょっとお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問についてお答えいたします。

このことが不当請求なのかどうか、これを検討させていただきたいということと、この192億5,335万6,353円が適正な価格なのか、その辺の判断も今後検討していかなくてはならないし、もしそれが適正な価格でなければ、請求取り下げも含めて考えていかなくてはならないと思います。

補足説明を総務課長にさせます。

（「ちょっと重大事項かどうかということ、議長、聞いているんだよ。町長の認識としてどういうことかということ聞いてるのに、答えていないでしょう、それは」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 重大事項かどうかというのを質問ですか。それを町長としては考えの中で答弁できれば結構です。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） これは町の公共財産ですので、私自身、個人としては重大な事項だと判断いたします。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員のご質問にご説明をいたします。

この額は町の全ての財産なのかということでございますが……

（「違う。こういうの全部町の……載っているものに対して全部この金額でできるのかということ、役場庁舎のものが。この土地から、本庁舎とかそういう消防車とか、そういうのが全部これで、192億でできるかというの」と言う人あり）

○総務課長（武内裕美君） この額で全ての請求した財物の分をできるのかということですね。これにつきましては、土地については評価額をもとにして、それを割り返した額ということでやっておりますので、これは適正な価格ではないかと思えます。建物についても、それらをもとにやっております。ということで、建物についても新たに取得は可能だというふうには考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 私がどういうふうにあれをするかということで、町長の今ご答弁の中で、個人的にはではなくて、町の方針として、執行者が上げたとき、重大事項であれば、これは議会を通さなくてはならないものだという時点で、私はこれはもう引き下げなくてはならないかなというふうに思っています。

それと、そういう計算の割ったり引いたり、掛かけたり何とかという計算が、総務課長は今答弁で、

根拠の数字がないと思うのです。現状復旧の。僕たちは思いますよ。普通に言えば、今の役場庁舎が今の価格で建つのかと。今この中でいくと、2億4,500万円ですよ。2億4,500万円ぐらいでできるのかなと。できないと思いますよ、あの庁舎は。そうすると、原状復旧と言えば、今の建て得る、建てなくてはならない価格なので、建物は5年ぐらいでだめになっていくと思うので、そういうのを考えたときに、この価格ではおかしいのかなと思います。そう思いますけれども、これにも教えてください。

あと、重大事項ということは、町長もわかっていらっしゃると思いますけれども、議会を通らなければ、それは出せないわけなのです。重大事故だと思いますよ。これ僕通告出していますから、ちゃんと。通告を出していますから、「検討します」とかそういうのは聞きたくないのです。これは重大事項だというのであれば、これはもちろん取り下げて、もう一回議会の審議を受けてから出し直すというのが普通だと思いますけれども、どうお考えか。それを含めて取り下げするのか、しないのか。検討ではなく、これはもう約1年たっているんで、それはちゃんとした形で出していきたいと思いますが、その答えお願いいたします。万が一これが通らない、重大事項で引き下げないというのだったら、これはもう議会軽視と私はとりますので、そこら辺加味してお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

この賠償請求については議会の議決条項には入っていないと判断しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

また、この192億円の公共用財産これが適正な価格かどうかというのを、今議員がおっしゃったとおり、適正なのかということをもう一度計算し直さなくてはならないのかなというふうにも考えておりますので、その辺の検討ということではなくてという質問でしたが、これはやはり検討させていただかないとその判断は難しいと思いますので、ご了解お願いいたします。

（「議長、今の答えそのまま残していいですか。議会の議決事項、重大事項に関しては通すということあるのだから、絶対」「はっきり言え、はっきり」「いいですか、議長……」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時19分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

3回以上、規定により終わっていますが、今答弁の中で食い違いもあり、まだ答弁のほうの説明も少し足りない部分もあるということで、議長の判断により、あと1回だけ許可します。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） では、これ何点かお聞きしたいと思います。

損害賠償請求、これが認められなければ、これは裁判とかそういうふう発展する可能性があるのですよね。この内容が全然議会に通ってなければ、その裁判費用と、今度は議決事項になりますよね、百歩譲って。その時に、ではこの内容ではだめだと言え、議会は通っていないわけなので、これ、その時を考えれば、重大事項ということであれば、ちゃんと議決を今のうちに受けるべきだと思います。先にこれを受けておけば、その時の裁判費用、本当に出るか出ないかわからない裁判費用も議決事項になると思うので、そういうのを考えたときに僕は重大事項だ、そういうものに発展すると思うのでお聞きしました。だから、結局は、裁判にならないでちゃんと町の請求、これが通るものだという試算で町政のほうでは、執行部のほうでやっていると思うので、それで構わないですね。重大事項で、そういう発展性のあるものでもこの金額で出して行って、引かないでこのまま進めるということで、町長、間違いないですね。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 確認の意味でもう一度お答えさせていただきますが、重大事項だと判断をしますが、これは議決事項だということではありませんので、ご理解願います。

また、この192億円に関しまして、足りない分については今後請求することも検討をさせていただきたいと思います。

補足について総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員の質問にご説明をいたします。

今の議決事項の関係で町長が答弁いたしました、事務方といたしまして、損害賠償の請求をする場合については議決事項には入っていない。ただ、町が賠償金を支払うという場合については、当然これは議決事項に入ってくるということになっておりますので、金額が確かに192億円ということで大変多いですが、その辺については議決事項の一つではないということで、議会にはかけてはおりません。

（「議長、僕質問していることと全然違うんですよ、答え、2人も。これは結局ね、裁判になり得る可能性があるものに関して……休議してください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 非常に、今の答弁は答弁という形になってしまいますので、その辺は判断をしていただきたいです。お願いします。

（「では、終わります」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） では、2番、復興会議について。質問したことに対してのちゃんとした答弁

をここでいただきたいことをお頼みしたいと思います。

7,000人の復興会議に予算をとり、今年度進めてきましたが、新町長としてこの事業を新年度も取り入れるつもりなのか。それとも、速やかに復興計画をつくるのか。また、何かお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 復興会議についてであります。7,000人の復興会議についても新年度も取り入れるつもりはないのかとのおたただしですが、7,000人の復興会議は平成24年度町民参加の復興まちづくり計画策定業務として実施したものです。この業務は、復興まちづくり計画の策定に当たり町民の皆さんの意見が十分に反映された計画とするため、町民のご意見、ご要望を広く集めることを主眼に実施したものです。この7,000人の復興会議では、6,500件を超える、単なるアンケート調査からは得られない多様で示唆に富む数多くのご意見、ご提案をいただくことができました。そのため業務の目的は達したことから、この業務の契約期限である3月29日をもって7,000人の復興会議事業は終了することとしております。

速やかに復興計画をつくるかとのおたただしですが、双葉町復興まちづくり委員会において、5月ごろをめぐりに復興まちづくり計画案の取りまとめをお願いしております。委員会から私に対して計画案の報告があった後、町議会や町民の皆さんのご意見を伺った上で、早期に双葉町復興まちづくり計画を決定したいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 先ほど同僚議員が先に質問し、その中で復興まちづくり委員会にちょっとお任せ過ぎなのかなと思っています。5月ぐらいにまとめて、そこから復興計画、素案になっていけばどのくらい時間がかかるのか。今震災から2年たったということをちょっとお忘れではないのかなと。次のステップに町民の方々が入りたいということを行っているのは、新町長、選挙戦で十分わかっていると思います。町議選、町長選、僕たちの倍はやっていると思うので、町長自体も町民の方とよくお話ししたと思いますが、議員時代、この復興計画に関しては、復興まちづくり委員会がちょっとまずいのではないかという話から、町長になってしまえばころっと変わってしまうのかなというところが僕も不安なのですが、これをやるならやるで構わないのです。きのうも言いました、僕、復興計画をつくりましょうと。何の根拠があって仮の町とかそういうものを、話ができるのですか。一回復興計画をつくって、素案をどんどん変えていって進めていかなかったら、何の事業もできないと思うのです。何の災害もなく、平常時であれば、これは町の町政振興計画、これはちゃんとつくってやっていかななくてはならないですよ。それとめていないわけですよ。復興計画はないことによって。速やかに復興計画をつくった中で、どんどん町の行く末をある程度の計画の中でやっていかなければ、これは何も進まないのではないのかな。医療に関しても、老人福祉に対しても、今後の仮の町構想、復興公営住宅、そういうものに対して双葉町は復興計画はないのです。先日内閣府の方が来ら

れて、双葉町は復興計画ないですねと言われましたよね、実際。根拠がないということ言われているのです。根拠がないのであれば、復興計画は速やかにつくらなくてはならないと思います。

町長、公約の中で学校をつくります、何つくります、何をやります、町民と話します、いろいろおっしゃってきました。学校をつくる云々というのは、やっぱりその年代年代をならした、本当に働く世代、親の世代、子供の世代、年齢のいった世代の方の意見を集約する場を、別にもう諮問委員会等をつくって、それも本当に速やかにつくらなければ、何も決まらないし、何も進まないと思います。復興計画つくって、私自体は震災でこんな状況に、原子力避難でとなるのであれば、一回つくってその中身を変えながらいくのも、これ今回の特例に入るのかなと私はと思いますが、復興計画そのものがなくて、では5月まで待ってください。では、復興計画できるいつですか。3カ月も4カ月も、下手すれば半年も先ですよ。5月まで待ってください。では、復興計画できるいつですか。3カ月も4カ月も、下手すれば半年も先ですよ。それまで何の計画に乗って双葉町は進んでいくのかなというのは、これは大変なあれになってくると思いますよ。

今双葉町としてどういう計画で進んでいるのか、逆にお尋ねします。どの計画のもとに進んでいるのか。きのうまでは、ここまで僕は質問する気はなかったのですけれども、実際復興委員会、復興委員会と全部人任せではなくて、町長の口で町民と話して、議会と話して、議会も努力して町民と話して、それで本当に町民の話を聞いた復興計画を直ちにつくるべきだと思います。今から動いても、二、三カ月はかかります。その中で復興委員会は復興委員会で一緒に進んでもらえば、その中の案も入れることはできるのではないですか。復興計画が僕は先だと思えますけれども、この2年間、その道しるべがなかったことを町長自身感じていないのかということと今後の方針、別に補正でも何でもってそういう方向もやるのかやらないのか、それもはっきりちょっとお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃることは十分理解しているつもりです。復興計画が策定されていないということに関しては私も非常に残念な思いでありますし、早くつくらなければという思いも一緒であります。ただ、昨年度から復興まちづくり計画ということで委員会ができておまして、その委員会が動いて、その諮問がまだ上がってきていない、素案ができていないということに関して早急にしていただけるように要望しておりますし、また議員が言われたように、学校再開の件、仮の町の件もその復興まちづくり委員会の中で検討していただけるようにお話をしているところでございます。

また、町として独自に復興計画を策定する考えはないのかというおただしでございますが、そのことについても検討させていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 双葉町はもう2年でおくれをとっているということは多分ご存じだと思います。それが町民の不安だと思うのです。

今私質問した中で、どういう道しるべで進んでいるかということにお答えになっていません。それは計画がないからです。もう今どういうふうにあれするかというのは、やっぱりこれを早くつくらなければ何もないのですよということを僕言っているのです。そこを一番答えてほしかったのです。復興計画は、その復興委員会でつくる計画は計画でいいではないですかと僕は言っているのです。別の委員会をつくっても、この遅れた分に関しては何とか進めなくてはならないということを僕は言っているのです。

では、復興委員会で策定し始まるのが5月中旬以降ですよ、今までの答弁であれば。だけれども、もう策定をしながら別の委員会とか町長の諮問委員会等をつくって進めば、その年代年代のですね、提案みたいな形になりますけれども、60代以上の方、働く世代の四、五十代、子育ての二、三十代の方、あと子供の意見と4つに分けて、そこの意見を集約しながら、話を聞きながら一回復興計画をつくれば、僕は3カ月でできると思います。これだけ優秀な職員の方々いらっしゃるのですから。そういう中で、担当課の企画課長なんかは本当に優秀な方なのですから、3カ月ぐらいで私はできると思いますよ。それに今度復興委員会で持ってきたものを、誤っているところを直していったり何かすれば、3カ月、4カ月で変えていけるのではないですかという、僕はおただしをしているのです。

それで、今の町長の答えは、それはやる気がないということなのです。それをやらないと道しるべがありませんよということを僕は言っているのですよね。本当にそれで復興まちづくり委員会の答えを待ってからしか動かないのであれば、スピーディーでも何でもありませんよね。スピーディーな対応でも何でもないように私は思いますが、それで本当にやらないのか、やるのか。そういう検討ではなくて、やる方向に私は考えてほしいと思います。町民が一番、町民のことを考えた町政でなくてはならないということを先ほどおっしゃっているのです、ここで答えによっては、本当に道しるべのない中にどうやって進むのかということ町長自身がわかっていらっしゃるのかなと私思うので、その点についてお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど私再質問での答弁で、復興まちづくり委員会のほうの素案の策定を早急にしてもらうという要請をしたということと、先ほど菅野議員が言われた、諮問というか、新たな別に立ち上げをする考えがないのかということに関しても検討をさせていただきたいということをお申し上げておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、補足説明を企画課長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 菅野議員のご質問に対してご説明申し上げます。

今復興まちづくり委員会におきましては、町民の住民意向調査、また7,000人の復興会議の意見、提案というところを分析、整理しているところですので、それができ次第、速やかに計画の取りまと

め作業に入って、今5月ごろ委員会として案をまとめていただくということで、早急に計画案をつくってもらうようお願いをしているところでございますので、それを町長に報告した後、町長のほうで最終的に計画案を決定するというので、できるだけ早く計画案をつくっていくように委員会にもお願いしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 3番に入ります。だけれども、企画課長に僕聞いてもないことを答えてもらってもしようがないなと。私が聞いたのは全然違うことですので、そこら辺ちょっと答弁考えてください。

3番の役場機能移転について。当初の予定では今年度末での福島県いわき市移転予定でしたが、今年度末移転は無理です。町長は役場機能が移転するまで埼玉支所にいるのか、また役場機能が移転してからの埼玉支所はどのくらいの規模にするのかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、役場機能移転について。役場機能移転まで埼玉支所にいるのか、また移転後の埼玉支所の規模をどのようにするのかとのおただしですが、町民の皆様は3月18日現在、福島県内に3,727人、埼玉県には1,073人、そのうち加須市には旧騎西高校避難所を含めて632人が避難をしており、必要なサービスを維持していかなければなりません。役場仮庁舎の移転後はそこを拠点として全国の町民の皆様及び県内の皆様の支援、サービスに徹することになりますが、それまでの間は福島支所にも時間の許す限り訪問し、業務の執行に資してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、埼玉支所につきましては、加須市を中心として埼玉県、関東地方に避難されている町民の皆様への支援、サービス提供、相談、その他各種証明書等の窓口として設置することとしており、サービスの低下を来さないよう職員を配置していく考えでおりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 役場機能移転についてですが、これは私が考えるに、本年度末まで移転というお約束をしました。前政権のですね。だけれども、今回できませんということになったのであれば、今後の福島県との対応、福島県の町民の期待を考えれば、僕は4月以降は町長の本拠地と災害対策本部の看板は福島支所に持っていくべきだと思います。確かに騎西高校の中に町長室があります。福島支所にも町長室ありますよね。町長就任後、福島支所に何回ぐらい行ったのかなというのと、福島支所であれば公務の合間に、富田、喜久田、日和田、すごく近いです、ここから行くより。福島、北幹線、佐倉、いわき、川桁、会津、ここから行くよりは全然、町民と話す時間はあると思います。本当に時間の許す限りはこちらのほうで、本拠地は僕はあちらではないのかなというふうに思いますが、町長ご自身どういうふうにお考えかというのと、あと埼玉支所の規模に関しては、さっき同僚議員の一般質問の答えの中に、福祉を重点に置くというようなご答弁があったと思いますが、僕は福祉だけ

ではなく、ここは教育もだと思えます。多くの子供たちがこころの借り上げから学校に通っています。そういうふうになったときに、その子供たちを残して教育委員会に全部持って行ってしまおうというのが、これはちょっとどうなのかなと思えますが、こころの借り上げについて、役場機能を例えば小さくします、何しますと騎西高校のままでやるのもちょっと大き過ぎて、僕はどうかと思えます。

そういうふうを考えてくれば、やっぱり閉鎖時期、ここはもうある程度断言して、出ていけというのではなくて、町でサポートをしなくてはならないと思うのです。先ほどもちょっと聞いたあれでは、この借り上げ、あそこをお返しするのには借り上げ、この埼玉県内まだオーケーだそうです。ましてや、騎西高校は借り上げに関しては大丈夫だそうです。ましてや、ここから近い白河では社協の職員が1つ部屋をとっていらっしゃるよ、ご存じだと思います。そういうのでこの三十数人のやっぱり人の手をかりなくてはならないようなサポートをできる環境をつくらないままに出ていけとするのはあれかもしれないですけども、施設の紹介、ましてやそういう借り上げに行く方の社会福祉協議会、先ほど町長ご答弁で言いましたけれども、それをちゃんとした形でやって、ある程度期限を切ってあげないと、期限がない限り何とも皆さん進みようがないと思うのです。

速やかに閉鎖しなさいということを行っているわけではないですよ。言っているわけではないですよと言わなくてはならなくなっているのですよ。国の予算委員会で、みんなの党の林宙紀君、委員が一般質問で立ちました。ちょうど私見ていました。日本で避難所が、総理、1カ所だけ残っています、それはどこだかおわかりですかという質問がありました。それに安倍総理は、わかりますと。双葉町の埼玉県加須市の騎西高校ですとお答えになりました。全く双葉町有名になりました。けれども、その中で安倍総理が言った言葉は、双葉町も町長がかわっていろいろと進むでしょうからということ、内閣総理大臣が予算委員会の場で新町長にご期待のメールを送ってくれたと思えます。

町長は見えていらっしゃると思いますが、それに関して言えば、決断の時期はいつなのか。もう決断をしなくてはならないし、日にちを切るのはいつなのか。僕は、6月なら6月とか、ちゃんときちっとしたものを出して、それに当たってみんなですぐそういうお手伝いをしてあげる方向にしたほうがいいと思えます。「検討します」ではなくて、やっぱりリステル猪苗代、町長もいましたよね。その時の対応から見れば全然いいと思うのです。お年寄りの方々では、足ないのにどうやっておれは行けばいいのだ、どこに行けばいいのだというお話町長も聞いていますよね。それならば、そういうふうにしないうちに、期限を切って、行政としてお手伝いできることをしていかないと、いつまでも結果は変わらないと思えますが、町長のお考えを、これ全部に対してお答えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

避難所の閉鎖時期についてであります。去る3月17日に避難所を自治会の役員の方と一緒に一度回らせていただきました。その時に、避難所に住んでいる町民の方からいろいろなご意見を承りました。千差万別なそれぞれの考えであるということも実感として感じました。介護を必要な人、そうで

ない人、自立可能な人もおられると思います。百二十数名の方が今現在住んでいるわけです。そういった人たちのまず聞き取りをして、その対応をしていかななくてはという思いに至りました。議員の言うように、確かに期限を切らなくてはならないという考えもありますが、まだその対応、住んでいる住民の人たち、町民の人たちの意向をはっきり把握しない上にやっちゃってはまた大変なことになるのではないかなという心配も実は一方ではあります。そういったことから、いつの時期がいいのか、その判断も今決めかねているのが実態であります。

そういったことで、この避難所をいつまでも開所しておくという考えは私も毛頭ございませんが、避難所に住んでいる町民の人たちも同じ双葉町の町民でございます。なるべく次の落ちつき先といえますか、介護を必要な人は介護の必要な場所に、そうでない人はそうでない、住むのに適した場所に移っていただけるような条件の提示ができないと難しいと思っておりますので、その辺をご理解いただきたいと思えます。

残りの答弁漏れがありましたら、総務課長のほうに補足説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 町長、これは総務課長ではだめなのだ。

○町長（伊澤史朗君） 失礼しました。

○議長（佐々木清一君） 対策本部を福島にということだ。教育のほうも支所しか言っていないから。

○町長（伊澤史朗君） 済みません、休議をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 大変失礼いたしました。災害対策本部の福島支所に移動したほうがいいのではないかというおたがしでございましたが、今現在役場機能本体がこちらにあるということを考えてみますと、それは非常に難しいのではないかというふうな考えをしております。

教育委員会、騎西のほうに支所を残した場合、教育委員会の職員の配置を考えたらどうかというおたがしだっただと思えますが、それを検討はしておりますが、今現在教育委員会の人員が、教育長が不在、そして今後職員の減が考えられますので、その辺の対応を今苦慮しているところでございます。何とか対応したいとは考えておりますが、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、ここであれですよ。町民と議会と相談しながらやっていくというのはよくおっしゃっていましたが、全然議会は相談受けていません。そういうものに対しては受けていません。執行権の中でやれることなので、それはそれでいいと思えます。さっき答弁の中にも

あったように、議会と町長のほうでは一定の距離を置く。災害時に、僕はそういう法律的なものだけではないのではないかなと思いますけれども、地方自治法等の中で進んでいくという、僕はそういう認識に、先ほどの同僚議員の答弁にそういうふうに感じました。これはやっぱり自分一人でやろうと思えば、何も進まないと思います。

それと、答弁ちょっと違うのかな。聞いていることは、僕は、4月1日、4月になったときに看板ですね、災害対策本部の。町長が福島支所に行けば、こちら、逆にすればいいのではないですか。役場本体機能はこちらにあるのはわかります。町長がいつもいるのは本当は福島支所だよ。これができなかつた。前政権とはいえ、できなかつたことに対して、私はそういう対応をしますということをやってくれることによって、福島県、県の対応、それと福島にいる双葉町の町民の方々の安心というか、そういうふうスピーディーに動いてくれたというようになるのではないですかということ僕が言っているのです。町長が、役場機能本体ここにあるからではなくて、ここにいてもいいのです。だけれども、本体あっちだよということを宣言することだと思うのです。

言っている意味わかっていませんよね。今福島支所で全部できるかといったら、できっこないではないですか。いや、でき得る限りというのはわかります。それだったら、週の半分は行ってください、看板と一緒に。先に帰ってきました、町長に就任しましたから帰ってきましたというような、ここまで言うのであればですけども、パフォーマンスはできないのかなと、福島の、双葉の町民のために。こちらで仕事をするのもわかります。だから、でき得る限り埼玉支所にいますよ、本拠地は福島支所ですよという言葉のあれなのですけれども、それが皆さんに僕は安心を与えるのかなと思いますけれども、私のいる場所は本当は福島支所ですよ、ただこっちへ仕事に来ていますよということを、言ってもわからないのであれでしょう。

それと、教育委員会なのですが、教育長に関しては、これはもう公約の中で学校のことは言ったので、それはやらなくてはならないし、今やらないと県の人事、先生方の人事って間に合わないのではないですか。そういうことも考慮していった中では、教育長は速やかに、これは逆に言えば県と協議してもよろしいのではないですかと。県知事にご相談ぜひしたほうがいいのかと思いますよ、どうしてもいないというのであれば。県の教育委員会やそういうところにやっぱりお力添え願うしかないのではないですかと私は思います。

あと、騎西高校に関しては、私は6月以降は支所にしても、あそこでは広過ぎると思います。そのタイミングで、どこか違うちゃんとしたところに移るタイミングで閉鎖しろという意味ではないのですけれども、6月末まで期限を切って、その人たちに移転できる場所を、自分たちの仕事に期限を切ってくださいということを言っているのです。それに関しては皆さんで協力して、みんなで協力してやりましょうよ。今まで2年間あそこにおいて、住みなれたコミュニティーができています。そういうのも全部わかって言っているのです。だから、結局6月末ぐらいに役場機能の移転とともに閉鎖というもの、町長の執行権にしかないですから、これ。県知事や国も、内閣総理大臣が言ったのは、閉鎖し

ろって、閉鎖できるものではないのです。執行者に与えられた権限なので、そこは自分にも戒めではないですけども、こうやって6月末までにしますよと宣言すれば、僕もそれは協力しますよ、実際。町民のためになれば。皆さんで協力し合って、それをちゃんと次に進めていく中でやっていかななくてはならないでしょうと。さっきの話に戻ってしまいますけれども、復興計画の中でそういうふうになっていくでしょうと。そういうことを言っているのです。だから、閉鎖の時期は決めなくてはならないですよ、いつかは。早いか遅いかで、自分たちで閉鎖の時期を、町長が執行権があるのであれば、それを宣言したときに、今度はみんなでそれに向かって動かなくてはならないのです。それで、どうしてもだめだったら、みんなで頭下げましょうよという話になるではないですか。

ここまで言ってしまうと本当おかしいですけども、そういう宣言ができないのですかと。このままやっていったら、公正公平というので、町長、選挙戦で福島の方々に言われていますよね、公正公平ではないでしょうと。その問題がどこにあるのかというのは町長ご存じですよ。皆さんの話を聞いているのはわかります。3月17日に騎西高校の人たちの話を聞くのだったら、聞いたら、今度は福島の人たちの話も聞きに行ってください。他県にいる人たちの話も聞いてください。

ぜひこれ、余りくっついてはだめだというのはわかりますけれども、議会も含めて皆さんで協力して町民の意見収集に当たりたいと私は思っています。そんな中で、町長が行けないところは議員が行けばいいし、ちゃんと話ができるような場を町長がつくるしかないのです、そこら辺を加味して、この閉鎖時期、これに関してはちゃんときちときょう言っていただきたい。もう役場の移転は決まっているのですよ、6月中旬で。それなら延ばしてもどのくらいといったときに、そのあれに、町民の対応に当たれる職員がいなくなるという現実もわかっていますよね。それであれば、それ以上の職員の、今職員の方々の仕事の量が大変だと自分でおっしゃっているのです、やっぱりそこもはじめなのですよ。はじめとして断言してくれれば、みんなでそうやってやっていくしかないのです、そういう断言はしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

日にちの断言につきまして、今議員が言われました6月末日ということ念頭に入れて、まず騎西にいる避難所の皆さんにその説明をさせていただきたいと思います。そして、その話を説明させていただいて、ご理解を得る努力をしますし、その判断をさせていただきたい。そういうことでやっていきたいと思います。

○4番（菅野博紀君） では、私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

(午後 1時57分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成25年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年3月27日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第10号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第11号 ふたばっ子教育支援基金条例の制定について
- 日程第3 議案第12号 双葉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第4 議案第13号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第14号 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第15号 双葉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第16号 双葉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第17号 双葉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第18号 双葉町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第20号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第21号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第23号 双葉町都市公園条例の一部改正について
- 日程第15 議案第24号 双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第16 議案第25号 双葉町下水道条例の一部改正について

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第10号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第10号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第11号 ふたばっ子教育支援基金条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号 ふたばっ子教育支援基金条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第12号 双葉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号 双葉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第13号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第14号 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。139ページです。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第14号 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第15号 双葉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。189ページです。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号 双葉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第16号 双葉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。198ページになります。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号 双葉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第17号 双葉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号 双葉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第18号 双葉町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号 双葉町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第20号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第20号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第21号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第23号 双葉町都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号 双葉町都市公園条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第24号 双葉町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号 双葉町営住宅条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第25号 双葉町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号 双葉町下水道条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時21分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成25年第1回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成25年3月28日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第26号 平成25年度双葉町一般会計予算
- 日程第2 議案第27号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第28号 平成25年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第4 議案第29号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第30号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第6 議案第31号 平成25年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第32号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第26号 平成25年度双葉町一般会計予算を議題とします。直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。5ページです。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 東日本大震災復興交付金、これは廃目になっていますが、将来的には今年度というか次年度、入ってくるとかなんとかという可能性があるのだったら、実際存目とかそういうので残さなくてはならないと思うのですけれども、まだこの東日本大震災復興はまだ続いていると思うのですが、これに関してちょっとお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

このことにつきまして、企画課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） ただいまの菅野議員のご質問にご説明申し上げます。

今回、東日本大震災復興交付金を廃目としておりますのは、今の当初の段階では特に復興交付金を要求の事案がございませんのでゼロということになっておりますけれども、今年度、実際に復興事業を検討していく中で、交付金の事業についてはもちろん検討させていただいて、要求をさせていただく段階では補正の中できちっとまた目を起こして要求をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ただいまの説明だと、まだ資金がもらう可能性がある、申請する可能性があるのであれば、これ聞いたときには、存目なり何なりで残すのが予算書では普通だと思うのですが、それに関してはどうなのかなというのが1つあるのです。

それと、交付金もらってちゃんとできるのであれば、それはやっぱり予算申請しなくてはならないし、この廃目にすると、廃目と書いてあると、もう交付金はあとももらえないのかなって私たちは思うので、そういう点に対してちょっと、今後、平成25年度もらって、何かちゃんとやりますよというような決意があれば廃目にする必要なかったのかなと思いますので、その点ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問について企画課長より再度説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 菅野議員の再質問にご説明申し上げます。

ここで、計数的にゼロということに廃目になっているだけでございますので、そこは今年度事業を検討していく中でしっかり復興交付金の事業というのを検討して、国に対して要望を上げていきたいと思っておりますので、それはご理解いただければと思います。

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第20款町債。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 19ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） まず最初に、25年度の当初予算、これ町長は査定をいたしましたでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

私のいないところで原案をつくりまして……

（「聞こえない」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 私のいないときに原案ができておりまして、その後、報告を受けております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 原案ができていないでなくて、査定をしたのでしょうかという質問です。議長、これで再質問に数えられたらだめですから、ちゃんと答えてくれるように話してください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 再質問にお答えいたします。

内容につきましては見させていただきました。

○6番（谷津田光治君） 再質問でなくて、最初の質問。議長、総務課長に聞いて、査定したかどうか。町長。

○議長（佐々木清一君） 今、町長答弁しました。

○6番（谷津田光治君） 何て言ったの、聞いていない。聞こえていないと言っているのだから。

○議長（佐々木清一君） 町長、では、今のを再度お願いいたします。マイク入っていなかった。町長。

○町長（伊澤史朗君） 中身については見させていただきました。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 見させていただきましたでなくて、町長は予算を調整して、議会にかけなければならないということになっているのですけれども、法では。だから見させていただきましたではなく、調整していくのだから、ですから予算は各課から上がったものを各課の課長と総務課長が、従前に、今回はわかりませんが、従前は課長査定というのがありましたよね。その後で町長さんと査定というのがあると私は思っているのです。そういう段取りで、私の知っている限りではそういう段取りでした。ですから、原案を見させていただきましたでなくて、町長の施政方針に沿った、町長の意思が入っていない予算では、余りいい予算とは思えないのです。

1つだけ、特別職の給料が計上されているのですが、副町長いないですよ。いない者の予算をなぜ計上したのか、計上されているということは、本議会にも町長はやるとして出すのかというふうに私は思ったのですが、それもきのうの議会運営委員会まで局長に執行部からしないのですかと確認しましたときもないと。なぜいない者の予算を計上するのか。4月1日から置きますと議会と言って、人事案件で提案しますというのであれば私は納得するのですが、どうですか。町長、そういう段取りになっていますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

特別職の副町長の給与であります。私が町長になる以前に退職をされておりまして、当然原案としては、今後、副町長の人事につきましても検討して任命していきたいという考えを持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 遅くありませんか。町長は、町長の最初の仕事は、いわきに行って謝罪することだ。私はいわきへ行って謝罪するより、やはり人事、組織建てをすること、それに基づいた予算をしっかりとつくること、これがとりあえず時間のないところで、限られた時間の中で、当選したば

かりですからそれは時間ないのはわかっています。その時間のないところで最初にやるのは、まず職員確保であって、それに基づいた予算ではないかと私は思っています。

いわきに行って謝罪するのは幾らだってできるのです、これから機会は幾らでもあるでしょうから。ですから、予算は原案を見させていただきましては、町長の役には立たない。とりあえず予算を調整して議会に諮ることが一番の町長の仕事ですから、とりあえずなっばかりといえども。それを目を通してチェックして、ここ総務課長も何とか施政方針に沿って私のやりたいことを入れようというような予算の調整というのがまず町長の仕事だと私は思います。だからそれも、ただ目を通した。はい、副町長はこれから検討します。予算はとってあります。簡単に減額補正すればいいというものでは私はないというふうに思っています。ですから、とりあえずこれ目を通しただけの予算書を私ら、きょう、本気になって審議するのでしょうか。余り価値がないような気がしている。

ことしの当初予算、副議長であった町長は一度も質問していないものね。議事録には載っていないです、伊澤史朗という名前。その質問しない人というのは、全部わかっている人か、何だからわからないという人は質問多分できない。これはちょっと変だなという疑問があるから質問するのであって、全部質問ないということは、全部承知の上というふうに私は思っていたのです。ですから、目を通しただけの予算で完全な予算ですって多分言いたいのでしょうかけれども、私は余りにも補助機関任せのように思います。ですから、これからまた質問しますけれども、組織の見直しも、条例規則の見直しもまだできていない。できていないところに予算づけしてあるのです。これでは私ら本気になってこの予算の審議をしなさいと言われても、なかなか力が入らない。その辺をもう少し掘り下げて、私らがわかるような答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

今、議員のおっしゃられたとおりであります、私、町長に登庁したのが3月12日でございます。先ほど申し上げましたように、その時点では原案ができておまして、この時間的な非常に難しい状況で3月21日開催ということですので、前任者の継続として予算をつくったものと思われま。また、なお今のご指摘について総務課長より説明をさせます。

（「議長、総務課長が説明する何物もないんですよ」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これは予算つくった人だから、町長の考えとしてこれに対しての答弁をしてもらえますか。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほど申し上げましたように、時間的な非常に困難な状況になっておりましたので、この予算書に当たりまして誰が町長になるか、またどういうふうな意向を持った人間が町長になるかということを確認的に判断することには至らなかったと思いますので、前任者の継続の予算でやったものと思われま。ご理解いただきたいと思ひます。

(「6番」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 3回終わっているのですけれども。

(「だって、最初のやつ、あれは……。議長、お願いします」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 答えている以上は答弁になってしまいますので、ちょっと調べただけでも……

(「ちょっと休憩してください」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時20分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

4番、菅野博紀君。

○4番(菅野博紀君) 総務費の何点かあるので、ちょっとメモしてもらいたいのですけれども、一般管理費の13委託料、法律相談業務委託料、一般質問でもやらせてもらいました。双葉町損害賠償請求、これに関して町の重大事項ではないというような話等を私は答弁もらったと思いますが、この必携の中の550ページに、44、法律上の義務に関する損害賠償の額を定めることというような条項も実際に必携、法律ではないのでしょうかけれども、議決の第96条の13号というようなものにも書いてあるのです。損害賠償請求というのは、これはもう最も町の重大事項だと私は答弁もらってもそう思っています。やっぱりちゃんとした法律家の方とお話しているのであれば、議会を通した中で正式に出すのが私は正しい行政としてのやり方だと思うのですが、その点に対しての答弁。

あと、27ページの企画費の中の復興まちづくり委員会委員報償、これに関してもちゃんと期限を切ってではなくて、これちゃんと違うような一つの、前に一般質問でもやらせてもらいました。1つだけの委員会とかそういうことではなくて、年代別のもも分けて今後検討していただきたいということと、あとその下の委託費の復興計画策定業務委託に関して、これ5月に答申を受けて、そこからつくるとのことなのですから、それでは私は遅いと思います。これはもう新年度に入るところから、あしたからでもこれは取りかからなくてはならないことかなと思いますけれども、その件に関して町長、お答えいただきたい。

あと、一番最後の31ページの支所等管理運営費の中の負担金補助及び交付金の中の旧騎西高校管理負担金、これ40万円と聞いていますが、これは役場の面積割とかそういうので出しているみたいなのですけれども、実際には3,421万円かかっているということですよ。避難所に関するほうは、要は片や2,941万円ですよ。3,421万円から480万円引くと2,941万円、これはもう避難所で町民平等の世界から言えば、それを人数で割って、ちゃんときちんとした形で避難生活している方にも、仮設等に

避難している方たちにも、その光熱水費分等は町民平等の世界から言えばお支払いしなくてはならないのではないかなということ私は切に思います。そういうふうに町民の方からも言われています。これに関して、町長、本当に騎西高校、答弁では検討するということだったのですけれども、その後の新聞でお答えになったことと議会でお答えになったことがちょっと違うのかなと私は認識していますので、その点に関してはっきり今後、この予算の中でお答えしていただきたいのは、6月末までとかそういう条件を出して、行政が皆さんの自立をお手伝いして閉鎖するというような方向なのかどうなのか、はっきりお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

復興まちづくり委員会報償についてであります。この回数の問題もあると思いますが、これにつきましては当初で出しておりますが、継続するかどうかということも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、当然これは減額することも想定はしておりませんで、ご理解いただきたいと思います。

この双葉町復興事業計画策定業務委託料につきましては、企画課長のほうから説明させます。

損害賠償のほうにつきましては、総務課長のほうに説明させます。

旧騎西高校管理負担金に関しましては、一時避難所ということでありまして、その辺の費用だなというふうに思っておりますし、避難所の閉鎖につきましては、避難所をずっと継続して開設処分ということは当然難しいことだと私も思っておりますし、その時期につきましては先ほどの、昨日の一般質問でもいろいろ答弁はさせていただきましたが、その時期につきましては、先般25日、福島県のほうに挨拶に行った中で、この話の対応、そして復興庁に対してもいろいろお願いをしてまいりましたので、その避難をしている人たちの移り住む場所、次の場所が提供できない状況で閉鎖ということは非常に難しいと考えておりますので、その辺ご理解していただきたいと思っております。

復興計画の中で、年代別にいろいろな町民の方から意見を聞いたらどうだというお話でありましたが、その中で確かにいろいろな年代の方のお話を聞いて検討していかなくてはならないと思っておりますので、その点についても検討させていただきたいと思っております。

あと、企画課長と総務課長に説明をさせます。

（「議長、ちょっとわからなくなる。復興計画の中じゃなくて、復興予算、復興まちづくり委員会の中で、その予算を組むのはいいけれども、別に書いて、年代別のものもつくるようなことが必要なのではないですかという」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） ですから、検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員のご質問にご説明をさせていただきます。

損害賠償の議決事項の関係であります。96条には議会の議決事項ということでそれぞれ条項ごと
に載っております。その中での損害賠償、これは一般質問のときでも説明をさせていただきましたが、
あくまで町が損害を受けた場合、町が相手側に損害賠償金を支払う場合のことでございます。町が請
求をする場合、また議決事項等には載っておりませんので、ただ今後、第2回、第3回というこ
とで、町のほうでも損害額、またはいっぱい項目がございます。今後、適時請求をしてまいりたいとい
うふうを考えておりますので、その際には事前に議会の皆さんとも相談をしながら、理解を得た上で
提出をしていくという方針でいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 菅野議員のご質問に対してご説明申し上げます。

復興事業計画策定業務委託料に関して、復興事業計画の策定を早期に行うべきではないかというご
指摘の点でございますけれども、この事業計画自体は仮の町の構想であるとか、津波被災地域の復旧
や将来土地利用に係る計画を考えていくという業務になりますので、もちろん復興計画ができて本格
的な検討にはなりますが、やはり先行してこれらの課題を急がなければいけないと思うので、委員会
の結論を待たずに先行して業務としては検討を始めていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この法律相談、192億円の点で言わせてもらえば、192億円のときは全協で説
明を受けましたけれども、その資料をもらったのは請求を出した後です。だから理解が受けられない、
受けていないそうです。相談もしていないことになります。全協の中では町長も副議長でいらっし
ゃったのでわかっていらっしやると思っておりますけれども、これは合意というか、理解としてはしていない。
ましてや、議会なり定例議会なりでやらないと、全協というのは決定機関ではないということをおっ
しゃっていましたよね、全協で。実際に決定機関ではないですよ。意見の調整の場であって、決定
機関ではない中に、それを今まで進めたという経緯がある、192億円の損害賠償に関しては。であ
れば、やっぱりちゃんとしたところに出直さなくてはならない。今後、ご理解を承りたいですって、こ
れがあるからできない部分もあると思うのです。

それと、総務課長、今の答弁の中で、今後と言いましたけれども、今後、では相談もないままにや
ったものが、弁護士を使うような自体、裁判になった場合、弁護士費用がかかりますよね。それは議会の
議決事項ですよ、町からお金が出るというこは。そこまで含めていけば、これは議員は町民のこ
ういうための議決事項の代表なので、受けていないものを出して、では予算に入れましたよ。では、そ
れを出してくださいというのは、これは筋通らないことではないですか。これはもう一回戻してちゃ
んとやってくださいよということで、そういうために法律相談とかそういうのをできるような体制に
しているのではないですか。行政だけが走っているのではないですかということを私は言っているの
です。

町長、これに関して、町長にお聞きしていますから。出し直しても何でもする気があるのかないの

か、はっきり答えてください。これももうずっと長い問題になってくるので、ちゃんと答えてもらわないと、前任者の予算とかそういう問題では私はないと思うので、あくまで復興まちづくり委員会のほうに関しては、これはもうそれをやらないと、進めていかないとまずいのかなと、年代別のものに関しては、検討ではないです。もう2年たっているので、検討の時期は終わったと思うのです。スピーディーが必要だということは一番わかっていらっしゃる方だと思うので、そこら辺に関してもう一度答弁をお願いします。

あと、双葉町復興計画策定、これは進めていくという答弁でいいと思うので、それはもうわかりました。ただ、仮の町、津波、町民のお知らせ、これが3本柱だと言っていますけれども、これはちゃんとして、本当はもうちょっとちゃんとした復興まちづくり、一緒になってしまうのですけれども、まちづくり委員会がちゃんとしていけば、もっといい意見が出てきたと思います。それを含めて、またこれも改正しながらやっていけると思うので、一日も早い復興計画の完成、完成というよりも、完成ではないでしょうけれども、つくっていくことをここでお願いしたいと思います。

あと旧騎西高校、町長、公約の中でもいろいろありますけれども、こうやって今、もう金額が出てきているわけですよ、2,941万円。そうしたら、これ財調か何か崩して、ほかの町民の方々にも光熱費等を払う気があるのかという中身をいうとそういうお話になるのです。県、国に頼んできているのはわかります。今、例えばご提案させてもらえるのであれば、日和田、白河、特に白河は便利がよくて社協も入っています。事務所もあります。集会所が2つあります。そのうちの1つとか、お年寄りとかそういうお茶飲み場ということで、集会所を1個使わせてもらったりとかそういう手当てができる場はあります。あとは町としてやる気があるかないかなのです。6月下旬なら下旬で、今切れば補正でも何でもとって、専決等に対応しても、その対応できるだけの期間が6月末にあるのではないですかと。町長、町長の施政方針等で職員も大変だと言っていますよね。それができなければ、余計職員の業務はふえていくのです。ほかにもどんどんふえていって、どこかで減らすところがなくてはだめだと思いませんか。それであれば、自分で自分に戒めではないですけれども、行政として6月いっぱいまでやりますって一言言ってくれば、それに向かって職員は6月末で仕事が1つ終わるということなのです。災害業務とかそういうのはまだずっと続くのです。1つの一時避難所という仕事の面での1つの終わりを、終わりというよりも、区切りをつけて、どんどんやっていけるということになるのではないですか。そうすれば、そういうところに固まってもらったり、本当に自分で自立できる人に関してはちゃんとやっていけるような方向性のものをやっていかないと、これ時期を明確にしなければ、幾ら話し合いしたとしても全然進まないです。町民平等の世界で言うならば、本当に2,941万円割る年間の対応人数等割って、ほかの町民にも、皆さん避難生活なので、光熱水費としてお支払いするかどっちかということになっていくと思うのですけれども、はっきり明言していただきたいのです。検討しますではなく、はっきり物を言ってもらって、時期が定まらないではなくて、時期を決めてやらなかったら何事も進まないと思いますので、ぜひともこの辺に関してもう一回ご答弁

お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

双葉町の損害賠償請求についてであります。このことにつきましては今後、中身について議会の皆さんにご説明をしてもらいたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと旧騎西高校の避難所の閉鎖時期についてであります。このことにつきましては先ほども申し上げましたように、避難所に住んでいる町民の皆さんのいろいろな要望と申しますか、いろいろな条件がありますので、その条件に沿った次の移り住む場所が提供できない状況で、いつというふうに期限を切ってしまうと、こちらとして対応するのが非常に難しいことになってしまうと思っておりますので、その辺ご理解していただきたいと思っております。

それと、今、閉鎖の時期を6月というお話でありましたが、役場機能移転が6月を目指してやっておりますので、役場機能本体の移動のためのプロジェクトチームが役場庁内にありまして、その業務のほうも非常に多岐にわたって大変な状況になっていると聞いておりますので、それと一緒に6月ということになってしまいますと、逆に職員の業務負担が非常に多くなるのではないかと、そういったことで少しタイムラグを設けて判断させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 192億円の損害賠償の件に関しては、これはご理解できないです。やってしまってから理解いただけるように説明しますというのは、東京電力さんの賠償と同じです。勝手に決めて、勝手な賠償額を精神的苦痛とかそういう面で10万円とか決めてしまう、それとちょっと同じですから。だから、やっぱりゼロに戻して説明したからが普通の議会との話ではないですか。違いますか。それで理解できませんよね、普通に考えれば。この中でもっと出さなくてはならないものとか、今後もっと出しますよと言いますが、議会に相談してやるというなら、議会、町民と話し合いをしながら町長やっていきますという話をしながら選挙公約ではないですか。やってしまってからご報告って、それは相談ではなくて、報告です。専決事項と同じではないですか。そういうふうなとらえ方からすれば、これはやっぱりゼロに戻さなくてはならないのではないですか。ゼロに戻して、192億円だったら逆にいいと思います。ちゃんとした議決を受けた上でやらなくてはならないことだと私は言っているのです。でなければ、今後の裁判のとき等の弁護士費用とかそういうのに絡んできますから、そのとき理解しないものをやっていこうとしたら、それは認められますか。この当初予算等に来年度入ってきたとしたら、その1件のためにだめになる可能性がありますよね。そこまで厳しくやらなくてはならなくなってくるのではないですかということをおっしゃっているのですけれども、逆にご理解願えないのが私は非常に残念です。そこに関しては、町長の執行権の中で、権限の中で、これはできることだと思います。もう決断しなくてはならない時期だと私は思っています。

それと、旧騎西高校、光熱費、お答えになっていないことがあります。これは本当にあれですけれ

ども、2,941万円、これはでは割るよ。これは確かに国からの補助もらっていますけれども、町民平等の世界から言ったら、この人たちにもある程度期限を切らなかつたら、そういう話になってきますよというお話なのです。

それで、町長が言う条件がそろっていないと言いますけれども、皆さん仮設に入った人も、借りに入っていらっしゃる人たちも、皆さん100%の条件でやっていません。期限を切って、その対応ができるだけのものはもうあるのではないですか。騎西高校から出た場合には、埼玉県はまだ借りに上げできますよね。福島に借りている方は、仮設、借りに上げ、両方入れますよね。あとは役場の体制だけではないですか。ここに入ってきている予算の中で、財調使っても何しても、町民の人件費の中で基金等にも充当できるようなものがあれば、そういうふうに雇い入れるだけのことができるのではないですかということを私は言っているのです。ずるずるやっていけば、期間もだんだん延びていけば、もうこれ閉鎖できなくなります。職員の方々も、ずっとそれに対して、その一つの区切りをつける期間というのは絶対大事だと思うのです。それに関してちょっと自分で選挙活動、公約で言っていることはちゃんときちっと守らなくてはならないことではないですか。町民平等という世界で考えなくてはならないので、では逆に言えばその2,941万円、他の避難生活、仮設、借りに上げ等で暮らしている方々に割った数字の同額を町の予算として計上して出せるのですかということなのです。そこら辺をちょっとお答えください。

それか閉鎖するのか、2つに1つなのです。そういうふうに町民の皆さんが言っていることを私はお伝えしているのです、町長に言っているように待ってくださいとかご理解くださいというのは、もうその時期ではないということをはっきりここで言ってくださいと。先ほどもそういうふうに言っているので、閉鎖するかしないかということと、その時期です。2カ月間という時期が、今から言うと3カ月ぐらいありますよね。では、3カ月以上、あと何年という時期を明確にはっきり言ってください。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

損害賠償請求についてであります、私も議会の中での答弁で重大事項というふうに判断をしております。ただ、そのことに対して議会の議決を受けなくてはならないというふうなことは違ふと判断しておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

また、請求内容につきましても、先ほど総務課長のほうからお話しありましたが、今後、追加請求も含めて判断してまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくご理解をしていただきたいと思っております。

避難所の閉鎖についてであります、先ほど議員が埼玉県、福島県の借りに上げ対応ということで、県が承知をしているという話でありましたが、私が埼玉県、福島県に赴きまして、その対応のお話をさせていただきましたところ、まだ確定というところまでは至っていないというふうに私は伺ってま

いりました。県の対応の担当の方にお伺いした時点では、今までそういうふうな交渉を厚生労働省のほうに要望しておりましたが、厚生労働省としてその判断をきちっと下しているわけではないという説明を受けてまいりましたので、確たるその借りに関しての判断ができない以上、避難所の閉鎖ということを期限を切って判断するということは難しいことになると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 22ページなのですが、一番上の特定線量下業務講習手数料、こちらの中身のご説明をお願いしたいと思います。

それと、申しわけないのですが、先ほどの同僚議員と同じ質問になってしまうのですが、27ページの13委託料5,000万円なのですが、双葉町復興事業計画策定業務委託料なのですが、中身はご説明いただきましたが、津波対策ということで早急にちょっと対応しなければならないと思いますので、その委託をいつまでに完了させられるのかというのをご質問、2点お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員のご質問にお答えいたします。

特定線量下業務講習手数料に関しましては、総務課長に説明させます。

双葉町復興事業計画策定業務委託料に関しましては、今のおただしに対しましては企画課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 高萩議員のご質問にご説明をいたします。

特定線量下業務講習委託料であります。これは職員の講習のための手数料ということで、今後、これまでもそうですが、警戒区域に入っている業務が多いということもありまして、そのための業務上の注意事項等々、あるいは健康管理面も含めた中で職員に対しての一定の講習を実施していくというための予算を計上させていただいたものであります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 高萩議員のご質問に対してご説明を申し上げます。

この復興事業計画策定業務でありますけれども、これは先ほどご説明したように、仮の町の整備の構想であるとか、津波被災地域の復旧、将来の土地利用に係る計画の策定ということで、一刻でも早く事業を進めていかないといけないというものですので、ことし1年かけて結論を出すということではなくて、できるだけ早く結論を出せるように検討を急いでいきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 特定線量下業務講習手数料なのですが、例えばわざわざこのような予算をとる必要なくて、あえて言いませんが、……に願ひするなり何なりして、この100万円分はわざわざやる必要、職員の皆様に講習は必要だと思っておりますけれども、それなりの資格を持った方がいらっし

やると思うのです。なので、そういう検討をする考えがあるのかどうかをお聞きします。

それと、復興計画なのですが、できる限りということ、年度内とかというふうな判断になってしまうので、9月までとかってそういう答弁は企画課長、いただけないですか。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 高萩議員に申し上げます。聞き手を質問の中で濁さないで質問してもらえないと非常に困りますので、そこは質問であればしっかりと質問してください。

○3番（高萩文孝君） ごめんなさい。では、例えば東京電力にお願いして、こういう資格持っている方もいらっしゃるのでは、そういう方から講習をしていただければ、少しでも一般予算を使う必要がないのではないかと判断のもとに質問させていただきました。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の質問にお答えいたします。

この講習手数料の軽減等を図る意味でも検討したり、東京電力のそういうふうな専門の知識を持った方、資格を持った方に講習をしてもらったらいいのではないかとこのおただしでございますが、このことにつきましては総務課長に説明をさせます。

あと、復興事業計画策定業務委託料についてのおただしであります。企画課長に再度説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 高萩議員の再質問にご説明を申し上げます。

今、特定企業名をおっしゃいましたが、そこに限らず、そういう機関があれば協議させていただいて、もし十分足りるといふことであれば予算を使わなくて済みますので、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 高萩議員の再質問にご説明申し上げます。

復興事業計画の業務委託でありますけれども、特に津波の部分、ここは一刻も早くということは理解しておりますので、業務のスタート自体は予算をお認めいただければ早急に業務をスタートさせていきたいと思いますが、検討の本格化というのは復興まちづくり計画の中身を踏まえる必要がありますので、今のところ考えておりますのは、復興まちづくり計画が取りまとめられた後、半年ぐらいで結論が出せるように津波の部分については急ぎ検討を進めていきたいと思いますが、住民の皆さんの意見というのがありますので、それによっては多少の時間の猶予をいただくかもしれませんが、復興計画の取りまとめ後、半年ぐらいで結論が出せるように急ぎ検討を進めていきたいと考えております。

○3番（高萩文孝君） いいです。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 文書広報費についてお伺いいたします。

(「何ページ」と言う人あり)

○7番(岩本久人君) 24ページ、13番の委託料ですけれども、今回、ホームページ再構築業務委託料、ふるさと絆通信作成業務委託料を予算計上されていますが、ホームページを充実させたいということで、ホームページの中に動画等、あとフェイスブック等を配信したい。それで避難をしている町民の皆さんの情報を少しでも提供したいということですが、パソコンを持っていない方、それと高齢者の皆さんへの対応はどのように考えておりますか、お伺いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 岩本議員のご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、秘書広報課から説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 大住秘書広報課長。

○秘書広報課長(大住宗重君) ただいま岩本議員からの質問でございますが、ホームページの再構築業務委託料ということで、高齢者の対応、パソコンを持っていない方の対応はどのようにするかという質問かと思いますが、これにつきましては当然高齢者の方、パソコンを持っていない方にはなかなかその機能が十分活用が難しいわけでございます。それで高齢者、持っていない方につきましては、当然情報の提供というのは町としても紙ベースを基本と考えておりますので、当然きめ細かな紙ベースの情報提供を高齢者の方に出せるように努力をしてみたいと思います。

以上です。

○議長(佐々木清一君) 7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) 紙ベースと申しますと、毎月出されている「広報ふたば」等々だと思いますが、その広報ふたばの充実も図りたいということで、ふるさと絆通信業務委託料ということで、既に他町でもそういった試みをやっているということで、非常に全国に避難している、散らばっている町民の皆さんを紹介する。どこどこ地区でこういったことをやっているというようなことを広報紙の中で紹介するということは本当にいいことだと思います。ただ、今回、役務費の中でも、今、各世帯に配られていますデジタルフォトフレーム、これ通信費も発生しております。他町村では、このデジタルフォトフレームよりもタブレット端末機をもう既に配っている町村もあります。このタブレット端末機というのは、私は持っていませんけれども、スマホの機能とかパソコンの機能を備えていて、その中でホームページとか、あとは端末機の中でいろんな情報を逐次、随時入手できるようです。町民同士でも、ソーシャルネットワーク情報交換というようなことで、タッチパネルですから、いろいろ自分が書き込んで、それをほかの方にも情報を伝えることができるということで、かなり高齢者の方でも使いやすく、非常に遠く離れている方との情報交換という中でもかなり活用されているというふう聞いておりますけれども、我が町ではこういったタブレット端末機を今後導入するお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

タブレット端末機についてであります。今後、議員がおっしゃるようないろいろな面も含めて有効なものであると思っておりますが、検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「ちょっと休憩してください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時05分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

第2款総務費、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費、37ページ。

1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 民生費の中の……

○議長（佐々木清一君） ページ数言ってください。

○1番（羽山君子君） 45ページ、節の15と16の中に入るかなと思うのですがけれども、仮設住宅維持補充費の欄なのですが、福島と日和田、白河、倉庫がないのです。ずっと前から倉庫、倉庫と行くたびに言われて、福島支所さんのほうにしょっちゅう話はしているのですがけれども、なかなかまとまらないと。先ほど町長さんも町民一人一人の意見を聞いて、騎西高校を閉めるととても優しいお言葉を述べられたのですが、仮設も同じ、やはり平等だと思うのです。そういった場合に、その倉庫が、仮設の住宅が余っているから、ではその仮設の住宅を使ったらいいのではないですか。福島は断ったそうなのですが、使ってはいけない言われたと言われましたけれども、平等性に欠けるとなれば、やはり同じものがそこになくはならないのではないかなと思うのです。その辺で、この住宅の維持ということで私ちょっと私質問させていただきたいと思えます。倉庫の件。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員のご質問にお答えいたします。

仮設住宅での物置がない仮設があるということのおたただしだと思います。町民平等という観点から、ないことに対して対応を考えろということではよろしいですか。

○1番（羽山君子君） はい。

○町長（伊澤史朗君） そのことに対しまして、財源的に確保して対応してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 町長、対応していただけるということでちょっとほっとしたのですけれども、この対応というのはいつごろまでにしていただけるのか。というのは、町民の皆さんお待ちなので、大体どのくらいの日にちを切っていただけるのかもお答えいただけるととてもいいかなと思いますけれども。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 日にちの対応ということでご質問ありましたが、そのことにつきまして福島支所長に説明させます。

○議長(佐々木清一君) 大橋福島支所長。

○福島支所長(大橋利一君) 羽山議員のご質疑に対しましてご説明をいたします。

仮設住宅への戸別の物置の設置ということでございますけれども、ただいま町長のほうからの答弁で対応するという事なものですから、この件に関しましては一応県のほうで空き室がない場合については設置しておりますので、その過程で県で対応しておりますので、改めて敷地関係の設置場所とかそういった箇所等の構造的なことがございますので、町のほう、支所、それから建設課のほうでどういった構造的な基準があるかということを改めて確認とか、それから手続もございますので、それらが整い次第、それから財源が確保され次第、速やかに対応していきたいというふうに考えております。

○議長(佐々木清一君) 4番、菅野博紀君。

○4番(菅野博紀君) 羽山議員の関連で倉庫の件で言わせていただければ、町民の方は今年の7月から待っています。速やかというの、どの程度の速やかさというのを期限を切っているの、その期限をある程度言ってください。去年の7月、6月補正で上げるのであれば、1年以上かかるということです。そこが支所として町民の皆さんと話していても、全然対応していなかったという事例があるのですから、それに関しては、町長、これ責任持って速やかにやっていただきたいと思います。そのことに関して、町長の答弁で日にちを切っていただきたいと思います。

あと、上の委託料のほうの45ページで原子力損害賠償手続業務委託料、これは双葉町弁護団のことだと思いますが、これに関してADRを通すと統括請求ができないという町民の声が二、三件上がってきています。この弁護士費用というのはADRに対応だと思いますが、万が一、町として統括請求できないような方向性のものを案内しているというのは非常に大変なことだと思うのです。そういうものを町として調べているのか調べていないかというのと、今後、万が一ADR弁護士を通して統括請求ができないというのであれば、国として賠償基準とかいろんなものを今策定して、東電さん、そのとおりにやっていますというけれども、実際にはうそではないですか。双葉町だけの問題ではないのですけれども、他町村との連携の中にその条項を守らなければ、国として場所ときちっとしていただきたいというような要望も、これは本当に双葉だけではないと思いますけれども、他町村との連携のもとに出さなくてはならないのではないのかなと、私はそう思います。そのことに関してひとつお答え願

たいと思います。

あと、委託料の中の44ページなのですけれども、下から3段目、仮設住宅除雪委託料、これやっているところとやっていないところあるのです。ことし、かなり雪が降りました。やっているところはやっているのです。やっていないところはやっていないのです。やっていただいていないのです。これ浜通りでも、私のうち、双葉町は浜通りです。余り雪が降らない地方なので、非常に雪でけがされるのが非常に本当に大変なことになっていると思います。雪かき、除雪やってもらっても、本当にけがをして手術するような大けがしている方もいらっしゃるのです。ここはやるけれども、あそこはやらないと。予算を計上していなかったとかそういうことではなくて、そのために専決処分であると思うのです。今、この中で見ている予算でも200万円ほどですよ。うちの町で持っている仮設、会津とかそっちのほうは余計予算見ているでしょうけれども、その他のところは万が一雪が降ったとしたって、この程度、1カ所20万円ぐらいの、二、三十万円のお金とかそういうのであれば十分に専決で対応できる金額だと思いますけれども、まだ今年度あと2日ぐらいありますので、雪降らないとは限らないので、そういう対応についてお答えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

原子力損害賠償手続業務委託料についてであります。対応についての罰則のお話であります。そのことにつきましては町村会の中で私のほうからも提案して、国に対してそういうふうな働きかけをしていきたいと思っております。

あと、そのほかのことについての説明は、企画課長より説明をさせます。

仮設住宅除雪委託料、これは猪苗代の川桁、会津の仮設、あとそのほか郡山でも雪が降ったりしております。そういったものに対しての除雪の対応を今言われたように対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（「倉庫」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 済みません。倉庫の期限についてであります。期限を切ってということでございますが、今、福島支所長が話しましたように、現地を見て、その対応を判断して、財源的な確保、そして倉庫の建築にかかる日数とかそういったものを考えまして、いつというふうにおっしゃられました。なるべく早い時期にその対応をしていきたいと思っておりますので、日にちを決めてというお話でございましたが、そういったことも判断をして決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） それでは、菅野議員のご質問、ADRを使った場合、包括請求ができないという話を東電から受けている町民がいるという点につきましてご説明申し上げます。

ご指摘受けまして、資源エネルギー庁のほうに確認をいたしました。その結果、国としてはADR

を通じた包括請求も可能であるという見解をいただいております。現在の運用としては、例えば帰還困難区域であれば、精神的損害であればADRを通じて5年分の精神的損害というのを包括的に請求することも可能であると。その場合になりますけれども、まずは直接請求と同じ600万円というのを一部和解、先にお支払いをして、その後の増分の部分についてはその後検討するという立場で臨んでいるということです。

しかしながら、これは最近決まったことなので、東電の現場に浸透せずに、先ほど言っています誤解を招くような発言をしているという職員がいるということです。その点については町のほうからも国に対してしっかり東電を指導するように言っているところがございますので、じきにそのあたりしっかり東電に対して国から指導してもらおうようにしなければいけないと思っております。

○議長（佐々木清一君） 終わりですか。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、倉庫の件は、これはもう今年の7月からの話です。私も何回か行っています。町長も聞いているはずですよ。ほかの他議員さんも話は聞いています。実際、私のほうから言うのは、議員のほうから言うのはおかしいですけども、予算の計上云々の前に、それだけもう待たしてやっているの、すぐ対応だと思ふのです。私は支所での話をここでしていいのかどうなのかわかりませんが、県の対応を協議してやっていくという話ですけども、県は出さないとやっているものは出さないので、それを返事を先延ばしにして仕事をしていないというふうにはしか見えないのです。専決等いろいろ手だてはあると思ふのです。それによって期限を切れというのは、町民の方は6月前にはと、そういう私は答弁が欲しかっただけなのですけども、町民を喜ばせてあげる答弁ができないのかと思ふてちょっとがっかりしています。もう一度この答弁お願いします。

あと、損害賠償の件に関してなのですけども、これは国でも中途半端だと思ふのです。10万円というお話は、あくまでも国で定めた精神的慰謝料の10万円というのは、話し合いの場で最低10万円ということをおっしゃっているわけです。それが何で10万円が基準になってというのもあるのです。東京電力さん話し合いしていないのですよ、実際は。ほとんどの方と話し合いしないで、一方的な請求なのです。それに強い意味での罰則規定をこれは要望しないと、要は妥協です。ゼロにならない賠償です。マイナスの賠償だと思ふのです。普通に考えれば、私も最近やらせてもらっています。賠償を個人で出させてもらっていますけれども、普通にどっちが加害者なのか。どっちが被害者で、どっちが加害者なのかかわからないような対応だと思ふます。これは本当に強い何か罰則規定等をつくってもらわないと東電さんはやらないと思ふますので、それに関しては本当にお願ひします。

駒田課長が今答弁いただいた面では、10万円の基準も私もわからないのです。最低ラインだというふうにはしか聞いていないのですけれども、国が言うときは最低ラインですけども、東電は10万円というのをやっているの、ましてその委員会の委員長であった下河辺さんが東電の会長に行つてご指導してもらえるのかなと思つたら、委員長のときには最低のお金だよと。東電の会長になつたら10万

円だというような二枚舌というのでしょうか、こういうの。二枚舌を使うような賠償ではとんでもないので、これ町長としてもはっきりまとめて、国の強い要望として持って行っていただきたいなと思いますので、その点よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の対応に対しての罰則についてであります。町村会に、まだ私も参加しておりませんが、その中で問題提起をいたしまして、町村会としての対応を各町村長にご理解をいただいて、今おっしゃられたような対応をしてまいりたいと努力をいたします。

それと、物置の件ですが、先ほど私の言葉というか説明が足らなかったのがあれなのですけれども、県のいわゆる補助といいますか、県の対応ということではなくて、県でそういうふうな対応が難しいということであるならば、町として財源を確保してやっていきたいということ考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 今の物置の件です。私が言ったのは、最初のお話で県で対応していないので、町の予算をとっていただいてやるのが当たり前なのですけれども、ほかのことよりも、その協議は去年の7月から始まっているのです。だから速やかに日にち切れないというならわかります。だけれども、6月までには何とか対応するとか、専決とかそういう面でも対応していただけますかと、ちょっと町民の方を時間かかっても何とかそこまで待ってください。もっと早くなるように努力しますけれども、最低6月下旬まで待ってくださいとかという答弁ができないのかというお話をしているのです。だから期限を切つてというのは、6月いっぱいになっていますから、早くしてくださいと言っていただければ、議会の答弁が一番の証拠になるわけなのですから、私はそういう答弁をしてほしいというお話をしたのです。もうこれ再々質問なので、答弁まで私はあれできないので、ぜひそういう答弁を日和田とか福島の方々の北幹線の方々を安心させるような答弁をお願いいたしますというお話をしています。お願いします。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

物置の件でございますが、次の議会に予算を計上させていただきたいと思っておりますので、議会の議決を経て決定をしていきたい、そのように思っておりますので、議会のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） それでは、いっぱいまとめてさせていただきます。

まず、38ページの委託料、地域包括支援センターと生活支援介護予防委託料の内容、わかるようにお願いします。

それから、43ページ、災害救助費で職員の手当、賃金は計上されているのですけれども、職員がいない。給料ではなくて手当だけ、これ誰が使う手当なのですか。

それから、みなし仮設住宅の上下水道雨水配水管等の管理費の予算は入っているのかどうか。

それから、需用費の光熱水費の内容、それから先ほど支所長というような話がありました。前の臨時会のときにも多分話したような気がするのですけれども、これは条例、規則のどこに位置づけられて支所長という役職を与えているのか。

それから、役務費にGM管汚染サーベイメーターの点検校正と予算計上されているのですが、よその款でも修正とかいろいろ予算が載っておりますが、こういうものは一括してほかの課が担当するとかいうようなことはできないのかどうか、全額各課によって別々に校正をお願いしているような気がするのですが、これ一括で入れられるかどうか。

それから、13節委託料です。原子力損害賠償手続業務委託料、それからテレビ会議システム増設委託料、これの内容。

最後に、19、自治会の負担金なのですが、仮設住宅等自治会運営費補助金600万1,000円、これ説明ですと14自治会あるというふうなことですが、これは単純に14で割った予算を各自治体に補助金として出すのかどうか。

以上8点お願いします。

（「ちょっと休議お願いします」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

地域包括支援センター事業委託料、生活支援介護予防事業委託料については健康福祉課に説明させていただきます。

みなし仮設の光熱水費につきましては、福島支所長に説明させます。

支所長の条例、規則に関しましては、総務課長に説明させます。

GMの汚染サーベイメーター点検校正手数料につきましては、住民生活課長と健康福祉課長に説明

させます。

原子力損害賠償手続業務委託料につきましては、企画課長に説明をさせます。

テレビ会議システム増設委託料につきましては、住民生活課長にご説明をさせます。

仮設住宅自治会運営費補助金につきましては、建設課長に説明をさせます。

職員手当につきましては、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問に説明を申し上げます。総務課のほうは2点ございます。

1つは、43ページの職員手当でございますが、特殊勤務手当588万6,000円、これは今後、災害応急作業等で、あるいは一時立ち入り等で全職員が警戒区域の中に入って業務をするというための特殊勤務手当でございます。この管理職特別勤務手当については、これは管理職の特別に出た場合、災害、これはほとんど出ていないのですが、出た場合についての手当ということでございます。誰、どこでやるのだというようなこともあったのですが、支所等の人件費については、支所等運営管理費の中で計上しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それからもう一点、支所長のことについては条例、規則のどこかということでございますが、初任給、昇格及び昇給の基準に関する規則、この中に級別職務分類表というものがございます。その中で支所長ということで規定をしてございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 谷津田議員の質問にご説明を申し上げます。

地域包括支援センター事業及び生活支援介護予防事業の内容ということでありますが、地域包括支援センター事業につきましては、事業対象者をおおむね65歳以上の者であって、要支援、要介護になるおそれのあるものを対象としております。内容としましては、介護予防のケアマネジメント事業ということで、地域の実態把握をしながら適切な事業が提供されるように支援をしております。

あと、総合相談支援事業ということで実施をしております。これにつきましても介護状態になりましてどうしていいかわからない家族等の相談を受けて、連絡調整、情報提供等を行っております。そのほか虐待の防止、早期発見等の事業、あとは包括的、継続的マネジメント事業ということで実施をしております。

続きまして、生活支援介護予防事業委託ということでありますが、内容としまして軽度生活援助サービス事業、あと外出支援サービス事業、あと生きがいデイサービス事業、介護予防事業ということで実施をしております。外出の支援、買い物等、病院に行く際の支援、あとデイサービスということで、介護状態になることを防ぐためにデイサービス等を行っております。

続きまして、線量計の校正関係であります。これについて一括でできないかということでありま

すが、線量計の製造業者が違う関係で、うちのほうとしては住民生活課のほうとは一緒には校正はできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 住民生活課長、渡邊です。先ほどの谷津田議員のご質問についてご説明申し上げたいと思います。

今ほど健康福祉課長のほうからお話しございましたが、あと導入の会社が異なることもございますが、今回、民生費のほうでは災害救助費の中で予算計上させていただいておりますとおり、それぞれの事業目的に合った款項目節で計上するというふうな方向でこれまでやってまいりました。これを一括でできないかということについては、今後、予算の編成の方式あるいは事業の方式とかにもかかわってまいりますので、今回の計上につきましては災害救助費の中での放射線対策の一環の事業として計上させていただいております。

それから、住民生活課関連でテレビ会議システムについてのおただしでございますが、こちらについてご説明申し上げます。今回、災害によりまして事務所管、現在、埼玉支所と、あと郡山市の福島支所と2拠点に分かれております。平成24年度予算で、こちらの2拠点につきましては一応設置が終了しております。増設委託料ということで、当初年度内にいわき支所ですか、いわきのほうの事務所が完成しました場合に、いわき事務所と3拠点を結んでの会議システムというものを構想しておりました。こちらにつきまして、いわきの事務所のほうの建設がおくれるということが予想された段階で、現年度予算での3拠点の設置ということが難しくなりました。したがって、新年度予算でいわき事務所のほうへの設置というふうな形で今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 谷津田議員のご質問に対してご説明申し上げます。

（「ちょっと、何を説明するのか全然わかってないよ。今のはサーベイメーターのですよというようなこと言ってください。何の質問に答えるのかはっきり言ってください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） では、私のほうからは、原子力損害賠償手続業務委託料の内容についてのご質問にご説明申し上げます。

この原子力損害賠償手続業務委託の内容でございますけれども、主なものとしては賠償手続説明会の双葉町弁護団の弁護士の派遣、あとは町民の皆さんが個別に双葉町弁護団の弁護士に委任をされる際の着手金への支援ということが主な内容になってございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 大橋福島支所長。

○福島支所長（大橋利一君） 谷津田議員のご質問に対しご説明をいたします。

私の2点でございますけれども、まずみなし仮設の下水関係の維持管理に伴う費用関係でございますけれども、基本的に借り上げ住宅という関係だと思っておりますけれども、それらの財産管理者が行うというのが一般的なものでございますので、それにつきましては町のほうではちょっと支援といえますか、その管理者のほうの中で行ってもらおうということが一般的でございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、自治会運営補助金ということでございますけれども、これは現在、14団体が立ち上がっておりますけれども、一応この費用につきましては1世帯当たり基本的には3,500円という中で各団体のほうに申請に基づきまして交付をするというような格好で継続されております。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 答弁以上です。

○6番（谷津田光治君） 終わりですか。あと44ページ、需用費の光熱水費も聞いたのですけれども。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員の光熱水費の関係についてご説明を申し上げたいと思います。

この光熱水費につきましては、福島県内の仮設住宅の電気料金、それから上下水道料等、それとつくばの連絡所の電気料等が含まれております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 38ページの委託料については、町民の福祉のためということですので、余すことなく使っていただきたい。

それから、この目、災害給付費、節の中には職員が配置されていないにもかかわらず、管理職特別勤務手当、特殊勤務手当、職員のいるところにつけるべき予算ではないのかというふうに思います。

それから、みなし仮設はできないという答弁ですが、仮設にできて、みなし仮設にできない。それから、全く同じで、光熱水費に関しても県内仮設というふうに言われましたから、県内にある仮設にだけしか予算はとれないと。先ほど質問の中にも、誰か町民平等なんていう話が出てきました。同じみなし仮設においても条件が全く違います。入居者がいっぱいいるところに空きを見つけて入る人、それからつくばの並木みたいに誰もいないところに、2年も3年も無人であったところに入った人、この人に対しては雨水管、この中にすごい樹木の根が入り込んでいるのです。この根切りという作業がかなり高額なのだそうです。そういうものは対象にはなりませんかというようなことですので、総務課長は勉強会で考えられることみたいな話は聞きましたけれども、これは仮設であれば全部予算で見ると。みなし仮設であっても条件が違えば、当然それ予算計上すべきものと私は思って発言しているわけですから、これはひとつ考えられるのかどうか、全くだめというのか、その辺はつきりとお答え

いただきたいと思います。

それから、支所長の位置づけなのですが、これは給料の分類表やなんかの問題とは違って、条例で福島支所を置くというようになっています。この辺の条例の一文に支所長を置くと謳えば、それで私は法的には身分もちゃんと確保できるのではないのかなというように思って話をしているわけです。町長は通常の業務とか災害業務とかというふうに分けて言っていますけれども、予算は分けてとっているわけではないですね。ですから、やはり位置づけをしっかりといただきたい。できるのかできないのかお答えください。

それから、原子力損害賠償の委託料ですけれども、これは弁護士依頼につき1回1万円、町からの補助が出ていますけれども、そうするとどのぐらい今までおりましたかどうか。これから1,000万円あるわけですから、これだけの人数が出てくる可能性があるのかどうか。自治会のことはわかりますか。

以上について再質問します。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

職員の人件費につきましては、総務課長に説明をさせます。

光熱水費につきましても、総務課長に説明させます。

支所長の件につきましても、総務課長に説明をさせます。

原子力損害賠償手続業務委託料のご質問につきましては、企画課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員の再質問にご説明をさせていただきます。

職員手当ですが、給料等がないということでどうなのかということですが、ここの科目につきましては災害救助費という項目で、職員全般にわたる災害業務ということになりますので、給料は各目的に見合った通常業務の中で計上しております。

（「何款にあるんですか」と言う人あり）

○総務課長（武内裕美君） それぞれ分かれています。

（「災害救助費は何款にあるんですか」と言う人あり）

○総務課長（武内裕美君） 今、民生費の中のご質問いただいている目ですけれども、これは職員手当のご質問ですので、職員全員の手当ということで、災害救助のための経費ということで計上しているものでございます。あと、そのほかの人件費については、それぞれの業務に合った科目に計上させていただいているということでございます。

それから、みなし仮設の光熱水費等については、今後、内部で十二分に検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、条例、規則等でございますが、今後、6月のいわきの移転に伴って組織等々の見直しも

出てまいります。不足している条例規則等についても、精査をしまして議会のほうにご提案を申し上げていきたいというふうに、改善するものは改善していくという姿勢でありますので、ご理解をお願いできればというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） では、原子力損害賠償手続業務委託料につきましての再質問にお答えします。

まず、これまでの実績がどれくらいあるのかというご質問でございますけれども、3月21日までに265世帯、678人の町民の方が双葉町弁護団をお使いいただいております。今回、1,000万円という委託料を計上して、どれくらいの方が利用する見込みがあるのかというご質問でございますけれども、今回、この1,000万円という形を計上させていただきましたのは、やはり賠償の遅れ、もともとこの弁護団の費用というのは平成23年度、24年度の2カ年ということでご説明申し上げておりましたけれども、賠償手続の遅れから財物賠償はこれから手続が始まるという現状にもかんがみまして、財物賠償などが始まってくると、また避難の長期化に伴う精神的損害とかで法律家の支援というニーズが町民の皆さんの間でますます高まってくるのではないかとということで、今回、これまでの実績も踏まえて1,000万円という予算を計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） まず、光熱水費に関してもう一回聞きます。県内という答弁があったから県外に限り聞いたのですけれども、これとつくばの連絡所、これを絡ませるのは私はどうかと思います。連絡所は少なくとも役場機能の末端組織という位置づけではなかったのか。これは仮設扱いですか、この連絡所は。私らの借りているところは、みなし仮設、こういうふうに先ほどから言っているのですが、連絡所も仮設というふうな見方をしているのであれば、これは全く考え方が私らとは違ってくるというふうに思います。

みなし仮設の雨水管の問題も検討していただいているのであれば、ここももう一度検討して、連絡所は省くというような考え方になってもらえば、私は行政の末端の組織と位置づけておりますので、連絡所ですから、いつも緊急雇用であれ何であれ臨時職を派遣しているわけですから、その辺の意識の違い。ですから、私も9カ月ほど働かせていただきましたけれども、今の臨時職員とはちょっと仕事の内容が違っていったような気がします。ですから、光熱水費に限っては仮設でも何でも、それは総務課長が判断することであるとすればいいのですけれども、この辺の取り扱い、少し町長と相談していただきたい。

それから、支所長の位置づけ、これからいわきの、今、仮庁舎というのをつくっているということなのですが、これについて条例、規則の整備をしていく、私は全く遅いと思っているのです。一部事

務組合の広域圏でさえ、もう広野に移転決まる前から条例の一部改正は取りかかってきました。我が双葉町、6月半ば、普通だともう4月1日からというような考え方であったと思っているのです。にもかかわらず6月半ばにいわきに移転という、いつ、誰がどこで決めたのか私も全くわかっていないのですが、この6月半ばだからまだいい。6月定例会にとかいう考え方であれば、私はちょっと事務方の怠慢ではないかと思うのです。本来決めることは決め、ましていわきに移転をすれば、残るところはどういう扱いにするのか、ここにこれから出てくる予算がありますので、これいわきのほうを先に予算審議して、残るほうは後でと言われると、きょうも職員だって、大体町長は内示を渡したのだと思うのですけれども、異動をする人たちだって心の準備があるわけですから、やはり条例、規則の整備は早目早目、施行日は決めればいわけですから、だからその取りかかりがやはり早目にやっていただきたいと思います。くれぐれも手落ちのないようにお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 答弁ありますか。

（発言する人なし）

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費、53ページ。

3番、高萩文孝。

○3番（高萩文孝君） 2点お聞きします。

53ページなのですが、双葉町商工会振興補助金、前年度より同額の理由をお聞かせください。

次の54ページなのですが、観光費の相馬野馬追出場者助成金なのですが、過去には町長と教育長とが出ていたと思うのですが、今年度はそういう町のほうで出るような予定はあるのかどうかだけお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員のご質問にお答えします。

双葉町商工会振興補助金については、産業振興課長にご説明をさせます。

相馬野馬追出場者助成金についてであります。町のほうで出場する考えがあるのかどうかということのおただしでしたが、これについては検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下正夫君） 高萩議員のご質問にご説明を申し上げます。

双葉町商工会振興補助金、昨年と同額というような同額を載せた部分、同額の補助金、前年と同じであるというお話でございますが、現在、商工会のほうについて、財源的に会員の会費とか、それから決算代行、それから事務手数料等々の商工会での収入、それから県の収入、それから町からの補助金というふうな形でやってございます。財源的に多少は厳しいとは思いますが、それぞれ職員の方が努力してやっておるものですから、前年度と同じ補助金が、同額についてはベストな形のものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 予算書の今の振興補助金、これ去年の当初予算だと800万円になっているのですけれども、同額でよろしいのですか。何か補正があったのかどうか、私その辺が知りませんので、教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に産業振興課長から説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下正夫君） 谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

昨年の当初予算については、802万円の振興補助金でした。今年度については1,300万円というふうな形で、先ほど高萩議員が同額というお話を言われたものですから、昨年と同じ金額の補助金プラス今年度約500万円程度の金額を上乗せして、今年度は1,300万円というふうな形で計上させていただいております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 498万円が増額されたというふうに私は思っていたのですが、まず何に何を、どんな事業をするのにこの498万円を使うべく予算を増額計上したのかをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に産業振興課長が説明をいたします。

○議長（佐々木清一君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下正夫君） 谷津田議員の再々質問にご説明申し上げます。

今回の増額分の金額でございますが、商工会のほうで実施しておりましたふれあいタクシーの運行するためのシステムのリース料という増額分となっております。これにつきましては、震災前から契約になっておりまして、商工会のほうで確認したところ、契約の解除ができないということから、今回、補助金のほうに加算させていただきました。

また、2つ目として、その金額については約390万円、残りの金額については、震災前、商工会5名の職員で対応しておりましたが、震災後は指導員1名、それから事務職員2名で対応しております。その関係でいろいろと震災後の会員の方々の相談、それから会場約8カ所に出向いて商工会の役

員の方等々に役割の区割りをいたしまして、そこで相談会を実施しているというふうな形になってございます。大変多忙なことをごさしまして、一人でも多くの町民が、商工会の会員の方が相談ができるような形で、以前からも商工会のほうにはお願いしていたのですが、1名、双葉町の現状がわかる職員の育成ということで、その部分の賃金を計上させていただきました。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これは町長か総務課長に聞きたいのですけれども、このたびの、このたびでもう2年もたっているのですけれども、大震災、津波、原発事故避難、これで解約できないというような契約は、これからはする気はないでしょうと思うのですが、その辺をお聞かせください。

それから、こちらの一方的な理由で解約したいということであれば、できませんという答えが返ってくるのはわかるのですけれども、原発事故で全町民避難ですから、そこにまちタクシーを走らせても利用する人もいない。走らせる契約した会社も、まさかそこに行ってまちタクシーを走らせるとは言わないでしょう。これはどちらにも契約を履行するための条件は整わないわけですから、この辺は総務課長、二度とはこういう状況にはなりたくないし、あつては困るわけですから、これ解約できないって、ではまちタクシー、双葉町へ行って走らせてくださいと言ったって走らせることのできないような状況なのですから、これはただそのまま商工会は違約金として払ってしまうというのは、それはちょっと考えるべきことかなと思っているのですが、どうですか。町長でも総務課長でも、産業振興課に聞いても、これ以上は答えられないと思いますので。何で誰も使う人もいないところ……

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

このような不測の事態が起きたときに、契約解除できないのはおかしいのではないかというおたがしでございますが、全く私もそのとおりだと思っております。その後の契約等に関しましては、そのようなことのないように町としてきちんとやっていきたい、そのように考えております。また、私の今後の対応につきましては、総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員の再質問にご説明を申し上げます。

確かにおっしゃるとおりでございます。今後、この契約内容をちょっと精査しまして、やはり難しいかどうかということもありますが、町と契約している別な事業についても、やはりそういう事例もあります。ただ、それは東京電力のほうに賠償という形で対応していると、賠償請求です。そういう案件もございます。そういった適用ができるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 53ページ、商工振興費の中の双葉町の祭り・イベント事業補助金についてで

ありますけれども、主に南台でやっておりますダルマ市が、今、震災後、大きな町のイベントとして継承しているかと思うのですけれども、そこに町として助成している金額と、それとこれまで双葉町のダルマ市で計上されていまして予算を教えてくださいたいと思うのです。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問に対しまして、産業振興課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下正夫君） 岩本議員のご質問にご説明申し上げます。

双葉町の祭り・イベント事業ということで、これは昨年度だと思っておりますが、要綱を定めまして実施しております。限度額が20万円というような形で、各団体のほうをつくらせていただいて、それを町のほうに申請していただいて、町で承認し、事業を実施していただくというような形をとってございます。大変申しわけございません。以前のダルマ市の経費については資料がございませんので、後でご説明したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） この補助金100万円ですが、ほかの仮設住宅等ではなかなかこの補助金を使っている仮設、団体はないと思うのですが、南台のダルマ市が使っているのに補助を出している金額だと思うのですけれども、ことしの1月12、13日、2日間にかけてダルマ市、盛大に南台の仮設で行われたわけです。行政報告の中にも5,000人ほど出て、本当に双葉町民の方以外にも地域の方が集まって盛大に行われたということで、やはりいろいろな仮設の自治会の方々、それとそれを運営、主催をしている「夢ふたば人」の方が大変ご苦労されて、2日間のダルマ市を運営しているわけです。自主的に仮設の方々、あとそういう有志の方々がやるということは、これいいことなわけですけれども、双葉町も町としてもぜひともこういった町の伝統のお祭りをあちこちでやったり、主体的に支援していく、応援していくということもやはりこれ必要ではないのかなと。今後、避難がまた長引けば、やはりああいったお祭り、伝統芸能というのは、これ継承していかなければいけないので、どうですか、前にも25万円という上限をイベントの内容によって増額ができないかということも聞いたことがあるのですが、この南台のダルマ市の予算、町としても十分かわるというような意味を含めてもっと増額する、何かまた別な予算を計上するようなそういうお考えがないでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

ダルマ市、ことしの1月12、13日の両日で5,000名の皆さんがお見えになりまして、盛大だったというのは私も伺いましたので、存じ上げております。その一生懸命取り組んでいる「夢ふたば人」の人たちですか、たしか第二分団の有志の方でやられていると伺っております。そういったことで一生懸命頑張っている人たちに何かもうちょっと対応、補助等を考えることはできないかというおただしでございますが、何か私も一生懸命やっている皆さんに対して支援できるものはないかというふうに

は考えておりましたので、このことにつきましてはいろいろ関係所管の部局と相談をしまして対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。それで、その両日2日間にかけて、県内、県外に避難している方、なかなか足のない方に対して、騎西高校の町民の方を2日間に分けてバスで送迎をしたわけです。では、県内の方はどうなのだというようなそういう意見も出ました。町長もそのような話を耳にしているかと思いますが、ぜひとも県内、県外分け隔てなく多くの町民の方がダルマ市に来られるように、ぜひバスの送迎を含めて検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 答弁要らないでしょう。

○7番（岩本久人君） いや、答弁ありましたら。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

今、おっしゃられたことに対しまして検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） そのほかございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 11番の需用費の消耗品なのですが、これ消耗品で取るのだから自主防災というか初期消火とかいろいろ当たると思うのですが、いわき南台仮設だけではないのですが、いわき南台仮設で今、ポンプ車2台置いてあります。ただ、あそこ水利がなく、水利がないですよね、水が。水がないので、それに対応できるだけのプールというか、そういうものをやっぱり見て初期消火もできないような状況であるならちょっとまずいなと。あと、他の仮設住宅に関しても、長屋づくりみたいになっているので、1カ所火事になってしまえば、ずっともう大きな火事になるので、初期消火の分のものをこういうところでもっと予算をとって、きちっとした対応ができるようにしてほしいと思うのですが、それに関してどういうふうにお考えかお答えいただきたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

南台仮設に消防ポンプ車が2台あって、水利の確保が難しいというご質問で、そのことに対しての水利の確保、それに相当するようなものの対応を検討したらどうかというおたがでございしますが、

そのことにつきまして住民生活課長から説明をさせます。

ほかの仮設、長屋づくりみたいになっているので、初期消火に対しての対応で考えたらどうかということですので、そのことにつきましても検討させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、これ水利がないから確保できるかということ、町長の判断でできるかできないか答弁しなくては、予算が今後できるかということだから。

○町長（伊澤史朗君） 水利の確保についてであります。どのように水利を確保したらいいのかも含めて検討してまいりたいと思いますし、消防ポンプ車が使えるような状況になれるよう検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 検討という言葉が町長よく使いますけれども、検討してどのくらい時間がかかるのかということです。今、仮設住宅、町長当選してから回っていますか。そういう状況見えていますかということになると思うのです。町長、就任前にもわかったことではないですか。議会でももうやっています。ましてや消防団も分団長までやっていらっしゃったのですから、今の状況を検討するのではなくて、これは本当に専決事項にもなりかねないようなあれです。なってからでは遅いのです。今、いわきの話しました。消防署がどのくらいの距離があるのか。水利がない。初期消火できませんという話しましたよね。では、日和田はどうかという話にもなるのです。大体において、皆さんが安全安心に住めるような方向性のものを。あってからでは遅いのです。

では、町長、逆に検討中に、皆さんが住んで約2年までにならないですけれども、検討中にそういう災害が起きたときにどういうふうになさるのですか。こうやって話は出ているのです。これは非常に急がなくてはならないことではないですか。そこら辺ちょっとお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

確かに仮設住宅等2年近く住まわれていて、そういうふうな状況になっているというのは私も存じ上げているつもりでございますので、早急にその判断をしたいとは思っておりますが、現場をまず見させていただいて、その判断をしていきたい、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 今のお答えで私は納得がいきません。実際にもう何回も見ていらっしゃるのではないですか。すぐ対応していただきたいです。水利がないという言葉は、私だけではなくて、住民の方に言われています。話す機会がないから、そういうふうになってしまうのではないですかということを私は言っているのです。それは町として消防費というものがあるのだったら、要は初期消火等の予算ですよ。そういうものに対してやるかやらないかなのです。検討しますではなくて、速やかにやっていただきたい。仮設住宅の人たちのことも考えてください、少しは。そういうことを考えて、そういうふうに当たっていただきたいです。速やかにこれはやっていただきたいと思います。

最後の質問なので、検討しますとかそういう話ではなくて、今非常に大切な話だと思うので、あつてからでは遅いということ認識していらっしゃるのかなのかということも含めてお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

早急に対応すべきだというおただしでございますので、私もそのように考えておりますので、早急に対応できるようにやっていきたいと、このように思っております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） この消防費、非常備消防で職員給料が4人ってあるのです。これ4人ここに張りつけて何をやらせるのか。

それから、今の仮設の消防の件ですけれども、これ非常備消防といっても町の消防団、そこで南台仮設なり福島の北幹線、郡山、白河の仮設で組織づくりがされておりますかどうか。そうでなかったらば、つくっていないのであれば、一度考え直して、その仮設団地、個々の仮設団地に自衛消防の組織をつくり上げる気はないのかどうか。ポンプ、水利幾らよくても、それを使いこなせないでは消火作業にはならない。ですから、万一火災が起きたとき、何か事件が起きた時、それらを含めて仮設に自衛消防、そういうものの組織を立ち上げる考えはあるのかないのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

仮設住宅のほうで非常備消防の組織をつくる考えはないのかというおただしでございますが、仮設住宅のほうの自治会の皆さんの理解を得られればそういう対応も考えるべきだと思います。

給与に関しては、総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問であります。消防費のところの人件費についてあります。この消防費の人件費につきましては、住民生活課の職員の給料等でございます。住民生活課は、あと戸籍住民登録費のほうでとっています。この2つの目で住民課の職員の人件費という計上でございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 確かに仮設には自治会はあると思います。多分つくってあると思うのですが、これらには受け入れの相談しなくても、この自治会の中で自衛消防を組織としてつくってもらおうというのが早道かもしれません。ですから、機材はあっても使えないということのないように、大型消火器も配備しました。だけれども、火事のとくに慌てて使うことができなかったのだという悔いを残さないような事前の講習なり訓練なりがまたあってしかるべきだと思うし、自治会に対してそういうものを要求するのであれば、早目にやっていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 答弁いいですね。

○6番（谷津田光治君） やってください、やるかやらないか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

対応していきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） そのほかございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝。

○3番（高萩文孝君） 65ページなのですが、幼稚園費、今回、廃項されていますが、この理由をお聞かせいただきたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の質問に総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 高萩議員のご質問に説明を申し上げます。

昨年までは幼稚園費の中に人件費を計上しておりました。今年度からにつきましては、幼稚園で勤務していた職員を役場のほうに上げまして、内部的な事務を手伝っていただくということから、この目を廃止いたしました。ただ、今後、町長が言うとおられるように、幼稚園、それから小中学校の立ち上げということも出てくるかと思えます。そういった際には、速やかに目を計上して、そういった事業のための対応をしていくということにしていきたいと思えますので、当初はそういうことで目は外したというようなことでございます。

以上です。

○3番（高萩文孝君） わかりました。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 今、高萩議員の質問の後、引き続いて、項目一つでも残っていれば、それらを残すべきであって、廃目にすべきではないと私は思っているのです。当然町長が幼稚園、小中学校の立ち上げというのが選挙公約ですので、なぜここで廃目にする必要があったのか。

それから、町長のときに聞きましたけれども、町長、教育長はどう対応しますか。

この2点についておたしいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今、廃目にするべきでないという谷津田議員のおたしいたしであったと思いますが、確かにそのように私も思います。

それと、教育長の人事についてであります。これは検討して、今いろいろ内々に相談を申し上げているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） ほかにございますか。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） _____

◎発言の訂正

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの谷津田議員の質問に対しての答弁で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っておりますので、この廃目につきましては、今後復活させることも検討してやっていきたいと、そのように答弁を訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「休議」「議長、それに答えておいて、今度は取り消すって、前に答えたのはどうなんだろう」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時50分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 私の質問全体を発言の取り消しをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 今、4番、菅野博紀議員から質問取り消しということで申し出がありましたので、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、菅野議員の先ほどの質問については取り消しとさせていただきます。

（「質問取り消しているからいいんだよ」「質問取り消したって答弁

は残るぞ」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの谷津田議員のご質問に対する答弁で、廃目に対しての……
（「違うよ」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 違うのです。菅野議員の質問に対しての、谷津田議員は関係ないです。
（「今のも取り消しだ」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 失礼いたしました。
（「ちょっと休議して」「賛成」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

第10款教育費、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款災害復旧費、66ページ。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 災害復旧費、公共土木、それから農業用施設出ているのですけれども、先ほど質問するのを忘れちゃったけれども、土木費でもかかるのです、予算は。どっちが有利な予算なのかを考えた中で、これをどっちかに予算を移して、一本で仕事ができませんか。災害復旧は、どういう性格のものかはわかっております。町の単独予算のほうもわかってはいますけれども、これ土木費でこの仕事をさせて、災害復旧費でも同じ仕事をさせるのであれば、二重にやる必要は私はないような気がする。いかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に総務課長から説明させます。

武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にご説明を申し上げます。

谷津田議員のおっしゃるのも当然理解できるのですが、ただ災害や事業の場合、いわゆる災害の査定ということもございまして、事業によってはいろいろ種類がございまして、やはり災害復旧ということととらないと、予算科目を計上しないと国、県に対して対応できない事業等もございまして。一方、土木費のほうは、単独事業とか、あるいは今後の町内のいわゆる同じなのですが、災害からの復旧ということで、その辺の兼ね合いが非常に難しい部分もあるのですが、そういう補助率、国との補助の関係もございまして、分けて計上させていただくということでご理解をいただければというふうに思

います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 大体内容はわかって言っているのですが、二重に委託をかける必要は私はないような気がしているのです。ですから、どっちかに、災害復旧は国の予算が入るためというのもわかりますので、できれば町費使わないほうに重きを置いてやればできると私は思うのですけれども、双葉町にいるときはまた条件は別ですけれども、ここ遠く離れて埼玉、また6月からいわきだという話ですが、そこに役場があるということにおいては、かなり負担もかかるし、経費もかかるというような、時間もかかるというような状況をかんがみれば、そういう方法はできませんかということです。できないのであればできないで、それは仕方ありません、別々の予算ですから。どうですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に総務課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 災害復旧費につきましては、今後、町内に入っの事業ということになりますので、今すぐには出てこないものだと思います。ただ先ほども申し上げたように、国、県の事業の種類によって、やはりどうしても分けなければならないことが出る必要がある事業の場合、分けなければならないものですから、その辺できるだけわかりやすくなるようにまとめるものはまとめていきたいというふうには考えておりますが、その辺ちょっと難しい部分もございますが、できるだけわかりやすいような区分をしていきたいというふうに思います。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 総括的な質疑を許可いたします。

3番、高萩文孝。

○3番（高萩文孝君） _____

○議長（佐々木清一君） 高萩議員に申し上げますけれども、総括的な質疑というのは、私のほうで、今、議案第26号の一般会計予算の中の総括質疑ということですので、補正とかそういったものについての総括質疑でないというふうに判断するのですが。

○3番（高萩文孝君） ごめんなさい。要は、今回……。ちょっと休議でいいですか。

○議長（佐々木清一君） 休議。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時07分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝。

○3番（高萩文孝君） ただいまの質問、全部取り消しさせていただきます。済みませんでした。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝から質問の取り消しの申し出がありました。許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

それでは、高萩議員の質問を取り消させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） まず、企画課長、復興まちづくり計画の業務委託、これの計画書は町のほうに提出はされましたか。

それから、双葉町復興事業計画策定業務委託、これで何をやろうとしているのかわからない。まず、双葉町復興事業というのは何をやるのですか。私は最初は除染、町内全域。倒壊家屋、それから津波の倒壊家屋も含めてこれは撤去、廃屋になっているのもありますから。道路、上下水道、合併浄化槽、ごみは広域圏になっていますから、上下水も企業団で始まろうとしている。計画は立てているのだと思いますけれども、まず町がきれいにならないと帰ってはいけませんし、そこへ行って仕事、作業もできないはず。だからこれを何カ月もかかって、どんな事業計画なのかわかりませんけれども、とりあえず町に入れること、入れるようにすることが最初であって、それから事業は考えるべきだと私は思うのですが、ここを聞きたい。

それから、町長、予算書、原案に目を通されたただけだというけれども、とりあえず特別職は早目に

やってください。予算計上していて、人間がないというもおかしな話ですし、それからいわきに移動するのであれば、やっぱり条例、規則の改正、ここからですからね、スタートは。1つは、仕事の前に謝罪がスタートだと言って言っていましたけれども、これはやっぱり地方自治体が動くのは、地方自治法に基づいた条例、規則というのがあるわけですから、ここが私は基本だと思っています。ですから、これをやらないといけませんから。掲示板つくっていく、補正で出ました。掲示板でなく、掲示場でしょうと私言いましたけれども、この板と場の違いはあるはずですよ。ですから、とりあえず公告しないと何も始まらないです。ですから、とりあえずそれを町長、今話したことを本気になって取り組む、早急に取り組むというのであれば、私、この一般会計の予算は承認してもいいと思っているのですけれども、町長の答弁次第では、これは私、納得いかない点も出てきますので、ですから本心でお話してください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えします。

先ほどいろいろお話しありましたことに対しまして、早急に取り組ませていただきたいと思えます。

まちづくりに関しましては、企画課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

まず1点目、復興計画の業務の報告があったのか、多分これ平成24年度、ことしやっている業務についての報告ということでよろしいのでしょうか。それについては、まだ履行期限が来ておりませんので、報告書は受領しておりません。

（「あした」と言う人あり）

○企画課長（駒田義誌君） 履行期限があしたになりますので、あす報告書が届く予定になっております。

もう一点、この復興事業計画で何をするのかというご質問でございますけれども、この中身につきまして復興の意味合いですけれども、ここは双葉町の土地の復旧、復興という意味だけではなくて、ここの復興の意味合いって、やっぱり町民の生活再建というところも町の復興として大きな要素になるという考えから、仮の町とかそういった整備のあり方というところも復興には含まれ得るだろうという考え方のもとで、ここの復興事業計画の中身としては、町民の皆さんの生活再建ということからかんがみた仮の町の整備のあり方を考えるということ、あとは町の復旧ということで津波の被災地域のインフラの復旧、土地の将来の利用のあり方を考えていくというところを大きな中身としてございますので、実際に双葉町の土地の復旧、復興をどうしていくのかというのはもう少し先の検討課題だというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 仮の町つくって、ではどのぐらい町民移動しますか。いつできるのですか。

津波の復興、復旧、町が汚れているのに、そこへ行って誰か仕事する人おられますか。そういう委託料であれば、私は当初予算は賛成できませんよ、はっきり言って。仮の町、どこに目鼻がついているのですか。国の権限を持ってやればできるのだよということであれば、すぐにでもここということになるのでありましょけれども、課長の責任において早急にできますか。大体委託って、どのぐらいかけて報告させるのですか、これ。仮の町つくって、どのぐらい移動しますか。つくってから考えますというのは数には入りませんから。仮設も同じですよ、今まで。いや、福島で仮設に行ったらよかったと言えば、みんなそっちにばっと行くのです。いや、日和田がだめだ、こんなところと言うと、もう行く人がいなくなってしまうのです。ですから、今、発災から2年を過ぎて、大体仮設にいる人ですよ、不満の声があるのは。自分が役場に、どこの仮設に入居したいかという申し込みをしながら、「おらこと、こんなとこさいつまでいれとくだ」と怒っているのです。それも気持ちはわかります。復興住宅早くつくってくださいということになるのですけれども、仮の町に復興住宅をいつまでにつくるのですか、どのぐらい入る人がいるのですか。私は仮の町に喜んで行きたいという人は、課長どのぐらいいるのですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に企画課長から説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 今の谷津田議員の再質問にご説明申し上げます。

仮の町にどれぐらいの方が希望するのかということですが、実際の希望は、まさにこれから事業計画の中で具体的なイメージをつくる過程の中で、町民の皆様から改めて意向を聞いて決めていかないといけないと考えております。そのための事業計画の委託料ということでご理解いただければと思います。

今、現時点、どれぐらいの方が仮の町というのを町民の方が希望を持っているのかと申し上げますと、昨年末からことしの年始にかけまして行いました住民意向調査の結果によれば、仮の町に移り住みたいという方が6.7%、現時点では判断できないが、仮の町の具体的な姿が示されれば移り住むことを検討したいという方が45.5%、仮の町ができて、仮の町に住むつもりはないという方が42.8%という結果になっておりまして、そういう意味では約半分の方が何らか仮の町ということについてのご希望の意向をお持ちだということですので、まずこの具体的なイメージ、今、復興まちづくり委員会のほうでも議論していますが、その議論を受けて、では具体的に仮の町の整備は受け入れ自治体、福島県との協議欠かせないところになりますので、そういった協議を進めながら、具体的なイメージを町民の皆さんに提示していくというのがこの復興事業計画の大きな中身ということになります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 課長、発災から2年を過ぎて、これから何をやるのか。だんだんと落ちついてきています。立派なうちがありながら避難しているのです。それも最悪だと言われている仮設住

宅、狭いし、倉庫もない。1年以上多分住んでいるはずですが、1年半ぐらいいは。今、倉庫がないというきょうの話も出ましたよね。そういうのを我慢して今生活しているのに、これからどのぐらいかけて計画、委託が戻って、事業に入って、町長の言う5年は、町長、これから5年なのか、もう2年たっているからあと3年なのかははっきり聞きたいのですけれども、あと2年や3年なんてすぐたってしまうよね。これから半年かかるのか1年かかるのか、計画をつくって、それを今度実行に移す。また、予算どりで入るのだから。どのぐらいかかったら、実際に仮の町ができ上がって、復興住宅もそこにあって、どうぞ、町民の皆さん入ってくださいという時期はいつですか。町長、5年、3年のどちらが、5年という出したのかもうちよと教えてください。一般質問でよく聞き取れなかったのか、答えてくれなかったのかわかっていませんでした。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

5年の件につきましては、発災してから6年で、今回の区域再編の決定ということで、その区域再編の判断の5年ということで私は申し上げているつもりでございます。

（「区域再編決まったのかい」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） そういうふうな区域再編の判断が決定されればという判断です。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「答弁お願いしますよ、課長。今のは5年か3年かの話だよ。だから、いつでき上がるか聞いた」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 企画課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 谷津田議員の再質問にお答え申し上げます。

仮の町がいつできるのかというご質問でありますけれども、まさにその部分につきましていつできるのかというのは、これから県、受け入れ自治体との協議の中で具体的な整備のスケジュールというのが見えてまいりますけれども、しかしながら町民の皆さんとしたら住民意向調査の中でも仮の町に移り住むまでに待つことができる期間というものに対しては、2年以内という方が36%、3年以内という方が26.1%ということで、5割を超える方が3年以内ということをお求めしておりますので、これを一つの目標に据えながら、国や県、受け入れ自治体と早期の整備に向けてこれから協議、要望していく必要があると考えております。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 先ほどの旧騎西高校の光熱水費の件なのですけれども、質問の中で答弁漏れがあったので、再度お伺いします。2,941万円、これは騎西高校に避難している方の1年間の光熱水

費です。その中身に関して、町民の貸し付け等は借り上げる方々のご意見です。その分の光熱水費を私たちにも配っていただけるのでしょうか。それが町民平等の世界ではないでしょうかというようなことを私言われてきています。それに関して、先ほど、今簡単に説明しますが、仮設、借り上げ住宅に避難されている方に、それ相応の光熱水費出すのか出さないのかというご質問していますので、それに関してはお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 旧騎西高校の避難所についての光熱水費についてであります。これは一時避難所ということで、国からの対応で賄っていると考えております。したがって、仮設、借り上げ住宅の皆さんに対しての対応については、また別のものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） これは確かにそうだと思います。ただ、町民の中から声が出ています、そういう声。その対応をなさっていないのですよ、町長。選挙中、自分で言ったことをちゃんと守っていただきたい。私たちもかなり言われていますよ、今その件に関しては。仮設、借り上げで避難生活する人たちも、ここで生活しているよりも本当にひどい生活している方もみんないらっしゃるの、ある程度の町民のお話を聞いていなくて、それではちょっとおかしいと思います。答弁漏れもこうやってあるし、これは町民の要望として、町民が言ったのなら、言ったときには町長、対応できないのであれば、それなりの平等性というのをとらなければ何も進まないのではないかと思います。ちゃんとした区切りもつけられなくていたのでは、今後、どの問題に対しても、進むような問題よりも、後戻りしているように私には見えるのです。ここの1カ月しないうちに後戻りするような結果であれば、何のために、私はここの案件を進めますと言って町長になったので、そこら辺は公約は守って、ちゃんとしたことをやっていただきたいと思っておりますので、その2,941万円に関しても出せっこないと思っております。首長も出せないと思っております。だけれども、町民平等性からいったら、そこら辺が観点がずれてくると思っておりますので、そこら辺をどういうふうにかお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、一時避難所という判断での対応でやっておりますので、そのほかの仮設等借り上げ住宅に関してのそういったものに関しては別なものだと判断しておりますので、答弁させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、これ行政報告の中に公正公平と、答弁違うのではないですか。この報告書の内容と別な対応であれば、不平等でいいということを今言っていらっしゃるようには私は聞こえます。何の努力もなしに、言っていることがころころ、ころころ変わったのでは、逆に言えば予算書

とかそういうものもだんだんこれ厳しくなってくるのではないですか。当初予算を通さなければ、4月1日からの執行できないとかそういうものに、私たちが通そうという気持ちがあるのに、それをだめにしてるのは執行部のほうに私は感じますけれども、ちゃんとしてどういうふうにやっていくのか、最後にお答えください、それによって私もこの決議考えさせてもらいますので。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほども申し上げましたとおり、公平公正ということに関しましてはやっていかななくてはならないと思っておりますし、避難所の対応、一時避難所というふうな判断の仕方と仮設住宅、借り上げ住宅に対してのその考え方に関しましては、先ほどから申し上げているとおりでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君）

（何事か言う人あり）

○1番（羽山君子君） いいのだよね。

○議長（佐々木清一君） お続けください。

○1番（羽山君子君）

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 羽山議員さん、この款の中の……

（「議長、休議」「指導は休議をかけて」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 零時29分

再開 午後 零時29分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○1番（羽山君子君） それでは、私の今の質問を取り消しさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） ただいま1番、羽山君子君から質問の取り消しの申し出がありましたが、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

それでは、羽山君子君の質問を取り消させていただきます。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号 平成25年度双葉町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 零時30分

再開 午後 2時00分

○議長（佐々木清一君） 会議を再開します。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第27号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページ。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款療養給付費交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款前期高齢者交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。9ページです。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款前期高齢者納付金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款老人保健拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款介護納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第28号 平成25年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。

第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号 平成25年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第29号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第30号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第31号 平成25年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第6款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。7ページ。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款財政安定化基金拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款地域支援事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号 平成25年度双葉町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第32号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。6ページです。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任と認めることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、諮問第1号は適任と認めることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） 発議第1号の提案理由を説明いたします。

双葉町議会委員会条例の一部を改正する条例であります。地方自治法により、これまで委員会に関しては常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされていましたが、地方自治法の一部改正に伴い、1つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されましたので、委員会条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時20分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 谷津田 光 治

署名議員 岩 本 久 人